

第 5 次

# 門川町長期総合計画

平成23年度～平成32年度



門 川 町



第 5 次

# 門川町長期総合計画

平成23年度～平成32年度



門 川 町



# 門川町民憲章

私たち門川町民は生きる喜びを感謝し、明るい家庭と  
住みよい町をつくるため、この憲章を定めます。

- 1 健康な心身を育てましょう
- 1 力いっぱい仕事に励みましょう
- 1 明るくあいさつを交わしましょう
- 1 進んできまりを守りましょう
- 1 豊かな文化をきずきましょう

## 町木・町花木・町花



町木  
山 桃



町花木  
キンモクセイ



町花  
サルビア



町の鳥  
かんむりうみすずめ



## 第5次門川町長期総合計画策定にあたって

本町では、これまで町民一人ひとりが自ら夢を持ち、夢を実現できる社会を構築するため「日本一住みよい門川町」を目指して、それぞれの時代の変化に対応しながら町政の発展を図ってきました。

しかしながら、少子・高齢化の急速な進行、高度情報化の進展、地球規模での環境問題の深刻化、地方分権時代への対応など、社会経済情勢は大きく変化しており、これらの変化に柔軟かつ敏感に対応し、町民ニーズを踏まえた、効率的で効果的な行財政運営が求められています。

このような中、これまでに築いてきた基盤をもとに、門川町がさらに飛躍、発展するよう、平成23年度から平成32年度までの10年間を計画年度とする第5次門川町長期総合計画を策定いたしました。

町政を取り巻く環境は益々厳しくなるものと予想されますが、「町民一人ひとりが主役の町づくり」を推進し、町政全般にわたり、町民との協働によるまちづくりが発展することを目指しております。

最後に、本計画の策定にあたりご尽力いただきました門川町総合計画審議会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました多くの方々に厚くお礼申し上げますとともに、本計画の推進にあたって、町民の皆様のご協力をいただきながら、町政の発展に全力を尽くして取り組んでまいります。

平成23年4月

門川町長 **安田 修**



## 第1編 総論

### 第1章 第5次門川町長期総合計画について

- 1 計画策定の趣旨…………… 1
- 2 計画の性格及び役割…………… 1
- 3 計画の期間…………… 1

### 第2章 時代背景

- 1 地方分権と住民参加…………… 2
- 2 本格的な少子・高齢化と人口減少社会…………… 2
- 3 環境問題…………… 4
- 4 国土保全…………… 4
- 5 情報通信技術（ICT）活用の推進…………… 4
- 6 グローバル化（国際化）…………… 5

### 第3章 将来人口

- 1 人口…………… 6
- 2 世帯数…………… 7

## 第2編 基本構想

### 第1章 町政の基本理念…………… 9

### 第2章 計画の大綱

#### 1 快適生活のまちづくり

- 第1節 環境の保全…………… 1 1
- 第2節 ごみの適正処理…………… 1 1
- 第3節 上水道…………… 1 1
- 第4節 町営住宅…………… 1 1
- 第5節 都市計画…………… 1 1
- 第6節 交通環境の整備…………… 1 2
- 第7節 漁業集落の環境整備…………… 1 2
- 第8節 町民の安全確保…………… 1 2
- 第9節 防災対策…………… 1 2
- 第10節 情報化の進展に伴う環境整備…………… 1 3

#### 2 産業創造のまちづくり

- 第1節 農業の振興…………… 1 4
- 第2節 林業の振興…………… 1 4

第3節	水産業の振興	14
第4節	商業の振興	14
第5節	工業の振興	15
第6節	観光の振興	15

### 3 心豊かなまちづくり

第1節	生涯学習の推進	16
第2節	就学前教育・義務教育の充実	16
第3節	社会教育の充実	16
第4節	生涯スポーツの推進	16
第5節	文化の振興	17
第6節	男女共同参画の推進	17

### 4 福祉・健康のまちづくり

第1節	地域福祉の推進	18
第2節	高齢者福祉の充実	18
第3節	障がい者福祉の充実	18
第4節	児童福祉の充実	18
第5節	ひとり親家庭福祉の充実	18
第6節	社会保障の充実	18
第7節	保健・衛生の充実	19

### 5 計画推進のための行政の充実

第1節	行財政改革	20
第2節	財政計画	20
第3節	広域行政	20
第4節	「町民一人ひとりが主役の町づくり」の推進	20





## 第3編 基本計画

### 第1章 快適生活のまちづくり

第1節	環境の保全	2 1
第2節	ごみの適正処理	2 4
第3節	上水道	2 6
第4節	町営住宅	2 7
第5節	都市計画	3 0
第6節	交通環境の整備	3 5
第7節	漁業集落の環境整備	3 9
第8節	町民の安全確保	4 0
第9節	防災対策	4 5
第10節	情報化の進展に伴う環境整備	4 7

### 第2章 産業構造のまちづくり

第1節	農業の振興	4 9
第2節	林業の振興	5 8
第3節	水産業の振興	6 2
第4節	商業の振興	6 7
第5節	工業の振興	7 1
第6節	観光の振興	7 3

### 第3章 心豊かなまちづくり

第1節	生涯学習の推進	7 5
第2節	就学前教育・義務教育の充実	7 8
第3節	社会教育の充実	8 4
第4節	生涯スポーツの推進	8 8
第5節	文化の振興	9 0
第6節	男女共同参画の推進	9 3

### 第4章 福祉・健康のまちづくり

第1節	地域福祉の推進	9 4
第2節	高齢者福祉の充実	9 5
第3節	障がい者福祉の充実	9 7
第4節	児童福祉の充実	1 0 0
第5節	ひとり親福祉の充実	1 0 3
第6節	社会保障の充実	1 0 4
第7節	保健・衛生の充実	1 0 8

## 第5章 計画推進のための行政の充実

第1節 行財政改革 .....	1 1 0
第2節 財政計画 .....	1 1 4
第3節 広域行政 .....	1 2 2
第4節 「町民一人ひとりが主役の町づくり」の推進 .....	1 2 4
用語解説 .....	1 2 5

## 第4編 資料

町民アンケート調査結果の概要 .....	1 2 7
町長諮問及び審議会答申 .....	1 3 7
門川町総合計画審議会条例 .....	1 3 9
第5次門川町長期総合計画審議会委員 .....	1 4 0



# 第1編

# 総論

---

## 第1章

第五次門川町長期総合計画について

## 第2章

時代背景

## 第3章

将来人口



## 第1章 第5次門川町長期総合計画について

### 1 計画策定の趣旨

本町はこれまで、平成13年度に「日本一住みよい門川町」の実現を基本理念に「第4次長期総合計画」を策定し、町民生活の安定と向上を目指して、様々な政策の展開を図りながら、住みよい地域づくりの実現を目指してきました。

しかし、今日の社会は地域主権の時代の到来をはじめ、少子・高齢化の急速な進行、地球規模での環境保全の重要性の高まり、世界同時不況による景気の低迷などこれまでにない大きな変革の時期にあり、本町においても厳しい財政状況の中で、様々な行政課題が山積しています。

このような中、今後の町基本政策を進めるにあたり、第4次後期改訂計画（平成20年度改訂）との整合を図り、門川町のよりよい将来を創造していくために、この第5次門川町長期総合計画を策定するものです。

### 2 計画の性格及び役割

この計画は、門川町の今後進むべき方向とこれを実現するための基本的な方策を示すもので、町政運営の指針となるものです。

### 3 計画の期間

計画の期間は、平成23年度を初年度とし、平成32年度までの10ヶ年とします。ただし、5年間をめぐりに必要に応じて見直しを行います。



## 第2章 時代背景

### 1 地方分権と住民参加

現在、地方分権や地域主権、道州制を巡る議論が活発に行われていますが、国や地方のあり方についてはまだ明確な方向付けがなされていません。しかし、地方自治体はこれまでの地方分権の推進により、全国画一的な行政から地域の特性や多様性を重視した独自性を持った行政への転換が求められており、国の関与の縮減や自治体が最低保障すべき行政サービスの見直しなど、地方分権の促進が図られています。

一方、生活の豊かさを求める傾向の中で、住民の行政ニーズが多様化しており、これらのニーズに対応するためにも行政サービスの充実が求められています。

地方分権が進むということは、地方自治の本旨である住民自治※と団体自治※の確立が求められるということであり、地方自治体と地域住民とがともに協力し、よりよい地域づくりを進めていくことが必要であります。このためには、住民への行政に関する情報の公開や、行政への住民参加のしくみづくりなども必要となります。

本町では、第5次長期総合計画において「町民一人ひとりが主役の町づくり」を展開し、地域住民が主体となってよりよい地域づくりのための活動を行っていきます。本町の様々な課題を解決するためには住民の協力は不可欠であり、これからも地域住民主体の活動をさらに充実させ、「日本一住みよい門川町」の実現を目指していく必要があります。

### 2 本格的な少子・高齢化と人口減少社会

世界の人口は今後も東アジアを中心に増加していくと見込まれますが、わが国の人口は平成16年をピークに減少に転じ、急速な高齢化が進むと同時に出生率の低下による少子化もさらに続くものと予想されます。

全国における1人の女性が一生の間に産む子どもの数を表わす合計特殊出生率は平成17年には過去最低の1.26となっており、人口を維持するのに必要な水準2.08をはるかに下回っています。

このような人口減少は、労働力人口の低下をもたらす地域産業の衰退に繋がります。中山間地域などにおいては、地域の活力を維持することが困難になってくることも予想されます。

本町においても平成17年（国勢調査）の65歳以上人口の割合は23.9%、0～14歳人口の割合は15.7%となっており、確実に少子高齢化が進んでいる状況にあります。今まで高齢社会に備え福祉の充実に取り組んできましたが、これまでの成果を活かしながら地域社会で支え合い、高齢者が安心して生活できるまちづくりを進める必要があります。

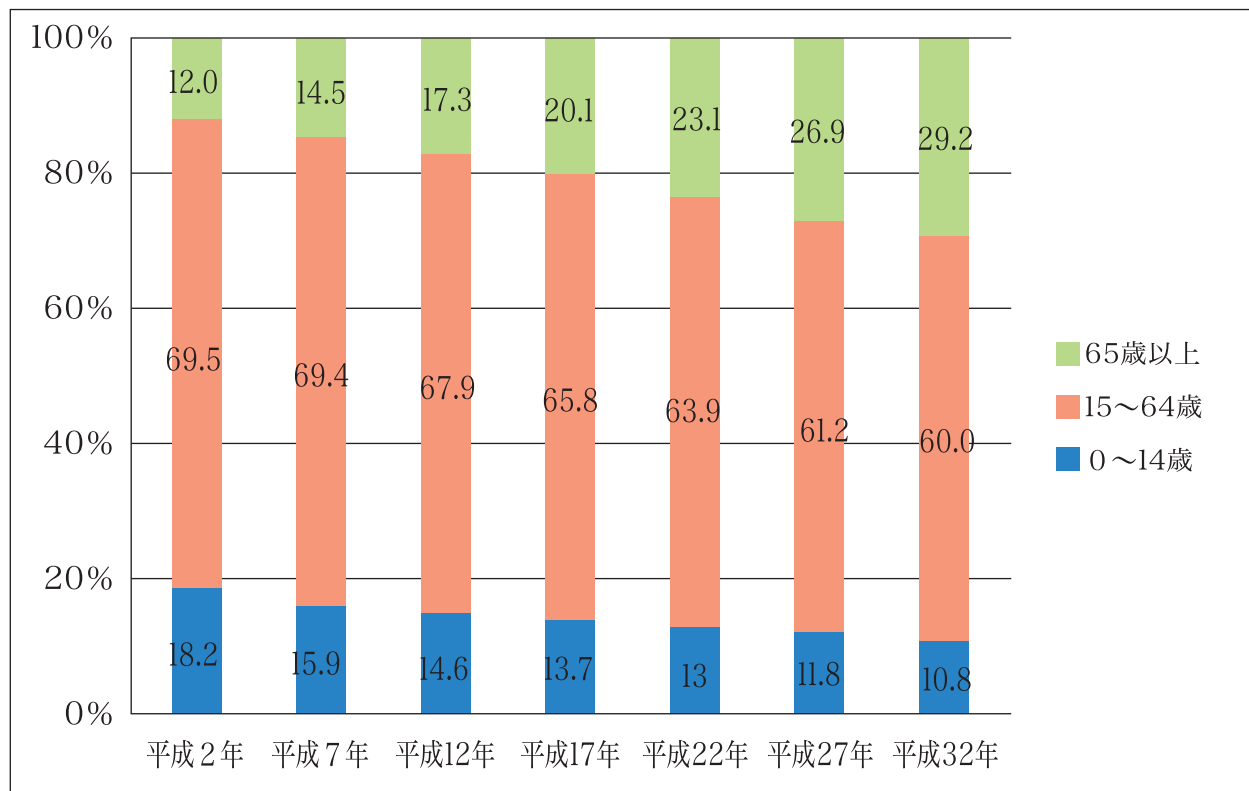
また一方で、子育て・教育環境の充実を図り、安心して子どもを産み育てることの

※住民自治 住民自らが自らの地域のことを考え、自らの手で治めていくこと。

※団体自治 地域のことは、地方公共団体が自主性・自立性をもって、自らの判断と責任の下に地域の実情に沿った行政を行っていくこと。

できる環境づくりや雇用の場の創出など、若い世代の定住を促進する魅力ある地域づくりの推進が求められています。

年齢3区分別人口構成（全国）



資料：「国勢調査」（平成2年～平成17年まで）

国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」  
（平成22年～平成32年）

注1：将来推計人口は中位推計の場合

注2：総人口には年齢不詳が含まれるため、合計が100%にならない場合がある。

注3：四捨五入のため、合計が100%にならない場合がある。

### 3 環境問題

21世紀は「環境の世紀」と言われています。地球上の環境容量や資源量の制約といった地球的規模での限界に直面する今日、地球的規模での持続的可能な社会を構築していくためには、私たち一人ひとりや地域が環境に配慮し、低炭素社会や循環型社会、自然と共生する社会を構築することにより、環境との調和を心がけていくことが求められています。

このために国は平成5年に環境基本法を制定し、その後環境基本計画※を策定いたしました。さらに、地球温暖化対策や各種関係法令の制定や改正を行うとともに、廃棄物リサイクル対策に関する各種関係法令の制定をする等、持続的可能な社会の構築に向けた枠組みづくりが次々と進められています。

門川町においては環境基本法の趣旨を踏まえ、平成16年3月に門川町環境基本条例を制定し、「町民が健康で文化的な生活に欠くことができない、健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、人と自然との共生が将来にわたって確保され継承できること」を掲げています。

このため、「公害の防止並びに資源の適正管理及び循環的な利用を推進し、環境への負荷が少ない持続的発展が可能な社会を構築すること」を基本理念として、町民すべての公平な役割分担の下に、自主的かつ積極的な取組みを行うことが必要であります。

### 4 国土保全

日本の国土の約67%は森林であり、これらの森林は木材の生産だけでなく、土砂災害の防止や二酸化炭素の吸収、保健休養の場などの公益的機能を有しています。しかし、山村での過疎化の進行や林業の不振などにより、森林を守り育てていくことが困難になってきています。こうした中、国の林業政策における基本政策もこれまでの木材生産を主な目的としたものから、森林の多様な機能の持続的な発揮を図ることを目的とする方向に転換することが打ち出されています。

本町においても森林は町土の84%を占めており、豊かな自然の源となっています。近隣の市町村とも連携を図りながら、これらの森林を守り育てていくことが求められています。

### 5 情報通信技術（ICT）活用の推進

国は、平成22年5月11日に「新たな情報通信技術戦略」を策定し、この中で「国民本位の電子行政の実現」を目標に掲げております。

行政サービスのオンライン利用の向上、電子政府や公的個人認証サービスの利便性、社会保障・税の共通番号の検討と整合性を図る国民ID制度の導入、さらには、行政機関が保有する自己に関する情報について、国民が内容を確認できる仕組み等を整備

※環境基本計画

環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全に関する基本的な計画をいう。



していくものであります。

また、平成22年7月30日には「自治体クラウド推進本部」を立ち上げ、地方自治体における電子行政について、利用者の負担軽減、行政効率化の観点からクラウドコンピューティング技術を活用した情報システムの統合・集約化を推進しています。

宮崎県におきましては、総務省の「自治体クラウド開発実証事業」に、佐賀県・大分県と共同参加し、各市町村等が低廉かつ効果的に利用することができる基盤システムの開発実証事業を実施しており、本町も「延岡市」「日向市」「串間市」「綾町」とともに参加しております。

また、県内市町村が構成員である「宮崎縣市町村IT推進連絡協議会」でも、共同利用が可能なシステムの検討を行っております。

今後は、システムの共同利用・共同開発を進めながら、電子自治体の推進をより一層図らなければなりません。また、地域社会の主体となる企業や町民の利便性向上のため、地域情報化施策、情報化を享受できる人材の育成等、積極的に取り組んでいく必要があります。

## 6 グローバル化（国際化）

経済のグローバル化、輸送・交通手段の発達、情報技術の高度化などにより、世界が一つの単位として機能するようになっていきます。

また、農産物の輸入増加など、国際的な動向が地域の産業に与える影響も大きくなっていきます。

これらのグローバル化の進展は、国の経済活動から地方の日常生活まで浸透してきており、今や、国際化の問題は私たちの生活と密接に関係しています。

今後は、本町においても、経済・文化の面での国際交流が進展していくと思われるので、国際感覚豊かな人材育成が不可欠です。

## 第3章 将来人口

### 1 人口

門川町の将来の人口について、コーホート要因法※により、推計を行いました。

その結果、総人口は平成12年の19,287人をピークに平成32年には18,000人を切ると推測されます。

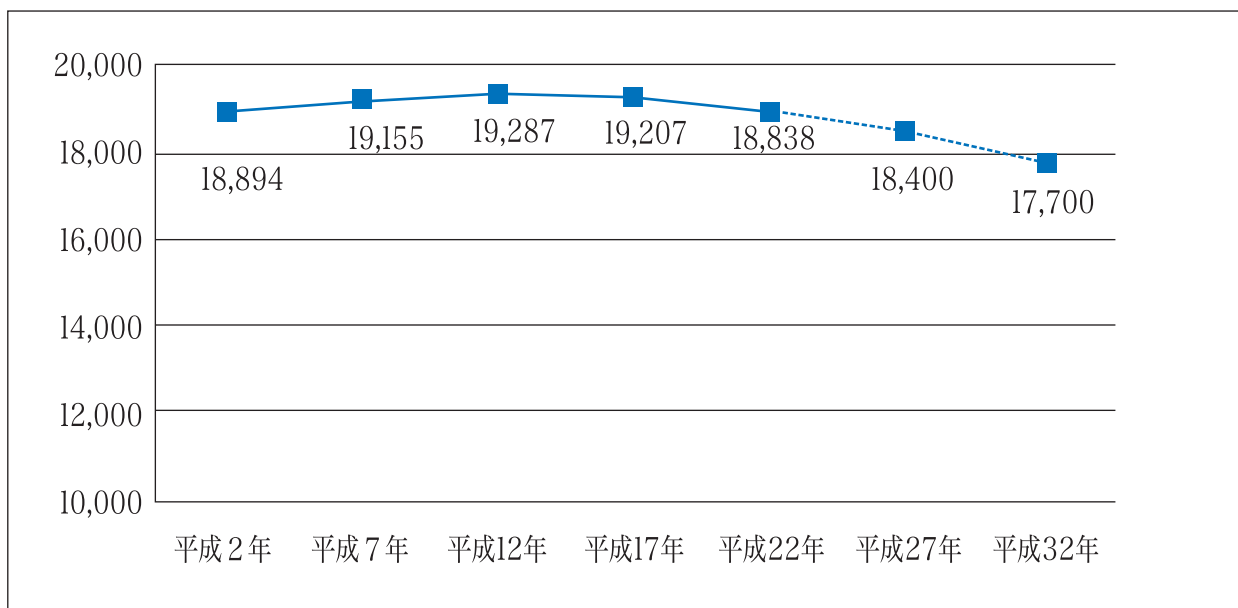
また、65歳以上人口の割合は、平成32年には約35.6%になることが予想されます。

人口の推計結果（門川町）

（単位：人、％）

		国勢調査				推計値		
		平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	平成32年 (2020年)
総人口		18,894	19,155	19,287	19,207	18,838	18,400	17,700
0～14歳		3,996	3,550	3,216	3,007	2,840	2,400	2,100
15～64歳		12,153	12,216	12,081	11,609	10,923	10,200	9,300
65歳以上		2,742	3,389	3,990	4,591	5,075	5,800	6,300
構成比	0～14歳	21.1	18.5	16.7	15.7	15.1	13.1	11.9
	15～64歳	64.3	63.8	62.6	60.4	58.0	55.4	52.5
	65歳以上	14.5	17.7	20.7	23.9	26.9	31.5	35.6

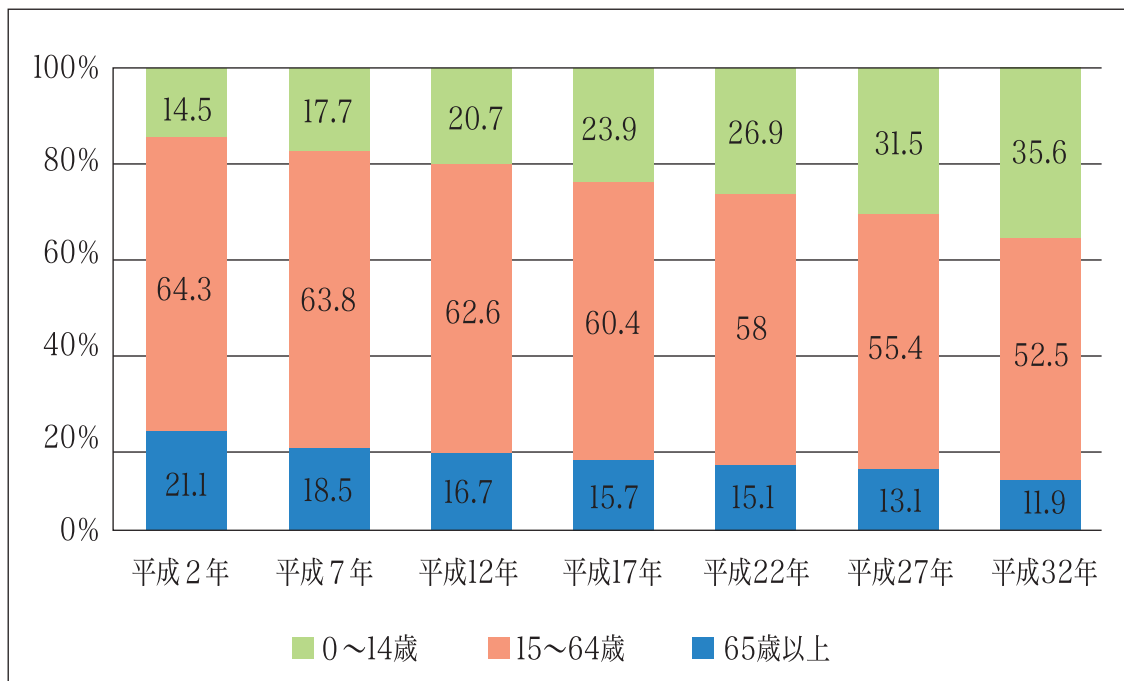
総人口の推移（門川町）



※コーホート要因法

ある年次の男女・年齢（5歳階級）別人口を基準として、これに出生、死亡、社会移動を加味して、5歳階級ごとの人口の変化を5年おきに追いつながら、将来人口を推計する方法です。なお、「コーホート」とは、同期間に出生した集団という意味があります。

### 年齢3区分別人口構成の推移（門川町）



資料：「国勢調査」（平成2年～平成17年まで）

国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」  
（平成22年～平成32年）

注1：将来推計人口は中位推計の場合

注2：四捨五入のため、合計が100%にならない場合がある。

## 2 世帯数

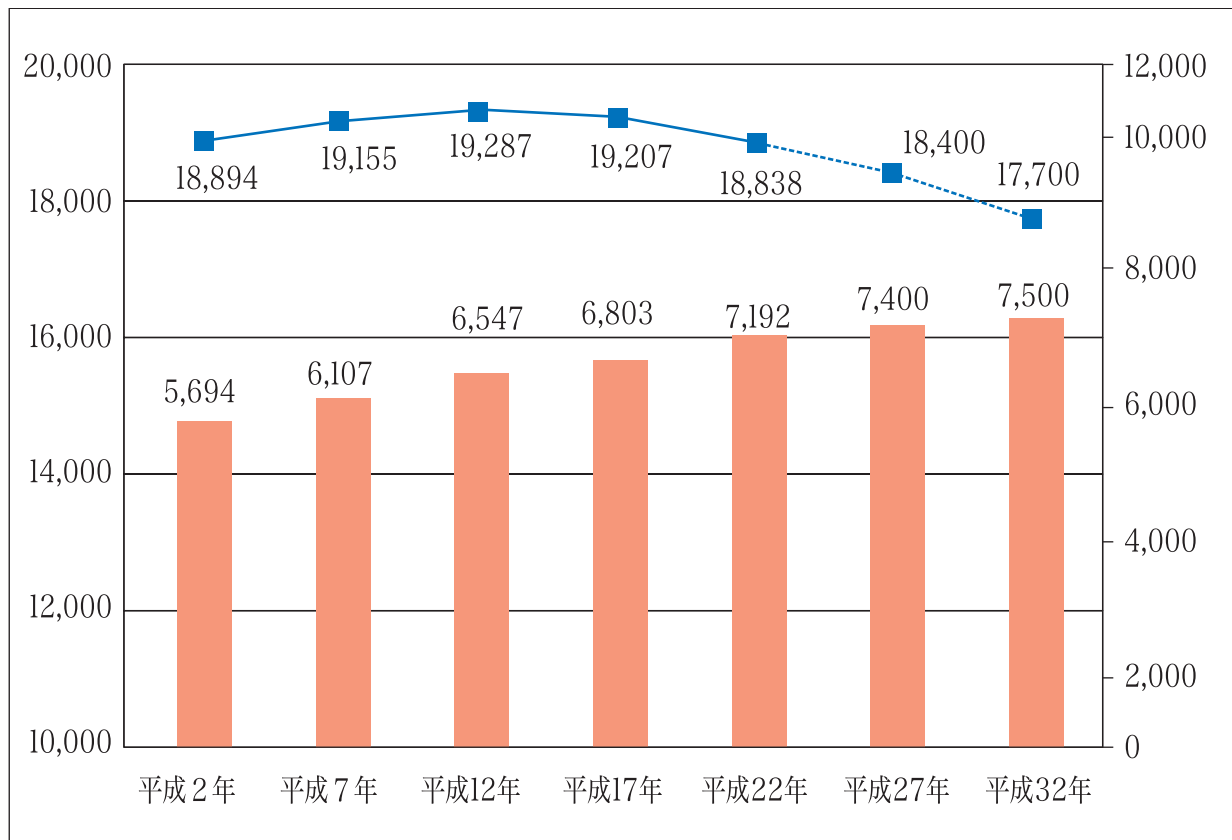
世帯数については、1世帯当たり人員の傾向と推計した総人口から推計しました。

その結果、総人口は減少するものの、世帯数は核家族化や単独世帯等の増加により平成22年の7,192世帯から平成32年には約7,500世帯になると推測されます。

### 世帯数の推計結果（門川町）

	国勢調査				推計値		
	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	平成32年 (2020年)
総人口(人)	18,894	19,155	19,287	19,207	18,838	18,400	17,700
世帯数(世帯)	5,694	6,107	6,547	6,803	7,192	7,400	7,500
1世帯当たり人員(人)	3.32	3.14	2.95	2.82	2.62	2.49	2.36

総人口と世帯数（門川町）



資料：「国勢調査」（平成2年～平成17年まで）

国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」

（平成22年～平成32年）

注1：将来推計人口は中位推計の場合

## 第2編

# 基本構想

---

### 第1章

町政の基本理念

### 第2章

計画の大綱



## 第2編 基本構想

### 第1章 町政の基本理念

本町は第4次門川町長期総合計画において「日本一住みよい門川町」を目標として、生活基盤の整備、福祉や教育の充実、産業の振興などの政策に積極的に取り組んできました。

その結果、門川町立図書館の建設、栄ヶ丘公営住宅の建替、門川中学校の改築、本町都市下水路の整備など、「日本一住みよい門川町」の実現に向けて一步一步前進して参りました。

しかし、本格的な少子・高齢化や人口減少社会の到来、情報化の進展、環境問題の深刻化、地方分権化など、地方自治体を取り巻く社会環境は大きく変化しています。

また、求められる行政ニーズが年々多様化する一方で、継続的に取り組まなければならない課題とともに、新たに取り組むべき課題もあります。

これらの社会環境の変化や平成20年秋以降の「100年に一度の経済危機」と言われる経済情勢のなか、地方自治体には経営的視点に立った行政運営がより一層求められています。

また、誰もが住みよいまちづくりを実現していくためには、町民のニーズに立った、町政運営を行うとともに、地域住民や様々な団体等と連携しながら新たな地域づくりに取り組まねばなりません。

このため、これまで取り組んできた事業を継続しながら、誰もが住みよい町を目指すために「町民一人ひとりが主役の町づくり」を推進することとします。

第5次門川町長期総合計画においては、政策の柱を以下の5つとします。

- 1 快適生活のまちづくり
- 2 産業創造のまちづくり
- 3 心豊かなまちづくり
- 4 福祉・健康のまちづくり
- 5 計画推進のための行政の充実

これらの柱に基づき各種政策を実施することにより、「日本一住みよい門川町」の実現を目指します。

## 第5次門川町長期総合計画 概念図

### 「日本一住みよい門川町」の実現

#### 「町民一人ひとりが主役の町づくり」の推進

#### I 快適生活のまちづくり

- 1 環境の保全
- 2 ごみの適正処理
- 3 上水道
- 4 町営住宅
- 5 都市計画
- 6 交通環境の整備
- 7 漁業集落の環境整備
- 8 町民の安全確保
- 9 防災対策

#### II 産業創造のまちづくり

- 1 農業の振興
- 2 林業の振興
- 3 水産業の振興
- 4 商業の振興
- 5 工業の振興
- 6 観光の振興

#### III 心豊かなまちづくり

- 1 生涯学習の推進
- 2 就学前教育・義務教育の充実
- 3 社会教育の充実
- 4 生涯スポーツの推進
- 5 文化の振興
- 6 男女共同参画の推進

#### IV 福祉・健康のまちづくり

- 1 地域福祉の推進
- 2 高齢者福祉の充実
- 3 障がい者福祉の充実
- 4 児童福祉の充実
- 5 ひとり親家庭福祉の充実
- 6 社会保障の充実
- 7 保健・衛生の充実

#### V 計画推進のための行政の充実

- 1 行財政改革
- 2 財政計画
- 3 広域行政
- 4 「町民一人ひとりが主役の町づくり」の推進

#### 時代背景

- 1 地方分権と住民参加
- 2 本格的な少子・高齢化と人口減少社会
- 3 環境問題
- 4 国土保全
- 5 情報通信技術（ICT）活用の推進
- 6 グローバル化（国際化）

#### 町政の基本理念

わが町のことは私たち自らが考え、責任ある行政を行う＝自治の確立

町民も参加する新たな町政のしくみ

#### 計画の性格及び役割

門川町第5次長期総合計画は、町の進むべき方向とこれを実現するための基本的な方策を示すもので、町政運営の指針となるものです。



## 第2章 計画の大綱

### 1 快適生活のまちづくり

住みやすさの基本となる環境の保全、生活基盤整備、安全の確保などを推進し、快適なまちを目指します。

#### 第1節 環境の保全

門川町環境基本条例の基本理念を踏まえ、環境の負荷の低減と資源の循環的な利用を促進するため、化石資源以外の動植物由来の有機物であるバイオマス※の研究やクリーンエネルギーの導入などにより、エネルギー消費量の軽減に努めます。さらに海、山、川の豊かな自然環境の保全を推進するため、関係機関との連携を図る組織づくりや町民の意識高揚に努めます。

#### 第2節 ごみの適正処理

一般廃棄物の広域的な施設整備計画を推進し、適正処理と施設の管理に努めるとともに、排出抑制、再利用、リサイクルなど「ごみからの資源」を基本とした廃棄物の循環型社会の構築を目指します。

し尿処理については、当面は現在の施設を維持します。

#### 第3節 上水道

上水道については安全、安心かつ安定した水供給を持続するため、給水の効率性向上に適應する水道施設の整備及び経営の効率化を図るとともに、災害に強い施設としての整備を進めます。

#### 第4節 町営住宅

入居者に安全で安心な住環境を提供し、ゆとりのある生活ができるよう、バリアフリー※化などの居住環境や設備の向上に努め、老朽化した住宅については順次計画的に改善や建て替えを進めます。

#### 第5節 都市計画

良好な都市空間の形成を図るため、環境の保全や防災面の充実、さらには都市景観にも配慮しつつ、既存都市施設の適正な維持管理や、都市基盤未整備地区における面的整備や都市計画道路、都市公園などの整備に努めます。

また、市街化調整区域においては、農林業との健全な調和を保ちながら区域内集落の活性化に取り組んでいきます。

※バイオマス 動植物から生まれた再生可能な有機性資源。

※バリアフリー 障がい者等が生活する場合に、障壁（バリア）となる段差等を取り除くこと。物理的な障壁だけでなく、社会的障壁をなくす意味にも用いられる。

## 第6節 交通環境の整備

日常生活や経済活動の基盤である道路については、東九州自動車道の早期完成及び九州横断自動車道延岡線の早期整備や国道・県道の早期改良を働きかけるとともに、町道の改良・補修・整備などを進め、体系的で利便性の高い道路網の整備に努めます。

また、道路のバリアフリー化を図るとともに、道路美化など町民と連携した自主的な取り組みを促進します。

鉄道・バスなどの公共交通機関については、利用者の利便性確保に努めるとともに更なる利用推進に向けた各種事業を展開し、周辺市町村と協力して公共交通の維持に努めます。

## 第7節 漁業集落の環境整備

漁業集落の環境整備については地域の安全性や快適性の向上を図るための取り組みが必要ですが、整備については多くの問題を有しており、今後、遊休土地の確保などに努め、地区内の住民と協議を進めながら、整備を検討していきます。

## 第8節 町民の安全確保

行政、町民、事業者、関係機関など地域全体が協力し、交通事故防止や防犯・非行防止などに努め、町民が安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

消防については、火災・災害への対応能力向上のため、広域による常備消防力の強化を促進するとともに、非常備消防力の強化として、消防団における団員の確保、装備の充実を進めます。また、予防消防の充実を図ります。

救急業務については、広域行政による高規格救急車、救急救命士の充実などに努めます。

また、地域主体による自主防火組織づくりに努めます。

## 第9節 防災対策

本町は自然災害の発生しやすい地理的条件にあるため、河川、急傾斜地などにおける災害防止のための整備事業促進を図るとともに、ハザードマップを活用した災害危険箇所の把握、監視の強化、危険箇所及び避難場所等の住民への周知を図り、災害防止に努めます。

また、「門川町地域防災計画」及び「東南海・南海地震防災対策推進計画」に基づき、地震やそれに伴う津波などの大規模災害をはじめとした様々な災害に備えた体制整備を地域と行政とが一体となって進めます。

## 第10節 情報化の進展に伴う環境整備

町民にとって便利で活力のある社会を実現するため、すべての町民が情報化の恩恵を享受できるように、生活に溶け込んだ情報化を推進していきます。

また、情報化の進展による個人の権利や利益の侵害、セキュリティ問題等について、利用者意識の確立と安全にインターネットを利用するための講習会等の開催に取り組みます。

技術的な進歩が著しい情報化の流れを肌を感じ、国県の施策等とも連携しながら町民が利用しやすい環境整備を進めていきます。



## 2 産業創造のまちづくり

産業間の連携も視野に入れながら産業振興を図り、活力のあるまちを目指します。

### 第1節 農業の振興

農業就業者の減少と高齢化に対応して、地域農業の中核となる担い手農家の育成や新規就農者に対する支援を進めるとともに農作業の受委託や集落営農組織等の育成に向けて取組みを強化します。

また、地域の特性を活かした農畜産物の生産、安全性をはじめ健康、本物志向など消費者ニーズに合った質の高い農畜産物の供給と、競争力のある農業を推進するため、生産基盤の整備や流通対策に努めます。さらに、環境にやさしい農業の推進を図ります。

西門川地域については、農業と林業との複合経営が多く、高齢化や担い手不足など大変厳しい状況にありますが、農作業の受委託や農地の流動化を図るなど地域農業の維持に努めます。また、総合活性化センターの活用や生活環境の充実を図り、定住化を促進します。

### 第2節 林業の振興

地球温暖化防止や国土保全など森林の多面的な公益的機能※を發揮するため、地域に応じた森林づくりを促進し、県や森林組合などと連携して、林業経営の安定化、後継者の育成、加工・流通体制の整備、基幹林道網の整備などを図り、森林・林業の活性化を推進します。

また、森林の持つ公益的機能の發揮や林業の活性化を図るため、山村の生活基盤整備や林業労働環境の充実に努めます。

### 第3節 水産業の振興

水産資源の適正な維持管理のため、つくり育て、管理する漁業の振興を図るとともに、遊漁者との適切な調整を図ります。

また、漁港施設の整備促進や漁業環境の充実により、漁業経営の安定を図ります。

さらに、流通施設の充実、販路拡大など水産物・水産加工品の流通対策を進めるとともに、水産加工業の育成強化に努めます。

内水面漁業においては、水産資源の保護・増殖に努めます。

### 第4節 商業の振興

県及び商工会と連携し、個性ある店づくりを支援するとともに、本町の立地条件も踏まえ、コミュニティ機能の充実や集客力のある店舗の確保など町民にとって魅力ある商店街づくりを進めます。

※森林の公益的機能

水資源のかん養、土砂流出の防止、保健休養の場、二酸化炭素の吸収などの森林の持つ機能のこと。

また、本町の特産品販売や情報発信を目的とした施設を整備充実し、他産業も含めた活性化を図ります。

### 第5節 工業の振興

圏域の工業会等と連携した人材の育成や異業種間の連携・交流を促進し、地域産業の活性化を図ります。

さらに、企業誘致のため、奨励措置の活用、新たな工業用地の確保などに努めます。また、公害防止などの観点から工場の集団化を促進します。

### 第6節 観光の振興

本町の豊かな自然を生かした観光振興を進めるとともに、観光地としての魅力をさらに高めるための観光地整備を図ります。また、町内他産業とも連携し、新たな土産品開発や観光漁業など地域産業の活用を図ります。

さらに、高速道路整備を視野にいれた周辺市町村との広域観光ルートの形成、観光振興の基盤としての交通条件の充実を図ります。



### 3 心豊かなまちづくり

教育や文化・スポーツ活動の振興を通じて、人づくりを進め、豊かな人材を育むまちを目指します。

#### 第1節 生涯学習の推進

町民の生涯学習意欲の高まりは、まちづくりの活性化にもつながることから、いつでも、どこでも、だれでも生涯学習を受けられるよう町民のニーズに合った機会提供に努めるとともに、ソフト・ハード両面での生涯学習環境の充実を図ります。

#### 第2節 就学前教育・義務教育の充実

幼児期は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要な時期であり、幼稚園と保育所の連携の強化と幼児教育の質の向上に努めます。

小中学校においては一人ひとりの個性を尊重しつつ能力を伸ばすとともに豊かな人間性を培い、心身ともに調和のとれた人材の育成と確かな学力を身につけた人材の育成を目指し、教育内容の充実を図ります。

さらに、安全・安心な空間としての学校施設の充実と、特別支援教育の更なる充実などに努めます。

#### 第3節 社会教育の充実

社会教育の充実に当たっては、地域社会や関係機関との連携を強化し、各種施策の推進を図ります。

家庭教育については、子どもの人格形成においてその果たす役割は大きいことから、家庭の教育機能の向上に努めるとともに、相談体制の強化など支援の充実を図ります。

青少年教育については、多様な教育・体験の機会を通じて、社会性や責任感を培い、健全育成を図ります。

成人教育については、成人各層のニーズに応じた自主的な学習活動の促進や地域の連帯感の醸成などを図り、豊かな地域社会づくりを進めます。

人権教育については、基本的人権の尊重など人権意識の向上に努めます。

#### 第4節 生涯スポーツの推進

町民の心と体の充実を図るため、年齢や体力に応じた生涯スポーツの推進を図ります。また、スポーツに親しむ機会の提供や施設の整備充実、スポーツ団体の育成等スポーツ環境の向上を図ります。

## 第5節 文化の振興

豊かな生活をおくる上で文化の果たす役割が高まっており、文化活動の拠点となる施設の内容充実や利用促進に努めるとともに、町民の自主的な文化活動に対する育成・支援を図ります。

また、「町の鳥」国指定天然記念物カンムリウミスズメの保護啓発を推進するとともに、各学校、民間団体と連携し、自然や歴史遺産などの貴重な文化財の保護と有効な活用に努めます。

## 第6節 男女共同参画の推進

町民一人ひとりが男女平等意識をもって行動し、あらゆる分野で男女がともに協力し、生き生きと暮らせる男女共同参画社会の実現を目指して、意識啓発、女性の就業環境の整備、育児・介護の支援等を推進します。



## 4 福祉・健康のまちづくり

すべての町民が健康で長生きし、安心して生活できるよう、地域ぐるみの福祉に取り組むまちを目指します。

### 第1節 地域福祉の推進

地域福祉を推進していくには、地域全体でお互いを共に支えあう環境をつくり上げることが最も重要です。このため、地域福祉の中心的役割を担う社会福祉協議会の機能充実強化と、区長等で構成する福祉ネットワークや門川町ボランティア連絡協議会などと連携し、併せて町民の主体的な参加を促進します。

### 第2節 高齢者福祉の充実

地域で共に支え合う高齢者福祉の充実を図るため、生きがいづくりや、シニアパワーを生かした社会参加の促進、いきいきサロン等による介護予防に努め、高齢者が安心して暮らせる社会を目指します。

### 第3節 障がい者福祉の充実

障がい者の自立と社会参加を促すため、社会環境のバリアフリー化や支援体制の充実を図るとともに、障がい者の就労についての啓発活動に努めます。

### 第4節 児童福祉の充実

母子保健、保育サービス、相談事業などの充実を図るとともに、地域全体で子育て・子育て環境の充実に取り組み、だれでもが安心して子どもを産み育てられる環境づくりを進めます

### 第5節 ひとり親家庭福祉の充実

ひとり親家庭における精神的・経済的不安解消のため、各種相談事業の充実に努めます。

### 第6節 社会保障の充実

国民健康保険については、医療費の適正化などに努めるとともに、町民の健康づくりのための保健事業を推進します。

国民年金については、老後の生活の基本的柱となることから、制度の広報、加入促進、申請免除の適正適用などを図ります。

介護保険については、円滑な事業運営に努めるとともに、介護サービスの提供体制の充実を図ります。

低所得者対策については、関係機関と協力し、生活状況の的確な把握と適正な保護



に努め、相談事業などの充実や自立の促進を図ります。

### 第7節 保健・衛生の充実

町民が健康で長生きできるよう、生涯の各段階に応じた健康づくりの推進とそのため  
の環境整備を図ります。さらに、母子保健の充実に努め、安心して出産や子育てが  
できる環境整備を図ります。

また、関係機関などの協力を得ながら医療体制と救急医療の充実を図り、町民が安  
心して生活できるよう努めます。



## 5 計画推進のための行政の充実

様々な行政課題に対応するため、効率的な行財政運営に努め、町民も自分たちの町のことを積極的に考える自治のまちづくりを目指します。

### 第1節 行財政改革

社会情勢や行政に対するニーズの変化への的確な対応を図るため、「門川町行財政改革構想（平成16年12月策定）」に基づき、行財政の効率化、行政サービスの向上に向けた様々な施策を推進します。

町民とともに、よりよいまちづくりを進めるために、情報公開並びに、個人情報保護条例に基づき適正な取り扱いに努めます。

行政サービスの中核施設である役場庁舎については、今後、改修計画、建替計画の作成並びに基金積立などの検討を行います。

### 第2節 財政計画

健全な財政運営のため、事務事業の見直しや経費削減、施策の優先度や緊急度に応じた効果的な予算配分に努めます。

### 第3節 広域行政

多様化・広域化する行政ニーズに対応するため、県北地域または日向・東臼杵の市町村で構成する協議会等において、圏域の一体的な発展に向けた各種施策に取り組みます。

また、市町村の新たな枠組み等については、国・県の動向や合併自治体の状況などを踏まえながら、本町の進むべき道を検討していきます。

### 第4節 「町民一人ひとりが主役の町づくり」の推進

地方分権化が進む中で、地域の自主・自立が求められています。住民に身近な課題については、住民自ら考え、行政との協働と役割分担により、よりよい生活を実現する活動として「町民一人ひとりが主役の町づくり」を推進します。

# 第3編

# 基本計画

## 第1章

快適生活のまちづくり

## 第2章

産業創造のまちづくり

## 第3章

心豊かなまちづくり

## 第4章

福祉・健康のまちづくり

## 第5章

計画推進のための行政の充実



# 第3編 基本計画

## 第1章 快適生活のまちづくり

### 第1節 環境の保全

#### 【現況と課題】

二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）に代表される温室効果ガスによる地球温暖化は、人がエネルギーを得るために多くの燃料を使うことが主な要因ですが地球の温暖化が進むと異常気象や動植物の生態系の変化など様々な悪影響が起これと言われています。

地球温暖化抑制のための京都議定書が平成17年2月16日に発効され、日本は二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）など、温室効果ガス※排出削減の6%の数値目標が示され国際公約となりました。現在、「地球温暖化対策の推進に関する法律」や「京都議定書目標達成計画」等に基づき、様々な取組を行っています。

本町は、昭和39年日向延岡新産業都市計画区域の指定を受け、都市施設や廃棄物処理施設の整備を図る一方、環境政策としては、昭和52年日向延岡公害防止計画の承認を受け、宮崎県や関係市町村と連携し、大気、河川海域水質、騒音、振動、悪臭等の規制区域や類型指定を受け、調査及び監視活動に努め、工場、事業所については公害防止協定を締結するなど廃棄物処理と公害対策を実施してきました。

しかし、今日の環境問題は、地球温暖化やオゾン層の破壊など、エネルギーや資源の大量消費に支えられた今日の社会経済活動に起因する地球的規模の環境問題への取組みと、より身近な生活様式の多様化などに伴う生活騒音、ごみの散乱などの都市・生活型公害、生活排水等による河川海域の水質汚濁、廃棄物の減量化、資源化や自然保護などへの対応が必要であり、これまでの環境対策を継続していくとともに、住民、事業者、行政が一体となって、本町の恵まれた環境と自然豊かな郷土を将来の世代も享受できる持続可能な社会の構築を目指すことが必要です。

#### 【基本方向】

環境問題は、わたしたち一人ひとりの日常生活や事業活動から生じる環境への負荷が原因です。このため、身近な日常生活や地域の中から取組み、町民一人ひとりが環境負荷全体を考慮して行動する必要があります。そして、その活動を門川町の環境保全はもとより、地球的環境対策へ広げることによって、社会経済全体を変革する意識を高めなければなりません。

門川町では平成16年（2004年）3月に環境基本法の趣旨を踏まえ、21世紀の展望と環境の基本的方向を定めた門川町環境基本条例を制定しました。この条例を基本理念とした環境基本計画を制定し、この計画に沿って現在に生きる私たちは現実に発生している環境問題を直視し、低炭素社会や循環型社会、自然と共生する社会の構築を目指します。

※温室効果ガス

大気中における濃度が増加することにより、地球温暖化をもたらす物質で、二酸化炭素、メタン等がある。

## 【具体的施策】

### 1 自然の保護と有効活用

- (1) 豊かな緑や清流は、人間性を回復させることができる場であるとともに、地球環境を守る機能も有しています。本町の豊かで美しい海岸線、河川、森林などを保護するために、本町では平成17年に「町の鳥」に制定したカンムリウミスズメを環境保護活動のシンボルとし、住民への啓発活動や町民と一体となった環境保全活動に取り組みます。
- (2) 美郷町北郷区など関係機関と連携を図り、森林の保全と河川や海域、海岸の自然環境の保全活動組織づくりを推進します。また、本町の農林漁業の一次産業と自然や生物とのかかわりについて研究を進め、産業と自然や生物が共生する保全対策に努めます。

### 2 地球温暖化対策

#### ・自治体の責務

住民に対し、国及び県からの情報を提供するとともに、「門川地域新エネルギービジョン」及び「門川町地域省エネルギービジョン」に基づき、温室効果ガス排出抑制のために、住民のモデルとなるような行動を行うとともに、指導・啓発を実施します。

また、太陽光発電の普及・啓発と化石燃料に代わるバイオマス燃料の利活用について、研究に取り組みます。

#### ・事業者の責務

事業活動が環境へ影響を与えていることを認識し、自主的に温室効果ガス削減計画を作成し、生産性の向上や輸送の効率化に努め、実行する「環境保全型のビジネススタイル」へ転換することが求められています。

#### ・住民の責務

日常生活の中で、照明・冷暖房などの過剰使用を慎んだり、エコドライブの実践や自転車を活用することによるエネルギーの節約、過剰包装の抑制などゴミの減量化を促進したり、廃棄物の再利用、リサイクルの促進を行うことにより資源を大切にすること、更に省エネ性能の高い商品選択に努めるなど、自主的・積極的に環境保全行動に取り組むライフスタイルへの転換が求められます。

### 3 新エネルギー及び省エネルギー

地球温暖化を代表とする地球規模の環境問題が注目されていますが、「日本一住みよい門川町」を目指す本町においても身近な問題として認識し、各家庭でできる取り組みについて、指導・啓発を実施します。公共施設について、化石燃料に代わるバイオマス事業を活用した新エネルギー設備や省エネルギー設備を積極的に導入するとともに、「門川町省エネルギー推進委員会」を活用して、各事業所や各家庭でできる取り組みについて指導・啓発を実施します。

### 4 公害の防止

#### (1) 大気汚染

公害防止協定に基づき、大気汚染防止法にかかるばい煙発生施設等の指導を継続するとともに、大気に関する環境基準達成等については宮崎県の評価を注視していきます。

自動車等の粒子状物質や窒素酸化物の排出抑制のための、低排出ガス自動車の普及促進に努めます。

#### (2) 水質汚濁

水質汚濁防止法に基づき河川海域の類型指定による水質目標値達成の水質測定を継続するとともに、法にかかる事業所や公害防止協定等に基づく事業所の指導を継続していきます。

生活排水対策については、合併処理浄化槽等の設置推進、並びに適正な維持管理に向けた取組を推進します。

#### (3) 悪臭

畜産事業所からの悪臭については、糞尿から醗酵する過程での臭気発生が原因であり、施設内に堆積した糞尿処理については関係機関と連携を図り、適正な処理対策と新技術等の導入を図りながら臭気緩和対策に努めます。

その他の悪臭発生については、適宜立ち入りを行い指導していきます。

#### (4) 騒音

騒音規制法に基づく規制地域における本町の条例規制基準により監視を継続するとともに、生活騒音については適宜立ち入りを行い指導します。

## 第2節 ごみの適正処理

### 【現況と課題】

近年の産業構造、経済システム、ライフスタイルの変化に伴う大量生産、大量消費、大量廃棄の社会システムはごみの排出量の増大や、質の多様化をもたらし、さらにごみ焼却処理に伴うダイオキシンの発生や、最終処分場の確保難など、ごみ処理問題に深刻な影響を及ぼしています。

このような中、本町におきましては昭和37年に定められた「門川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を基調とし、廃棄物に関する町民意識の啓発を推進するとともに、可燃ごみの処理については平成2年度に日向市・旧東郷町・門川町で構成する広域処理体制を確立し、日向市に焼却施設（160t／日）の建設を行い、平成3年度より可燃物の焼却処分を実施し、その後平成13年に1市2町5村（現1市2町2村）で構成する日向東臼杵南部広域連合を設立し、広域共同処理を確立しました。

本町の可燃物は広域連合の焼却施設で焼却していますが、供用開始以来20年が経過し設備機器の老朽化が進んでいる中で、安全で安定したごみ処理を行うため、平成22年度から、国の「循環型社会形成推進交付金制度」※を活用し、施設の基幹的設備改良事業を行っています。これにより公害対策の充実、計画的な設備機器類の整備を実施し、施設の延命化を図っています。さらに、不燃物は、鉄類の粗大ごみを除く木質系ごみを主に清掃工場破碎施設（5t／日）で破碎していますが、老朽化により基幹整備が必要となっています。この破碎施設は、災害時の緊急処理に備え、今後とも維持管理に努めていきます。

鉄類の粗大ごみに関しては、ひゅうがりサイクルセンターに搬入し、資源回収を行うため、分別作業はセンターで行い、更なる資源化に努めます。

また、次期最終処分施設整備計画については、日向入郷地区4R推進協議会をはじめ、「日向東臼杵南部地域循環型社会形成推進地域計画」や国・県の計画との整合性も十分に考慮しながら進めていきます。

一方、し尿処理については、昭和56年に建設した処理施設の老朽化が進む中、平成9～10年にかけて基幹整備を実施し機能回復を図りましたが、建設から30年を経過していることもあり、適正な維持管理と施設整備計画の検討が課題となっています。

### 【基本方向】

町民の快適な生活環境を保全し、年々増大し、多様化する廃棄物の処理を適正に行うため町民、事業者、町の責任の分担を明確に位置付けし、環境意識を高めるとともに、廃棄物の発生を抑制し、発生した廃棄物等を循環資源として最大限に利用し、適正な処理を行った後、最終処分量を最小限にする4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）を基調とした循環型社会形成を進めます。



※4 Rとは

リフューズ(Refuse)は不要なものは買わない、レジ袋等を受け取らないようにする。  
リデュース(Reduce)はごみの量を減らす。発生を抑制。使い捨て製品よりも詰め替え製品を選ぶ。

リユース(Reuse)は繰り返し使う。壊れたものは修理して長く使う。

リサイクル(Recycle)は資源として再利用。分別基準に従ってごみを出す。牛乳パックや食品トレーなどは店頭回収を利用する。

## 【具体的施策】

### 1 一般廃棄物処理・リサイクル

現有施設の対策と循環型社会形成を目指し、次の事項を基本方針とします。

- (1) 循環型社会の実現を目指し、リサイクル体制を確立し、更なるごみ分別に努めて、生ごみの資源利活用と廃食油のエネルギー化等バイオマスの調査研究に努めます。
- (2) 最終処分施設の広域的な整備と維持管理体制の確立を目指します。
- (3) 今後の廃棄物の動向、リサイクル施設の処理量や処理内容を含め、廃棄物の減量化や資源化など効率的なごみ処理を推進するために、ごみの分別方法や有料化を検討します。
- (4) 可燃ごみは広域連合施設により焼却処分し、不燃ごみは民間の施設を有効活用した処理を行います。
- (5) 埋立跡地と休止中の焼却施設の適正な処置の研究を進めます。

### 2 し尿処理

し尿処理施設である「門川町衛生センター」は稼動開始から30年が経過しており、日常的な点検や基幹的整備補修に加え、施設へのし尿等の搬入量や老朽化の進行状況を的確に把握するなど、適正な運営管理を維持し延命化を図っていくとともに、新たな処理施設の整備の検討に取り組みます。

## 第3節 上水道

### 【現況と課題】

上水道については、水道管の老朽化が進み、その延長が年々増加していることから、漏水が増加しており、災害等が発生した場合を考慮して耐震性のある施設への更新が重要かつ急務であります。特に、送水管は基幹水路であるため、耐震管への布設替を進めているところであり、配水管についても継続して更新する必要があります。近年は給水人口の伸び悩み及び節水等により、水需要の増加は見込まれませんが、今後も安定供給のため水源能力の調査等が必要となります。

次に、簡易水道については、西門川の2地区（上井野・大原地区）が簡易水道の給水区域となっており、本地区の水道施設は営農飲雑用水施設として整備されましたが、上井野地区にあっては平成5年、大原地区が平成7年に簡易水道事業施設としての認可を受け、現在、町で管理運営しています。

水道事業における経営の効率化については、上水道事業の一元化、すなわち簡易水道事業の統合が全国的に進んでいる状況であり、本町においても事業統合は課題となっております。

また、上水道及び簡易水道給水区域以外の地域においても、集落営農飲雑用水施設（赤木・市の原・神舞・小切畑・小松・丸口・大池）等の整備により、飲料水の確保が図られています。

更に、水道の普及に伴い、今後は、既に整備された施設の維持管理が益々重要視されることとなります。特に、水道水質の安全な確保は必要不可欠であります。生活排水等による河川の汚濁が進んでくると、水道水質への影響が懸念されます。

そのため水質管理体制の強化に加えて水道水源の水質保全が極めて重要となっており、環境行政、河川行政等との連携による対策の一層の強化が求められています。

### 【基本方向】

上水道については、水道管路や機器の更新を定期的に行い、災害時に強い施設の整備（ライフラインの確保）を重点的に進めていき、併せて経営の効率化を図ります。

### 【具体的施策】

- ・水道施設の整備を実施し、水道水の安全、安心かつ安定した供給に努めます。
- ・給水圧の安定と漏水の防止対策として、老朽管の布設替を年次的に実施し、既設管の増径と併せ、給水圧の改善と漏水の防止を図ります。
- ・災害対策として、既設管の耐震化を図ります。
- ・水源の能力調査等を進めていきます。
- ・簡易水道事業の上水道事業への統合を図ります。

## 第4節 町営住宅

### 【現況と課題】

本町の町営住宅は、住戸の安定した供給をするために、昭和37年から50年代半ばにかけて町内の9地区において、住戸数6戸の小規模な団地から総数34棟の平城団地を整備し、住宅不足の解消を図ってきたところです。

今後の町営住宅施策は、予想される高齢者世帯の増加や子育て支援について対応した住宅の整備等、町民のライフスタイル（生活様式）の変化等に伴い、各々のライフステージやニーズにあった町営住宅の供給、また、車両の所有者に配慮した駐車場の整備など、快適な居住環境の整備が必要となっています。

このような中、建設年度の古い住宅では住宅整備（風呂場・洗濯場及び浄化槽）の未整備の部分があり、付帯している設備もほとんどが老朽化しています。

また、床面積も狭小（水準以下）であることから、各入居者によって部屋や物置などの増築を行っている住戸もあり、住戸間における日当たりや通風を妨げ、衛生面など環境悪化を招いている現状であります。

このようなことから、既設団地の計画的な住戸改善や団地統廃合による建替更新などにより、居住水準や生活環境の向上を図ることとし事業の推進に取り組む必要があります。

財政的には、国の社会資本整備総合交付金とりわけ地域住宅交付金を積極的に活用し、公営住宅の整備を計画的に進めていきます。

### 【基本方向】

住宅は本来生活の基盤となるものであり、入居者への利便性の向上や安全・安心に生活できる住戸とするため、経年老朽化している町営住宅を効率的な改善・更新を図っていく必要があります。

住宅施策は、長期かつ総合的な住宅行政の展開が求められることから、今後の社会情勢の変化を見極めつつ、「門川町公営住宅等長寿命化計画」を策定し、入居者が安心してゆとりある住生活が営めるよう、居住水準の向上、良質な居住環境の整備を目的として、既設団地の改善や更新を図ることとします。また、高齢者等に配慮した住宅や子供を安心して生み育てられる環境を有した住宅の整備を行い、快適な生活が送れるまちづくりを推進します。

### 【具体的施策】

#### 1 町営住宅の建替

平成21年度より開始した栄ヶ丘団地二期工事により、新たにC棟と集会所を建設しました。このことから既存のA・B棟と併せて全戸数76戸となり、現在の居住水

準にマッチした近代的な町営住宅を提供できるようになりました。

また、高齢者等にも配慮したバリアフリー化、あるいは障がい者の自立した生活を支援する車イス専用の住戸を取り入れ、多様性と利便性の向上が図られる仕様となっています。

また、経年劣化の著しい団地においては、建替えの優先順位を検討し近隣の団地との統廃合を視野に入れつつ、「門川町公営住宅等長寿命化計画」に基づきながら総合的に計画していきます。

## 2 町営住宅の住戸改善

建替計画のない団地は、改善対策にあわせ設備等の充実や狭小住宅の解消対策の可能性などを調査し、入居者がゆとりある住生活が営めるよう住宅の改善に努めます。

また、多人数世帯への住宅確保として、既存住宅の2戸1住戸改善の整備手法及び可能性について検討を行います。

当分の間継続管理する団地は、入居者の日常の快適な生活を維持するため必要な個所の計画的な改善及び営繕などを引き続き行っていきます。

中層住宅において、西ノ山団地中層住宅では外壁のモルタル剥離、ひび割れ、浮きなどの補修、手摺の改善工事を実施して安全性の向上を図り、また「建築物の耐震改修に関する法律」に基づき耐震診断を実施します。

平城団地の中層住宅についても、安全性の向上を図るため、随時改善改修を行います。

同じく平城団地住宅の簡易平屋の住戸では、平成14年度から毎年1棟の割合で住戸改善事業に取り組んでおり、設備の改善や室内外のリニューアルを積極的に推進しています。

あわせて、同団地における簡易二階建ての住戸においても、全戸に防水断熱化を施し居住環境の向上を図っています。

## 3 町営住宅の環境改善

町営住宅の栄ヶ丘団地、西ノ山団地及び平城団地の一部を除いて、生活排水が未処理のまま側溝に流出しており、水質汚染の一因になっています。

また、中層建物以外の住宅のほとんどが汲取りトイレであるため入居者に不便かつ快適とは言いがたい住環境となっていることから、より文化的な生活を提供するため、トイレの水洗化と合併処理浄化槽の設置を検討し、住環境の改善と居住水準の向上に努めます。

今後、立替を計画する団地にあっては、建替更新によって合併処理浄化槽の設置を行い、環境改善を図っていきます。また、継続管理の低層住宅については、合併処理浄化槽の設置について検討を行い計画的に実施します。

## 4 駐車場の整備

団地内駐車場は、建替などの更新にあわせ整備することを基本とし、入居者の利便性や安全性を重視した配置として計画します。

継続管理の団地は、入居者の声に配慮しながら共用空地において駐車可能地を調査し、可能な限り整備するよう努めます。また整備の済んだ団地については、駐車場の有料化を実施します。

## 5 町営住宅の入居管理

町営住宅の募集については、住宅管理施策を計画的かつ合理的に推進するため、必要に応じて年数回の一般公募により実施していきます。

また入居者は、町営住宅は町民共有の財産であるということをよく認識していただき、「門川町営住宅施設及び駐車場管理要領」などに基づく入居者による自主的な管理運営を基本として、入居者全員で住みよい住環境を構築することを目指した管理に努めます。



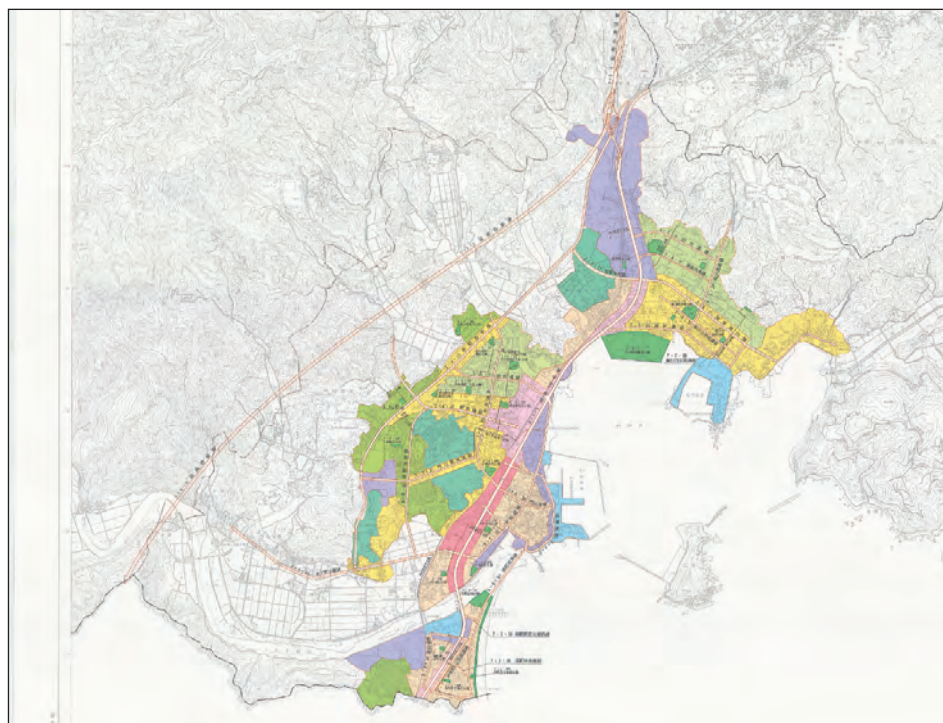
## 第5節 都市計画

### 【現状と課題】

本町の全面積12,048haの内、中心市街地を含んだ1,879haについて都市計画区域に指定されており、町全面積の15.6%となっています。

この内、市街化区域（用途地域※）は、都市計画区域の27.5%、517haが指定されており、これらの地区については、区画整理事業及び開発行為等により面整備が進んでいますが、漁業集落を含む一部区域が未整備であり、今後の整備方針が課題となっています。

また、残りの1,362haは市街化調整区域※として、市街化区域との調和を図りながら、農林振興地域としての整備と保全に努める必要がありますが、市街化区域との隣接部における開発適地の土地利用や、既存集落の活性化が課題となっています。



※用途区域 都市計画法に基づいて土地利用の用途を指定している地域で、大きく住居系、商業系、工業系の3つに分かれ、12種類の用途地域がある。用地地域に応じて、建築物の用途などが定められている。

※市街化調整区域 市街化を抑制すべき区域。（都市計画法）

## 【基本方向】

魅力ある都市づくりを行うために、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するとともに、豊かな自然環境を保全し、農林漁業との健全な調和を図りつつ適正な制限のもとに土地の合理的な利用を図ることを目指します。

## 【具体的施策】

### 1 都市計画

#### ・市街化区域

環境の保全や改善に努め、かつ防災面を考慮した良好な都市空間の形成など、市街化としての質の向上に努めます。

さらに都市基盤整備の未整備な区域においては、面的整備事業の促進をはじめ、道路・公園などの施設を計画的に配置し、住みよい市街地の形成を促進します。

#### ・市街化調整区域

市街化調整区域は、市街化を抑制すべき区域であり、農林業との健全な調和を図る必要があります。

集団優良農地は今後とも水田地帯として農業の土地利用が継続されるものと想定されるので、その保全に努めていきます。

また、調整区域内の指定既存集落については、集落のコミュニティの活性化を目的として、建築許可基準の緩和措置について検討していきます。

### 2 都市計画道路

都市計画道路は、土地利用と並んでまちづくりの根幹をなし、産業の振興、日常生活の利便と安全の確保、防災施設としての役割など、豊かで住み良い機能的な町を実現するため欠かすことのできない基本的な社会資本です。

しかしながら、都市計画路線の中には、計画決定後、長期に亘り未整備路線があるため、路線の必要性について見直しを実施し、上の町～小園線（国道388号）、加草中村線等の重要路線については、計画的に整備促進を図ります。

### 3 土地区画整理事業

土地区画整理事業は、都市計画の目標である優良な市街地形成を図るため、土地利用の増進及び都市施設の整備を総合的に進めるなど、まちづくりにとって大変重要な役割を果たしています。

未整備地区については、整備手法を検討するとともに、財政事情、地域の実態などを勘案しながら更に調査・研究を進め、健全な市街地の形成を促進します。

## 4 都市下水路事業

都市下水路は、主に雨水を排除して、市街地の浸水を防ぐ、都市防災上の重要な施設であります。宮ヶ原都市下水路をはじめ市街化区域内の整備を行い、浸水被害の解消に努めています。また、近年の突発的な豪雨による浸水に対しては、調査を実施し、適切な対応を図ります。

## 5 都市公園事業

公園は、住民の憩いの場としての重要な施設であり、自然とのふれあいを通じて心身ともに豊かな人間形成に寄与するとともに、スポーツレクリエーションの場の提供、あるいは、災害時の避難、救援活動の場など、多くの機能を果たしています。

今後とも、未整備地区については、用地の確保などに努め、施設整備の促進に努めます。

また、既存公園の設備の充実と地域を中心とした適正な管理体制を整えていきます。

用途地域別面積

区	分	面積 (ha)	構成比 (%)	容積率/建ぺい率
市街化区域	第1種低層住居専用地域	46.3	9.0	100/50
	第1種中高層住居専用地域	71.0	13.7	200/60
	第2種中高層住居専用地域	69.0	13.3	200/60
	第1種住居地域	110.3	21.3	200/60
	第2種住居地域	68.0	13.2	200/60
	近隣商業地域	26.0	5.0	200/80
	商業地域	23.0	4.5	400/80
	準工業地域	79.3	15.3	200/60
	工業地域	24.0	4.7	200/60
		計	516.9	100.0
	市街化調整区域	1,362.1		200/70
	合計	1,879.0		

資料：環境建設課



### 都市計画道路の整備状況

番号	路線番号	路 線 名	幅員 (m)	延長 (m)	改良済延長 (m)	整備率 (%)
1	1.3. 3	延岡西都線	24.0	5,530	5,530	100.0
2	1.3. 1	延岡外環状線	24.0	1,350	1,350	100.0
3	3.3. 1	国道10号線	23.0	5,700	5,200	91.2
4	3.3. 2 1	加草中村線	22.0	660	130	19.7
5	3.4. 2 1	加草庵川線	16.0	1,930	1,930	100.0
6	3.4. 2 2	駅前通線	16.0	1,440	1,100	76.4
7	3.4. 2 3	南町加草線	16.0	4,750	3,250	68.4
8	3.4. 2 4	上の町小園線	16.0	2,050	120	5.9
9	3.5. 2 1	栄町通線	12.0	650	650	100.0
10	3.5. 2 2	南町平城線	12.0	1,300	1,300	100.0
11	3.5. 2 3	中央通線	12.0	1,520	1,520	100.0
12	3.5. 2 4	白方通線	12.0	730	730	100.0
13	3.5. 2 5	中尾通線	12.0	1,760	1,760	100.0
14	3.5. 2 6	海岸通線	12.0	1,350	1,350	100.0
15	3.5. 2 7	門川農高通線	12.0	940	760	80.9
16	3.5. 2 8	門川港線	12.0	490	490	100.0
17	3.5. 2 9	庵川西通線	12.0	1,050	950	90.5
18	3.5. 3 0	南町通線	12.0	750	750	100.0
19	3.5. 3 1	南町尾末線	12.0	1,700	1,150	67.6
20	3.6. 1	臨港通線	12.0	1,660	1,660	100.0
21	7.6. 3 2	草川小学校通線	10.0	820	820	100.0
22	7.7. 3 3	庵川西公園通線	6.0	220	220	100.0
23	7.7. 3 4	南町公民館通線	6.0	490	490	100.0
24	7.7. 3 5	南町中央通線	6.0	220	220	100.0
25	7.7. 3 6	南町町民会館通線	9.0	100	100	100.0
26	7.7. 3 7	須賀崎通線	9.0	630	630	100.0
合 計		26 路 線		39,790	34,160	85.9

資料：環境建設課

## 都市公園の整備状況

番号	公園名	面積 (ha)	摘要	町全体	都市計画区域	市街化区域
1	上の町街区公園	0.20	完了	(19,314)人 10.48 m <sup>2</sup> /人	(18,306)人 11.06 m <sup>2</sup> /人	(16,514)人 12.26 m <sup>2</sup> /人
2	中須街区公園	0.27	完了			
3	本町街区公園	0.22	完了			
4	平城街区公園	0.60	完了			
5	中央街区公園	0.53	完了			
6	東栄町街区公園	0.28	完了			
7	西栄町街区公園	0.26	完了			
8	加草街区公園	0.11	完了			
9	栄ヶ丘街区公園	0.15	完了			
10	西栄町第2街区公園	0.18	完了			
11	宮ヶ原第1街区公園	0.26	完了			
12	宮ヶ原第2街区公園	0.44	完了			
13	宮ノ迫街区公園	0.28	完了			
14	庵川西街区公園	0.20	完了			
15	愛宕山街区公園	0.21	完了			
16	南ヶ丘街区公園	0.17	完了			
17	庵川西近隣公園	1.00	完了			
18	南町近隣公園	1.00	完了			
19	門川海浜総合公園	10.30	完了			
20	ふれあい多目的広場	3.20	完了			
21	南町第1街区公園	0.15	完了			
22	南町第2街区公園	0.14	完了			
23	南町第3街区公園	0.10	完了			
合計		20.25				

資料：環境建設課

## 5 町営墓地

町営墓地は西又霊園と宮ヶ原霊園、南町霊園の3箇所があり、宮ヶ原霊園は平成13年度造成工事を行い、同年全区画分譲が完了しております。また、南町霊園についても、平成19年区画分譲を行ったところです。今後の墓地建設については、設置場所及び造成を住民の要望に照らし、検討します。

## 第6節 交通環境の整備

### 【現況と課題】

本町における道路の実態については、東九州自動車道、国道10号、国道388号、及び県道として八重原～延岡線をはじめ5路線となっています。

生活道路としての町道については、平成22年4月現在547路線、総延長167kmとなっています。道路はあらゆる国民生活や社会経済活動を支える根幹的な社会資本であり、高速自動車道網の早期完成及び国県道や町道を体系的に整備を図っていく必要があります。

また、鉄道やバスなどの公共交通機関については、近隣市町村と連携して各種施策を実施し、日常生活に必要な交通手段の確保を図っています。しかし、過疎・高齢化によって今後さらなる交通弱者の増加が懸念されることから、引き続き有効な交通手段を確保していく必要があります。

### 【基本方向】

道路は、日常生活や経済活動における最も基本的な交通基盤であり、都市間交通から生活密着型の道路まで、体系的に整備された道路交通網を形成し、県内主要都市間及び主要都市と周辺市町村を概ね1時間で結ぶことなどを目指した県内1時間構想の実現を図る必要があります。

このため国道、県道と有機的な結合をもった町道の整備をすることにより、圏域内交流や日常生活、産業活動における交通利便性の向上に努めます。

また、公共交通機関については、地域の実情に応じた交通手段の確保を図ります。

### 【具体的施策】

#### 1 東九州自動車道の整備

本路線の整備は、沿線の地域経済の活性化はもとより、救急医療体制の向上、災害時の代替ルートの確保、若者定住促進による国土保全機能維持などに寄与するとともに、九州東西間の交流・連携強化による九州の一体的浮揚に不可欠なものであります。

門川～日向間については、平成22年12月に供用開始をしました。今後も引き続き、全線開通に向けた運動を展開し早期完成が図られるよう努めます。

また、門川ICが、ーフインターであり、町民の利便性の向上及び地域活性化を図るため、スマートICの整備を推進します。

## 2 九州横断自動車道延岡線の整備

県北地域の振興をはじめ、東西九州の一体的発展に不可欠な道路であり循環型高速交通ネットワークにおいて重要な路線であります。

九州横断自動車道延岡線建設促進期成会などと一体となって、道路財源を確保しながら、早期整備が図られるよう努めます。

## 3 国道の整備

国道10号については、歩道のバリアフリー化に続いて、舗装の騒音対策及び道路嵩上げ等による浸水対策が図られました。引き続き交通事故防止対策が図られるよう推進します。

国道388号については、平成14年度以降、逐次整備が図られていますが、引き続き松瀬工区の年次的な整備が図られるよう、県に要望していきます。

なお、上の町～小園間については、一部区間を事業着手し、整備が図られていますが、残りの区間については、効果的整備手法について調査研究し早期着工が図られるよう努めます。

## 4 県道の整備

町内にある県道は5路線、総延長26.7kmについて、道路維持整備、歩道整備、交通安全施設整備、道路改良整備などについて年次計画的な整備が図られるよう県に要望してきます。

特に八重原～延岡線については、西門川地区の唯一の日常生活、産業経済道路であり、上井野～東郷間の早期改良整備促進を図ります。

## 5 町道の整備

現在、町道として認定している路線は547路線、総延長167kmが整備されていますが、今後とも、計画的、年次的な道路改良及び維持補修に努めます。

- ・広域的見地から町道松瀬～川水流線及び門川農高通り線の早期完成に努めるとともに、生活道路としての機能向上を図るため、道路の新設改良、道路幅員の拡幅、危険個所の解消などの整備促進に努めます。
- ・利便性の高い歩道の整備や交通安全施設及び歩行空間のバリアフリー化の整備を推進します。
- ・道路の適切な維持管理を図るため各地域住民と連携を図り、道路情報の収集につとめ敏速な補修に努めます。
- ・地域に密着した、生活道路の花いっぱい運動や、清掃活動を通じ道路愛護意識の向上を図るための啓発活動を推進します。

## 6 公共交通機関

鉄道交通については、鉄道利用者の利便性や快適性を高めるため、利用者が多い時間帯の増便や車両の更新など関係機関への要望活動により、ある程度の整備が図られました。今後も関係市町村と連携しながら鉄道交通の整備を推進していきます。

バス交通については、幹線道路網の整備を図るとともに、廃止路線における代替バス運行補助やバス利用促進事業など、日向・東臼杵市町村振興協議会等の広域的な枠組みにおいて継続して実施し、路線の確保に努めていきます。また、交通白紙地域における交通手段の確保についても検討を進めていきます。

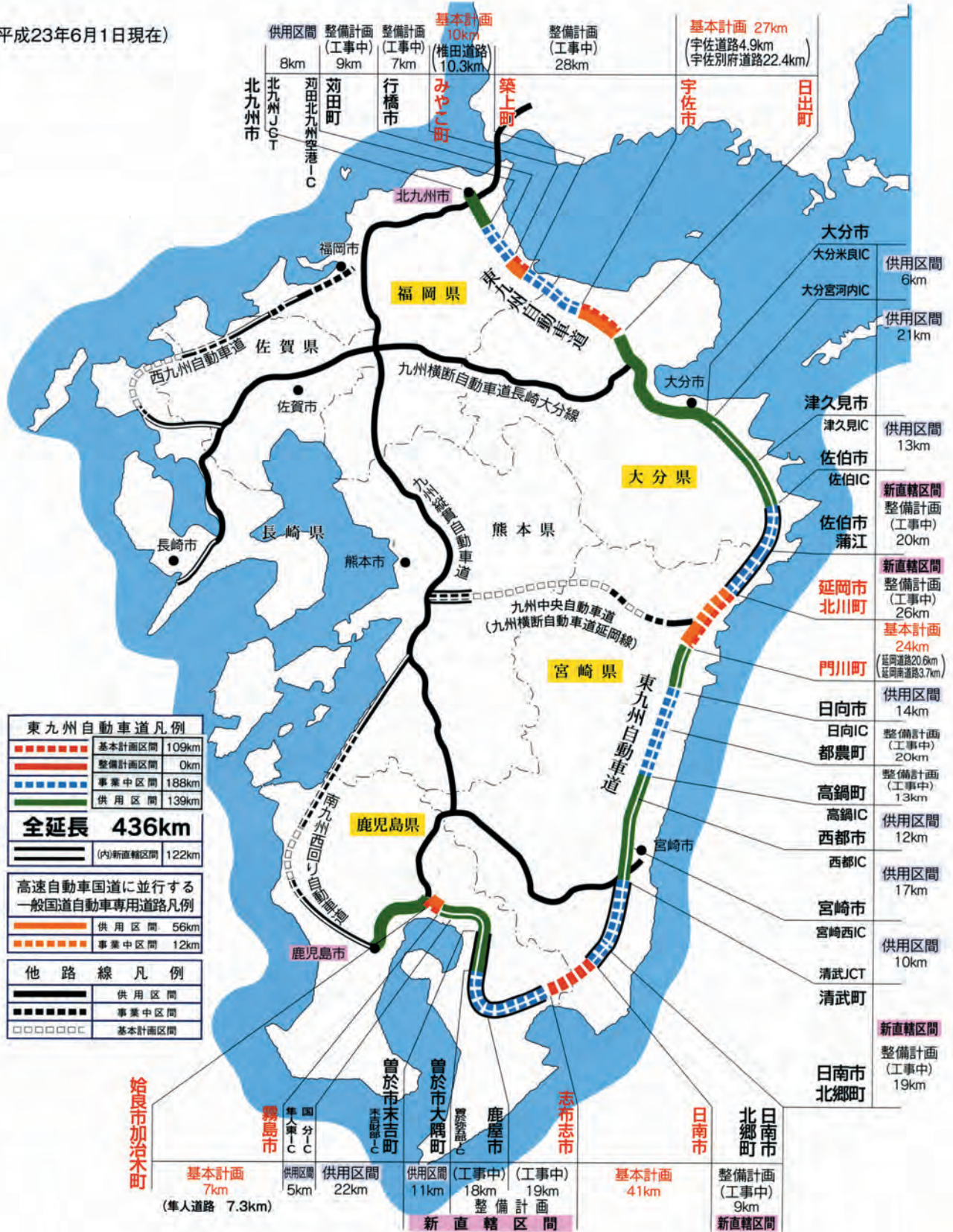
## 7 沿海北部広域営農団地農道整備事業

当広域農道は、延岡大峽町と日向市塩見を結ぶ延長30kmであり、県北の農産物輸送の迅速化、効率化を図るのが目的で、宮崎県が整備を進めている農道です。

この事業は、本町の農業振興において、重要な役割を果たす事業であるため、今後も引き続き未整備地区の早期着工を推進するとともに、未採択区間の採択に向けた活動の展開を図っていきます。



(平成23年6月1日現在)



## 第7節 漁業集落の環境整備

### 【現況と課題】

当地区は臨港道路の整備、集落環境整備による道路の開設、集落排水施設の整備あるいは街路事業による道路の整備などにより、かなり住環境は改善されたものの依然として漁業集落特有の町並みを形成し、住環境整備については、次のような課題が残されており、早急な環境整備を図る必要があります。

地区内には狭小の生活道路が多いうえ、道路に接していない住宅、更には老朽家屋や空家などが数多く存在しており、多くの家が建築確認を受けられないという深刻な問題に直面しています。

また、地区内の若者が地区外に転出し、現在過疎化と高齢化が急速に進んでいることから、早急に環境整備が必要であります。

### 【基本方向】

地域住民が健康で文化的な居住生活を営むに足りる基礎的な水準である安全性、保健性、利便性、快適性を備えた漁業集落の環境整備を進めます。

### 【具体的施策】

#### 1 漁業集落環境整備対策

当地域における整備については、地区に居住する人々が地域の現状を認識し、将来に向かって安全性、保健性、利便性、快適性を希求する意識を高揚し、共有することが重要であります。

地区内居住者による仮称「漁業集落環境整備促進期成会」などの組織化を推進する必要があります。

また、庁内各課において、整備手法について調査研究及び協議を促進します。

さらに、遊休地については今後の環境整備に向けて、積極的に確保を図ります。

## 第8節 町民の安全確保

### 【現況と課題】

今日の社会状況は、都市化の進展、高度情報技術の進展などを背景に、さまざまな要因による事件などが増加傾向にあり、また、高速交通の新しい時代を迎え、高齢者（65歳以上）の社会参加から、高齢者の交通事故が増加し、若者の暴走行為など、交通情勢は一層厳しさを増す状況にあります。

安全で安心なまちづくりを推進するために、町民、事業者、運転者、関係機関などが一体となり、交通事故や事件を未然に防止し、交通安全思想の普及及び安全運転の徹底などに努める必要があります。

消防については、火災・災害から地域住民の生命財産を守る重要な役割を担っており、日向市、門川町の一市一町による広域常備消防体制を充実し、消防力の強化・救急業務の拡充、予防査察、危険物規制の徹底、火災予防活動に努めています。

非常備消防体制は、現在実団員数319人（平成21年4月現在）により地域消防活動に努めていますが、今後、消防団員の確保が課題となっています。さらに、山林火災の防火体制の整備や防火水槽、消火栓など消防施設、消防資機材の整備が必要です。

また、交通事故の増加、急病、一般負傷などの救急業務も年々多様化してきており、救急・救助体制の整備充実が必要です。

### 【基本方向】

地域一体となって、地域安全推進の取り組みを進めます。

また、多様な災害などに対応できるよう、消防・救急体制の充実を図ります。

### 【具体的施策】

#### 1 交通安全の推進

##### (1) 地域総ぐるみによる交通事故防止活動と啓発活動

交通安全意識の高揚を図るための活動を積極的に実施し、警察、交通安全協会、交通指導員、交通安全・地域安全推進協議会などの各種の団体、機関などと連携を密にし、交通事故防止の啓発活動に努めます。

##### (2) 違法駐車防止活動

警察、交通指導員、交通安全協会、交通安全・地域安全推進協議会などの関係機関と連携し、夜間巡回活動やキャンペーン活動、各地区の集会、各種講座などを通して違法駐車防止に努めます。



### (3) 高齢者などに対する交通安全の実施

関係機関と連携し、参加・体験・実践型の交通教室を開催し、高齢者の事故防止を図るとともに、地域、職場、各種講座などにおいて交通安全教育などの実施に努めます。

### (4) 交通安全施設の整備

交通事故を防止し、安全かつ円滑な交通を確保するために、関係機関と共同して信号機の設置や道路標識、カーブミラーなどの交通安全施設の整備に努めます。

## 2 地域安全（防犯）の推進

### (1) 地域安全活動の取り組み

家庭、地域が一体となって、地域安全（防犯）意識の高揚を図るための活動を積極的に実施し、各種の団体、機関などと連携して事件の未然防止に努めます。

子供見守りネットワークや育成会等による児童・生徒の登下校時における見守り活動を積極的に実施することにより、事件などの未然防止活動に努めます。

また、青色回転灯付パトロールカーにより、町内巡回を積極的に実施し、地域安全に対する意識高揚に努めます。

### (2) 暴走族の追放、青少年の非行防止などの啓発活動

町民、事業所、地域、運転者が一体となり、暴走行為を許さない、シンナーなどの管理の徹底に努め、非行や暴走族の追放に努めます。

### (3) 地域安全啓発看板などの整備

暴走行為禁止やシンナーなどの薬物乱用防止啓発看板などの設置に努めます。

## 3 消防・救急体制の充実

### (1) 常備消防体制の充実

日向市、門川町の一市一町による、広域常備消防体制の充実・強化に努め、様々な災害に敏速かつ機動的に対応できるように努めます。

### (2) 非常備消防体制の充実

火災、災害発生が多様化、大規模化など、その鎮圧、救急、人命救助など、町民に身近な消防防災活動が円滑、かつ迅速に対応できるよう非常備消防体制の整備、充実に努めるとともに、近年の都市計画など住宅団地の進展に伴う、消防団の組織の再編を検討し機能的な消防団体制の確立に努めます。

また、消防団は、義勇・奉仕と言う、崇高な精神のもとで活動していますが、あらゆる消防活動に対して自己犠牲的な負担のもとに参加しており、活動の労に報い、士気の高揚を図り消防活動に精励させる上から、消防団員の処遇の改善に努めます。

### (3) 予防消防の強化と消防施設の整備

火災発生の未然防止と被害を最小限にとどめるため、防火対象物の防火管理体制の充実、予防消防活動の推進や消防無線などを活用した広報活動を積極的に行うとともに、防火水槽、消火栓の整備、消防資機材など（積載車など）整備に努めます。

また、山林などの林野火災は一旦火災が発生すると、大火災につながる危険性があり、林野利用者などへの防火啓発を行うなど、火災の未然防止に努めるとともに、林野火災用の資機材の整備に努めます。

さらに、火災が発生し、消防など関係機関が円滑な機能を果たすまでの間、地域・家庭などにおいて自主的な防火活動は、被害の拡大を防止する上で大変重要であり、自らの地域は自ら守るという相互助け合いの原点に立った、実働的な自主防火組織の育成に努めます。

また、地域における防災訓練や防火訓練を繰り返し実施し、地域住民による初期防災体制の充実と防災意識の向上を図ります。

### (4) 救急・救助体制の充実

近年、救急出動が増加傾向にあり、さまざまな事故救済や傷病搬送に対応できるよう、高規格救急車の整備、救急救命士の充足など、広域常備消防による救急・救助体制の充実に努めます。また、消防団員の知識・技能の向上に努める一方、広報活動などを通じて救急業務に対する認識強化に努め、応急手当などの知識・技能の普及推進に努めます。

また、学校施設を含む公共施設にAED（自動体外式除細動器）を設置しており、緊急時の救急救命対策を推進します。



### 町内事故発生状況（第一当事者より抽出）（平成22年12月31日現在）

	件数（件）			死者数（人）			負傷人数（人）		
	若者	高齢者	その他	若者	高齢者	その他	若者	高齢者	その他
平成20年	126			0			150		
	25	22	79	0	0	0	46	22	82
平成21年	140			0			162		
	38	33	69	0	0	0	45	31	86
平成22年	145			3			176		
	32	25	88	0	1	2	46	35	95

資料：日向警察署（数字は人身事故のみ）

### 消防団組織の現状（平成21年4月1日現在）

区 分	団員数等（人）
団長	1
副団長	2
指導分団長	1
分団長	4
部長	14
班長	109
団員	188
計	319

資料：総務企画課

### 消防水利及び主要資機材の状況（平成21年4月1日現在）

種別	台数等
消火栓（65mm以上）	240基
防火水槽（40m <sup>3</sup> 以上）	89
〃（40m <sup>3</sup> 未満）	7
消防ポンプ車	3
小型ポンプ付積載車	11
小型ポンプ（B級）	13
小型ポンプ（D級）	17
動力噴霧ポンプ（山林火災用）	2
司令車（山林火災用）	1

資料：総務企画課

無線機器の整備状況（平成21年4月1日現在）

（単位：台）

区分	消防無線	防災無線	備考
基地局	1	1	庁舎設置
中継局		1	
車載移動局	15	20	
携帯移動局	10	5	
可搬移動局		6	
受令器	26		
計	52	33	

資料：総務企画課

火災発生状況

（単位：件）

区分	態 様				原 因					
	建物	林野	その他	被害額 (千円)	放火 (疑い)	野焼き 焚き火	電気 器具	ガス コンロ	火遊び	その他 不明
平成19年	7	0	9	14,654	0	2	0	2	0	9
平成20年	7	0	1	12,529	1	0	0	1	2	4
平成21年	9	2	4	33,998	0	2	1	3	0	8

資料：日向消防署

建築同意事務状況

（単位：件）

区分	新築		増築		改築		その他		計	
	申請 総数	内 指導数	申請 総数	内 指導数	申請 総数	内 指導数	申請 総数	内 指導数	申請 総数	内 指導数
平成19年	19	14	5	2	2	1			26	17
平成20年	11	11	5	2	0	0			16	13
平成21年	14	8	4	4	0	0			18	12

資料：日向消防署

町内救急出動状況

（単位：件）

年次	交通事故	一般搬送	救急搬送	その他	計
平成19年	82	62	352	126	622
平成20年	55	60	367	104	586
平成21年	48	66	283	100	497

資料：日向消防署

## 第9節 防災対策

### 【現況と課題】

本町は、地理的に台風の常襲地域であり、さらに地形的に大部分が山地であることなどから急傾斜地が多く、自然による災害の発生が予想されます。特に河川の氾濫による床上浸水などの災害に見舞われる状況にあり、今後とも、治山・治水の整備などを推進していく必要があります。

また、海岸線を有し、地震による津波・高潮などの災害も予想されますので、災害に備え、防災知識の普及啓発、避難訓練の実施、危険個所の計画的な整備など、総合的な防災対策を推進する必要があります。

### 【基本方向】

本町の地理的特性に対応して治山・治水などの充実を進めるとともに、地域防災計画に基づいた防災対策の推進と町民の防災意識を高めることにより、災害に強いまちを目指します。

### 【具体的施策】

#### 1 防災体制の確立

##### (1) 防災対策の充実

門川町地域防災計画及び東南海・東海地震対策推進計画に基づき、防災施設・設備の整備、防災資機材の計画的な備蓄などを推進するとともに、防災情報の収集、連絡体制の整備などに努めます。

##### (2) 防災意識の高揚と普及活動

町民の防災に対する心得、災害時の行動などの啓発や地震などの防災訓練などを繰り返し実施し、防災意識の高揚を図るとともに、津波及び洪水ハザードマップを作成し、災害時の各地域の浸水予想等の周知を行い、災害パンフレットなどによる啓発、情報の提供などに努めます。

##### (3) 自主防災組織、災害ボランティアの育成など

町民の防災に対する認識を高め、地域を自ら守るなどの自主防災組織の育成や災害ボランティアの育成に努めるとともに、関係機関との協力体制の整備に努めます。

##### (4) 防災無線などの設備の整備

市街地沿岸部に地震・津波対策として整備した防災無線を活用し、災害時における緊急情報を一刻も早く町民へ伝達し、被害の防止を図ります。

また、三ヶ瀬地区では、携帯電話の通信エリアとなる事業を推進し、災害時の通信手段として活用します。

## 2 治山・治水・海岸保全

### (1) 防災対策の充実

山地の土砂流失、谷川の侵食などの土砂災害を防止するために、砂防地域を指定し、年次的に砂防施設、流路工の整備に努めます。

### (2) 急傾斜地崩壊防止対策事業の推進

危険個所に指定されている急傾斜地については、国・県の補助事業の導入を図り年次的に整備し、町民生活の安全に努めます。当面は、鶴の前地区及び枝地区の早期整備に努めます。

### (3) 河川の整備の推進

五十鈴川（延長、4 3.9 km）、鳴子川（延長、4 km）、丸バエ川（延長、3 km）、の3河川（2級河川）については、台風や集中豪雨によってもたらされる河川の氾濫による被害の発生を防止するために、護岸の改修、河川の拡幅改修などの整備を進めるとともに、特に、五十鈴川の本格改修事業や丸バエ川流域及び中須地区の浸水対策の推進に努めます。

### (4) 海岸保全の推進

海岸の自然環境の保護や海岸保全事業の推進を県など関係機関と協議しながら進めます。

### (5) 中村防災ダムの整備

鳴子川流域の治山対策として、中村防災ダムの整備の堆積土砂の浚渫、テレメータ等機器の更新、堤体及びその関連施設の改修、防災機能の充実を図り下流域の浸水対策に努めます。



## 第10節 情報化の進展に伴う環境整備

### 【現況と課題】

情報通信技術（ICT）の急激な進展は、時間や場所にとらわれない新たな形態のコミュニケーションを現実のものとし、町民・団体・事業者等の活動、さらには社会全体に大きな影響をもたらすものとなりました。

国では、国民レベルでの地域・情報の共有が行われ、新たな「知識情報社会」の実現を目指し、「国民本位の電子行政の実現」、「地域の絆の再生」「新市場の創出と国際展開」の3つの柱を立て、各種施策に取り組んでおります。（平成22年5月11日 新たな情報通信技術戦略より）

そのため、最も国民に近いところに位置する地方公共団体に対しても、情報化の進展に向けた各種の役割が求められています。

門川町におきましては、自治体クラウド実証事業への参加、その後に始まった総合行政情報システムの本稼動等、システムを他の市町村と共同利用することで、経費の節減に向けた形での施策に取り組んでいます。

また、行政から町民への情報提供の充実を図るべく、町ホームページやケーブルテレビ等を始めとする、地域情報化も推進しております。

今後は、行政と町民、各種団体と町民、または、町民相互の情報交換の場を創出し、町民の豊かな生活に寄与するための地域情報化の施策に取り組んでいきます。

### 【基本方向】

日々進展する情報通信技術に目を向け、地域情報化、行政情報化を広域的な視点で、総合的に取り組んでいきます。

### 【具体的施策】

#### 1 地域情報化の推進

これまで以上に、人材の育成は重要な問題であることから、情報教育の推進・啓発を通し、町民の誰もがパソコンや携帯電話等の情報機器を気軽に扱え、情報化による恩恵が享受できる環境の創出に取り組みます。

また、あらゆる機会を通して、情報の収集や提供を行い、町民の自発的な活動や交流参加を促進します。

便利な情報化の反面、悪意ある情報提供、個人の権利や利益の侵害、消費者トラブル等の問題も発生している現状もあるため、健全な利用者意識の確立や一般的なルール等についても啓発していきます。

- ・ 公共施設ネットワークを利用した新たな施策の展開

- ・町民参加と交流を支援する施策の展開
- ・情報バリアフリー※に向けた地域環境の創出
- ・ケーブルテレビやインターネットを利用した情報化の推進

## 2 行政情報化の推進

地域情報化を推進するためには、行政の情報化が不可欠となることから、電子自治体に向けた取り組みを一層、推進していきます。

町民の利便性向上のため、電子申請を始めとする、行政情報化の取り組みを広域的に取り組んでいきます。

また、行政情報化に対応するため、各種の研修を通じた人材育成も重要であります。さらには、情報化の進展に伴い、個人情報の漏えいや誤った情報の提供等、社会問題となる事案も懸念されることから、操作記録の保存や取り扱いデータの管理方法等、時代に即したセキュリティ対策を行っていきます。

- ・行政の情報化による町民サービスの向上
- ・事務処理システムの拡充や整備促進
- ・行政情報の電子化、データベース化のより一層の推進
- ・個人情報保護と安全・信頼される管理方法の確立
- ・広域的な視点による情報化推進体制の整備



### ※情報バリアフリー

情報通信分野でも、高齢者や身体等にハンディキャップのある方が一般人と同様に情報通信を利活用できるようにすること。



## 第2章 産業創造のまちづくり

### 第1節 農業の振興

#### 【現況と課題】

わが国の農政は、平成22年3月に新たな「食料・農業・農村基本計画」が閣議決定され、農業者の高齢化、農村の疲弊等、我が国の農業・農村の厳しい状況を打開し、「食」と「地域」の再生を目的として、各種政策の展開が図られています。

また、農業は食料の安定供給という大きな使命を持っていると同時に国土や自然環境の保全等の多面的な機能を有し、国民生活に大きな影響を与えています。

一方、消費地においては、安全、健康志向の高まりなどから、新鮮で安全・安心・高品質な農産物の安定供給を求めるニーズが高まっております。

このような中、本町の農業は温暖多照な気象条件を生かし、水稻をはじめとして施設野菜・果樹・花き・畜産などを推進してきました。農家戸数は、平成17年が501戸（10a以上）となっており、平成12年に比較すると32戸減少し、特に、兼業・自給農家が減少してきているのが現状です。

また、農業者の高齢化が一段と進行し、労働力不足は深刻な状況となっておりますが、認定農業者※を主軸に優れた経営能力を有する担い手の育成や、集落営農※の推進、環境にやさしい安全・安心な農畜産物の生産が求められています。

農家戸数及び就業人口の推移

年 度	農家戸数	販 売 農 家 内 訳			自 給 農 家	農家人口（世帯員数）人		
		専 業	第 1 種	第 2 種		合計	男	女
昭和60年	775戸	103戸	115戸	557戸		3,393	1,694	1,699
平成2年	680	98	66	516		2,896	1,437	1,455
平成7年	578	93	118	367		2,349	1,148	1,201
平成12年	533	95	68	241	129戸	2,155	1,035	1,120
平成17年	501	108	57	194	142	※1,376	666	710

※平成17年は販売農家の世帯員数 資料：農業センサス

※認定農業者 農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村に農業経営改善計画を提出し、認定された農業者で、認定農業者に対しては様々な支援措置が講じられる。

※集落営農 集落の話し合いによる将来像をもとにして、集落全体で稲作などを効率的に営農すること。

### 経営耕地面積の推移

(単位：ha)

年 度	田	畑	樹園地	合計
昭和60年	316	77	66	459
平成2年	307	63	48	418
平成7年	269	50	40	359
平成12年	260	39	40	339
平成17年	215	26	31	272

資料：農業センサス

### 経営規模別農家数

(単位：戸)

年 度	50 a 以下	50a～100a	100a～200a	200 a 以上	合 計
昭和60年	415 (53.5%)	244 (31.5%)	94 (12.1%)	22 (2.8%)	775 (100.0%)
平成2年	351 (51.6%)	206 (30.3%)	100 (14.7%)	23 (3.4%)	680 (100.0%)
平成7年	285 (49.3%)	194 (33.6%)	79 (13.7%)	20 (3.4%)	578 (100.0%)
平成12年	278 (52.2%)	183 (34.3%)	62 (11.6%)	10 (1.9%)	533 (100.0%)
平成17年	266 (53.1%)	168 (33.5%)	53 (10.6%)	14 (2.8%)	501 (100.0%)

資料：農業センサス

### 施設野菜花き・果樹生産農家数と面積

		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成21年
施設野菜 花  き	農家戸数(戸)	26	40	53	52	51	42
	経営面積(ha)	6.7	9.2	11.7	12.4	13.4	12.2
果 樹	農家戸数(戸)	68	21	20	20	20	20
	経営面積(ha)	54.0	31.0	28.0	24.0	22.0	22.0

資料：産業振興課

### 食料自給率の推移

(単位：%)

区 分		昭和60年	平成7年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
主 要 農 産 物	米	107	104	95	94	94	95	95
	小 麦	14	7	14	13	14	14	11
	いも類	96	87	81	80	81	81	78
	豆 類	8	5	7	7	7	9	8
	野 菜	95	85	79	79	81	82	83
	果 実	77	49	41	38	40	41	41
	鶏 卵	98	96	94	95	96	96	96
	牛乳乳製品	85	72	68	67	66	70	71
	肉 類	81	57	54	56	56	56	57
供給熱量自給率		53	43	40	39	40	41	40
飼料も含む穀物自給率		31	30	28	27	28	28	26
主要食用穀物自給率		69	64	61	60	60	61	58

資料：農林水産省「食料需給表」

### 認定農業者数 (単位：人)

年 度	認定農業者数
平成12年	67
平成17年	56
平成19年	61
平成20年	58
平成21年	58

資料：産業振興課

### 農業振興地域内の基盤整備の状況 (平成20年現在)

大 字	項 目		
	水田面積 (ha)	整備済面積 (ha)	整備率 (%)
川 内	125	94.2	75.3
門川尾末	101	75.0	74.2
加 草	63	33.9	53.8
庵 川	55	31.9	58.0
合 計	344	235.0	68.3

資料：産業振興課

### 農業就業人口に占める65歳以上の割合

		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
全国の割合 (%)		28.7	35.8	45.3	28.6	58.2
宮崎県の割合 (%)		21.2	27.1	36.7	31.0	41.1
門川町	割合 (%)	28.9	38.0	44.7	46.8	60.4
	実数 (人)	315	355	299	359	363
	主な就農者(人)	1,090	933	669	766	601

資料：農業センサス

### 飼養農家・頭数の推移

		昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
肉用牛	農家戸数(戸)	230	120	72	43	26
	飼育頭数(頭)	750	506	430	378	200
ブロイラー	農家戸数(戸)	21	25	23	25	24
	飼育羽数(千羽)	2,542	4,008	3,766	3,972	4,140
豚	農家戸数(戸)	20	9	4	4	2
	飼育頭数(頭)	1,360	1,920	3,020	4,502	1,500

資料：農林課

### 諸外国の食料自給率（供給熱量）の推移（試算）

（単位：％）

	昭和55年 1980	昭和60年 1985	平成7年 1995	平成17年 2005	平成18年 2006	平成19年 2007
オーストラリア	212	242	261	245	172	173
カナダ	156	176	163	173	185	168
フランス	131	135	131	129	121	111
ドイツ	76	85	88	85	77	80
イタリア	80	77	77	70	61	63
韓国	—	—	51	45	45	44
オランダ	72	73	72	62	78	75
スペイン	102	95	73	73	81	82
スウェーデン	94	98	79	81	79	78
スイス	55	60	59	56	52	52
イギリス	65	72	76	69	69	65
アメリカ	151	142	129	123	120	124
日本	53	53	43	40	39	40

資料：農林水産省「食料需給表」

## 【基本方向】

21世紀における農業・農村の一層の発展を図るためには、社会経済情勢を的確にとらえ、かつ将来方向を十分見据えながら、特色ある資源や地域の立地条件を最大限に生かし、消費者が求める安全、安心な農畜産物を提供できる自立した農業生産や多彩な地域活動などにより、魅力にあふれた農業・農村を構築していく必要があります。

そのため、農業経営体の育成については、農業経営基盤強化促進法に基づいて門川町の「基本構想」による営農類型を指針とし、認定農業者制度を活用し認定農業者の育成を推進していきます。また、地域農業の担い手として、集落営農組織などの育成・組織化を推進していきます。

本町の経営耕地面積は、狭小であり米依存型の農業であります。集約型農業の展開を図り、野菜を作り、とりわけ施設園芸については品目の選定を見極め推進します。

その他に新規就農者、規模拡大、利用権設定事業による農用地利用集積の活動を積極的に支援していきます。

## 【具体的施策】

### 1 担い手・高齢化対策

近年、基幹的農業従事者の減少と高齢化が進む中、農家後継者や新規参入者の育成・確保が農政の重要課題です。

農業従事者の高齢化、輸入農産物の急増等により、担い手の確保が厳しい状況にある中、それに対応し担い手を確保していくためには、農業後継者組織や各生産者の組織、集落営農組織などの充実した組織運営が必要になります。

そのため、本町においては農業経営基盤強化法に基づく認定農業者制度を積極的に導入し、農業後継者の経営・マーケティング能力の向上、農業技術の向上により経営者としての育成を図り、本町農業の担い手農家の確保に努めます。また、各組織の活性化を積極的に推進、支援し本町の農業発展を目指します。

また、高齢者の技術や知識を有効的に活用し、学校教育と連携を図り、遊休農地などを利用した体験学習で作物をつくる楽しさ、収穫の喜びなどを体験させ将来を担う農業者の育成、意欲高揚を図っていきます。

### 2 農村集落環境の整備

農村地域では、過疎化や混住化の進行など社会構造の変化などにより集落機能が弱体化しています。また、農業構造の変化により本町の耕地面積は年々減少を続け、耕作放棄地など遊休農地が増加しています。このような中、農業振興地域整備計画、農地法、農業経営基盤強化促進法の適正な運用により、遊休農地の増加を防ぎ、既存の遊休農地については認定農業者・担い手農業者への利用を促し、利用が困難とされる農地については、その他の土地資源として有効利用を図り、農村集落環境の整備に努

めます。

又、農業・農村は食料を生産するだけでなく、国土の保全、水源の涵養、文化の継承等の様々な多面的機能を発揮していますが、近年の過疎化、高齢化、混住化等による集落機能の低下により、農地・農業用水等の適切な保全管理が困難となっています。

そこで、今後は、地域住民をも含めた農村環境の整備を進め、守っていく必要があります。

### 3 農業生産基盤の整備

農地の基盤整備については、年次的に生産基盤の整備に努めてきています。今後は、未整備地域の整備、昭和45年以前に整備された地域の区画換地再編などの農業生産基盤の整備に努めていきます。

### 4 集落営農への取り組み

農業従事者の高齢化や担い手の減少、それに伴う耕作放棄地の増加等により農業・農村を取り巻く環境は大きく変化しています。このような状況において、農業振興はもとより国土保全においても重要な問題となっています。

そのため、地域農業の担い手として集落営農の組織化、あるいは農作業の受委託に向けた取り組みの強化を図っていきます。

### 5 作物

近年の全国的な米消費の低下によって米余り状況下にあり、需給のアンバランスが価格の低迷を招いていますので、多様な消費者ニーズに基づいた消費者重視・市場重視の米作りを行う必要があります。そこで、土づくりや土壌改良をおこない、環境にやさしい米づくりを推進します。

また、農地も狭小のため生産コストが高いので、コスト低減を図るために農地の流動化、農作業の受委託や集落営農を推進していきます。

また、近年、高齢化と担い手減少の中で、稲作用生産基盤（農業用排水路、農道頭首工など）を維持管理していくことが過重な負担となっています。今後、集落や水利組合等と連携しながら、負担軽減の方向を検討していく必要があります。

### 6 園芸

#### (1) 野菜

最近の野菜を取り巻く情勢は、国内外の産地間競争の激化や少子高齢化の進展による担い手の減少、著しい原油高騰による暖房用燃料をはじめとする生産コストの上昇など、産地を取り巻く情勢は大きく変化しております。

そのような中で、本町は温暖多照な沿海地域から、比較的冷涼な中山間地域といっ

た土地条件、気象条件を生かした野菜づくりを推進する必要があります。また、水稻の転作品目としても重要な施策であります。

露地野菜については、沿海地帯では夏秋きゅうり、スイートコーン、スナップえんどうなどを中心に推進を図ります。中山間地域においては夏秋きゅうりを中心に推進を図るとともに、新品目の検討を推進していきます。

施設野菜については、トマト類や、きゅうり、スナップえんどうなどを推進していますが、今後とも既存農家の規模拡大や新規参加者の支援を充実させ拡大推進を図っていくとともに、気象条件に左右されない耐候性ハウスを導入し、周年出荷体制の産地づくりを目指していきます。

また、土作りを徹底して減化学肥料・低農薬栽培を推進し、環境にやさしい安全・安心な農産物の生産に努めます。

## (2) 花き

本町の花きについては、温暖多照な気候を活かした施設型花きを推進してきました。

しかしながら、日本経済の低迷や地球温暖化及び生産コストの上昇など、本町の花きも厳しい状況にあります。

そこで、スイートピーを中心に地域にあった花きの生産拡大と品質及び生産性の向上を図るための施設整備や生産組織の育成、消費拡大対策を推進していきます。

## (3) 果樹

果樹を取り巻く情勢は、国際化の進展、多様な品目の乱立と産地競争の激化、高齢化による担い手の減少等の構造的な課題に加え、食の安全に対する消費者の関心の高まりなど様々な課題に直面しております。そこで、多様な消費形態に対応できる生産体制の整備や高品質な果実（高糖度みかん、日向夏、平兵衛酢、マンゴーなど）への転換、技術改善を進めるとともに、省力化、低コスト栽培、施設型果樹栽培を推進します。

## 7 畜産

### (1) 肉用牛

肉用牛については、産地間競争の激化、高齢化による担い手不足が進む中で、戸数・頭数とも年々減少傾向にあります。しかし、農業生産物の中で最も安定した価格を維持している品目であることから、地域の条件に応じて地域畜産の組織化や農作業受託組織などの育成、耕畜連携を含めた飼料自給率の向上、また経営管理能力と高い技術力を備えた中核的経営体の育成など、酪農及び肉用近代化計画に沿って経営規模拡大を図れるよう生産条件の整備を推進し、経営支援体制の充実を図ります。

また、口蹄疫等の家畜伝染病に対する防疫対策の徹底を図ります。

## (2) ブロイラー（肉用鶏）

ブロイラーは、鶏肉需要の堅調な伸びにより急速に生産農家は増加し、農業粗生産額は、他品目を大きく上回っていますが、所得は他品目に比べて経営経費が高いのが実状です。

今後、経営管理能力と高い技術力を備えた経営体を育成し、需要に見合った計画生産、畜産環境対策などコスト低減を図りながら経営体質の強化を図ります。

また、鳥インフルエンザに対する防疫対策を最重要課題として取り組みます。

## (3) 養豚

養豚の生産農家は地区における混住化が進む中、高齢化、環境問題等が厳しくなったことにより年々減少してきました。反面、一戸あたりの飼養頭数は、専業化一貫経営での規模拡大などによりわずかながら増加しています。今後、計画生産の推進と、消費者ニーズにあった高品質で安全な豚肉の生産と、さらに生産技術の向上と経営の合理化を進め、コスト低減を図り養豚経営の安定に努めます。

また、口蹄疫等の家畜伝染病に対する防疫対策の徹底を図ります。

## (4) 環境対策

肉用牛、養豚、ブロイラー、採卵鶏等から排せつされる家畜排せつ物については、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づき、一定規模以上の畜産業を営む者が遵守すべき必要最小限の管理基準が定められています。

このようなことから、各畜産農家が当該基準を遵守し、家畜排せつ物が資源として有効利用が図れるよう一層の推進、啓発等を行なっていきます。

家畜排せつ物からの悪臭対策については、農家自らの問題として認識し、危機感をもって関係機関等と連携を取り、環境対策技術研修での技術習得や、事業等による新技術等の導入を図ります。

また、養鶏農家においては、細霧装置の設置など臭気の軽減に努め、畜産コンサルタントを含めた臭気対策会議を設け、飼養管理においても、臭気軽減に向けた見直しを図り、環境対策に努めます。

## (5) 防疫対策

家畜衛生対策については、畜産経営の生産性に資するため、家畜の伝染病など発症予防及び対策として、家畜保健衛生所のネットワークにより検査・指導體制を活用し、防疫体制の確立を図ります。また、万が一発生した場合に備えても早急な対応が取れるよう、畜産農家との詳細な情報伝達の連携を図ります。



## 8 西門川地域の活性化

西門川の農業は、水稲と林業との複合経営が主であり、耕地面積も狭小で営農効率が低い状況にあります。このような中、施設野菜・露地野菜も生産されていますが、高齢化が進み後継者・担い手不足が深刻化していますので、これからは、農作業の受委託、集落営農の推進など、遊休農地が発生しないよう農地の流動化を推進していきます。

また、総合活性化センターを拠点として地域住民のコミュニケーションを促し、健康増進・福祉の向上・住宅用地の整備など、地域住民の安住化を図り、西門川地域の活性化に努めていきます。



## 第2節 林業の振興

### 【現況と課題】

木材やしいたけ、木炭価格が長期にわたって低迷し、林業の収益性は全国的に悪化しており、林業経営者を圧迫しています。

また、山村地域では就業の場の減少や林業担い手不足と高齢化が進んでおり、持続的な森林経営や森林の適正な維持管理が困難な状況となりつつあります。

このため、林業生産活動が停滞し、森林整備に必要な除間伐等の森林施業にも影響がでています。

また、育林施業や伐採・搬出などの労働条件は、森林が急傾斜地にあることや危険な作業を伴うことなどから、高性能林業機械等の導入を進めているものの依然として労働環境が他産業に比べ大変厳しくなっています。

森林の管理の大半を担う山村地域は、居住環境や医療・福祉、交通アクセスなどの生活環境の整備も市街地に比べ立ち後れています。

一方、森林に対する要請は、地球温暖化防止や国土保全の公益的機能の発揮、さらには循環型社会の実現のための貴重な資源として一層多様化しています。

このため、持続可能な森林経営に向けた諸条件の整備や林業就労環境・生活環境の向上、魅力ある山村づくり、林内路網などの整備を推進していくことが重要となっています。

また、私たち町民が、森林から恩恵を受けることを認識し、森林と人々が共生できる森林づくりに努めていくことが必要であります。

### 【基本方向】

森林の整備に当たっては、森林の有する諸機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の充実と機能間の調整を図り、適正な森林施工の実施により健全な森林資源を維持増進するため門川町森林整備計画に基づき計画を推進していきます。

### 【具体的施策】

#### 1 活力ある林業・木材産業づくり

持続可能な森林経営を確立するため、耳川流域森林・林業活性化センターを中心に、県、町、森林所有者、森林組合、森林管理署などと相互に連携して、森林施業の共同化、林業後継者の育成、林業機械の導入促進及び木材の加工・流通体制の整備、地域産材の需要拡大への取り組みなど長期展望に立った林業諸施策の総合的な実施を計画的に推進します。

さらに、林業経営安定や森林施業のための有利な補助事業や融資を積極的に利用するように支援します。

また、各種林業技能研修などへの積極的な参加を促進し、林業従事者の技能・技術の向上を図り、資格取得への支援を行うとともに、付加価値の高い木材生産や特産品の開発等に向けて林業研究グループや意欲的な担い手などの支援強化を図ります。

## 2 環境を保全する多様な森林づくり

町土を保全し、町民の安全な生活環境を創造するため、また水源かん養や山地保全などを確保するため水土保全林※の拡大を進めるとともに、治山事業や保安林整備事業等を積極的に導入します。また、美郷町と締結した五十鈴川森林整備協定に基づいた森林整備に努めます。

町有林については、くらしを守る森林、くらしに潤いを与える森林づくりを図り、また、遠見地区の生活環境保全林全体の維持・管理に努めていきます。松瀬、水無、入谷、本山地区の「ふるさとの森」町有林は、「門川町ふるさとの森管理条例」に基づいて、町民の恒久的な財産として管理し、水源かん養保安林として間伐などを積極的に実施します。

南町の潮害防備保安林についても、地域の環境保全を維持するために管理を図ります。

未利用間伐材、樹皮、倒木、流木等を活用した木質バイオマス事業を推進し、森林資源の有効活用と温暖化対策等の環境保全に努めます。

## 3 魅力ある山村づくり

国・県の補助事業などを活用し、居住環境や生活道の整備等の生活基盤整備に努め山村地域の住民が豊かに安心して暮らせるよう定住環境の向上を図ります。

乾、生しいたけや木炭、木酢液などの特用林産物の生産振興等のために、有利な制度事業の導入促進を支援するなどして所得の向上を図ります。

国土保全奨励制度のモデル流域として、国土保全のための諸施策を積極的に導入し、豊かで安定した山村社会の構築に努めます。

## 4 基幹林道網の整備

林業施業や森林管理、地域住民の生活道として不可欠な林道の整備を耳川地域森林計画で計画した、基幹林道1路線（上井野・和田越線）、その他の林道4路線（小切畑・内の輪線、本山線、山中・ニクシ線、津々良・上井野線）の延長や他路線の拡張など着実な実施に努めます。

除間伐の実施など森林の適正な管理や生産コストの低減に必要な作業路・低規格作業路の開設や改良を、林地保全を考慮しながら林道と併せて計画的に整備し支援します。

※水土保全林

水を育み、災害を防ぐなど国土保全、水源かん養機能が求められる森林。

### 作業路開設推移

(単位：m)

年度	県内	東臼杵郡農林振興局管内	門川町
16	7,397,270	3,957,433	201,953
18	7,619,411	4,094,117	205,432
20	7,824,914	4,183,919	206,032

資料：宮崎県林業統計要覧

### しいたけ生産量

(単位：トン)

区 分		年 度				
		16	17	18	19	20
全 国	乾しいたけ	4,135	4,091	3,861	3,566	3,867
	生しいたけ	66,204	65,186	66,349	67,155	70,342
県 内	乾しいたけ	631	619	603	601	646
	生しいたけ	1,321	1,229	1,622	1,584	1,682

資料：宮崎県環境森林部山村・木材振興課資料

### しいたけ生産額

宮崎県 (単位：千万円)

年度	乾しいたけ	生しいたけ
16	238	27
17	192	29
18	188	45
19	232	42
20	304	42

資料：宮崎県環境森林部山村・木材振興課資料

## 山林所有形態

(単位：ha、%)

区分	面積	森林全体に占める割合
国有林	16	0.2
官行造林	0	0.0
県有林	455	4.5
町有林	761	7.5
緑資源機構	1,046	10.4
林業公社	195	1.9
私有林	7,631	75.5
計	10,104	100.0

資料：宮崎県林業統計要覧



## 第3節 水産業の振興

### 【現況と課題】

海面漁業の現状は、公海上の漁業規制の強化や国際的な資源管理の取組みがなされる中、漁業生産の減少、輸入水産物の増加、消費者ニーズの多様化、魚価の低迷など厳しい状況にあります。

本町には、門川漁協と庵川漁協の2漁協があり、沿岸漁業を中心とした漁業形態で、小型旋網、船曳網、底曳網、延縄、曳網、一本釣り、定置網などが主な漁法であります。また、湾内においては、タイ、カンパチ、アジ、ハマチ、ニベなどの養殖漁業が営まれています。

漁獲量、漁獲高とも減少傾向にあり、特に漁獲高は近年の魚価安のため厳しい状況にあります。

漁場は、天然礁はあるものの魚類資源に限界があるため、魚礁、築磯などの配置を行ってきており、資源の増殖増大に大きな効果を上げています。

漁業経営体数、就業者数は、両漁協とも減少傾向にあり、また高齢化も進み、後継者不足が深刻な問題となっています。

漁業協同組合は、金融自由化の進展、水産物流通・消費の多様化などの環境の変化に対応しつつ、組合員の要請に十分対応していくことが期待され、長期的営漁計画と指導体制の確立を図るとともに今後一体的な経営体制づくりが必要です。

一方、近年の海洋レジャー普及による遊漁船、遊漁者が増加し、漁場利用など漁業者との調整が課題となっています。

また、温暖化など地球環境の変化に伴い、漁業を取り巻く状況も大きく変化してきていることから、変化に対応した水産資源の維持・管理が必要になってきています。

内水面においては、五十鈴川漁協があり、組合員が協同して魚類の繁殖保護を図るため、魚類の放流に努めるとともに河川の清浄化を図っていますが、近年の都市化に伴い廃棄物、生活雑排水や家畜のし尿などによる水質汚染が危惧され、環境対策が必要となっています。

## 【基本方向】

漁家生活安定向上を図るため、資源の増殖管理、生産基盤の整備、水産加工業の振興などを積極的に推進し、環境整備を進めながら住みよい漁村を形成していきます。

## 【具体的施策】

### 1 つくり育てる漁業と水産資源管理

計画的に魚礁・築磯などの設置を行い、新たな漁場造成を進めます。

クルマエビの中間育成放流、イセエビ、タイ、ヒラメなどの稚魚放流、アワビ・トコブシなどの稚貝放流を積極的に推進し、放流による資源の維持培養と漁業者の自主的な資源管理を基本とした適正な漁獲を行う計画的な営漁を促進していきます。養殖漁業においては、漁場の底質改善や新たな養殖資源を検討・研究し、養殖魚の品質の向上と販売促進に努めます。

遊漁対策としては、漁場利用対策協議会の機能の強化と調整を図り、漁業者との共存体制の確立に努めます。

### 2 漁業経営体対策

漁業経営体の堅実経営を図るため、漁業生産の安定・増加のための資源培養管理型漁業を推進し、また、漁船・漁具などの近代化を推進します。

漁業協同組合の体質強化を図るため、県や（財）宮崎県水産振興協会及び宮崎県漁業協同組合連合会と連携しながら、合併や事業統合などを含めた議論を進めていきます。

### 3 漁港施設の整備

宮崎県圏域総合水産基盤整備事業計画に基づきながら、今後とも漁港としての機能を十分発揮できるように整備を推進します。

### 4 流通・水産加工の振興

出荷調整施設及び直売所の整備により、宮崎ブランド認証・門川金鱧（ハモ）庵川ブランドみなみすずき（オオニベ）をはじめ鮮度の高い漁獲物の供給を推進し、地場水産物の消費拡大を図ります。

また、門川ブランド水産加工品の宣伝の強化、販路の拡大を促進します。加工組合への加入促進など加工業の育成強化を図り、工場の近代化、環境整備を促進します。

## 5 内水面漁業

五十鈴川漁協と連携して、今後も稚魚などの放流事業を継続し、資源保護増殖に努めます。

### 漁業種別水揚数量及び水揚金額の推移

【上段：水揚数量（トン）、下段：水揚金額（千円）】

漁業種		平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
門川漁業協同組合	中型旋網漁業	48 4,332	205 25	66 3,868	62 2,312	0 0
	船曳網漁業	212 111,905	411 137,343	116 63,205	273 127,467	183 84,635
	小型底曳網漁業	119 48,052	104 44,452	121 49,109	118 49,438	110 44,002
	延縄・曳縄漁業	231 163,514	35 14,529	286 216,234	255 175,479	220 168,414
	小型一本釣漁業	52 26,235	4 3,229	5 3,755	3 2,224	6 4,318
	養殖漁業	22 12,622	20 12,983	9 5,537	3 2,736	2 2,230
	その他の漁業	45 28,477	353 256,800	83 49,883	75 54,470	74 56,270
	合計	729 395,137	1,132 469,361	686 391,591	789 414,126	595 359,869

漁業種		平成 16 年	平成 17 年	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年
庵川漁業協同組合	小型旋網漁港	917 75,550	879 86,646	754 66,233	764 77,088	293 43,941
	小型底曳網漁業	59 34,271	74 42,748	91 48,545	71 43,891	78 41,197
	鮪延縄・延縄漁業	411 279,715	369 277,317	384 291,444	467 340,074	346 304,019
	定置網漁業	355 101,895	359 89,306	357 105,512	405 114,962	325 102,352
	採貝採藻漁業	30 23,049	46 31,223	48 28,622	57 37,294	48 32,086
	磯建網漁業	20 17,608	25 21,841	21 19,221	23 19,724	23 18,803
	養殖漁業	370 239,459	249 163,246	215 165,584	127 96,672	205 149,892
	その他の漁業	255 96,721	167 77,296	224 99,692	206 93,441	177 81,512
	合計	2,417 868,268	2,168 789,623	2,094 824,853	2,120 823,146	1,495 773,802

資料：産業振興課



### 漁業種別経営体数及び組合員の推移

漁業種別	年次	昭和63年	平成5年	平成10年	平成15年	平成20年
	区分	経営体数	経営体数	経営体数	経営体数	経営体数
中型旋網漁業		3	0	0	0	0
小型旋網漁業		3	3	3	3	3
シイラ旋網漁業		0	4	4	4	4
船曳網漁業		4	4	4	2	2
近海延縄漁業		2	3	3	3	4
沿岸鯖延縄漁業		4	6	6	6	6
その他の延縄漁業		27	14	10	3	3
一本釣漁業		50	61	53	45	25
曳網漁業		25	26	23	27	22
小型底曳網漁業		35	30	29	31	21
小型定地網漁業		14	15	15	14	13
磯建網漁業		18	22	27	27	21
採貝・採藻漁業		32	23	23	23	22
養殖漁業		22	25	20	18	11
その他の漁業		52	37	38	38	17
合計	経営体数	291	273	258	244	174
	組合員数(人)	401	370	344	279	223

資料：産業振興課



## 組合員の年齢別構成の推移

(単位：人)

年次	所属	10代	20代	30代	40代	50代	60代以上	合計
平成5年	門川漁協	0	9	23	28	55	79	194
	庵川漁協	1	20	16	25	50	64	176
	計	1	29	39	53	105	143	370
	構成比(%)	0.3	7.8	10.5	14.3	28.4	38.6	100.0
平成10年	門川漁協	0	0	16	24	25	111	176
	庵川漁協	0	19	20	25	29	75	168
	計	0	19	36	49	54	186	344
	構成比(%)	0.0	5.5	10.5	14.2	15.7	54.1	100.0
平成15年	門川漁協	1	4	10	16	14	66	111
	庵川漁協	0	9	32	16	25	86	168
	計	1	13	42	32	39	152	279
	構成比(%)	0.4	4.7	15.1	11.5	14.0	54.5	100.0
平成20年	門川漁協	0	5	9	17	18	41	90
	庵川漁協	0	10	24	19	24	56	133
	計	0	15	33	36	42	97	223
	構成比(%)	0.0	6.7	14.8	16.1	18.8	43.5	100.0

資料：産業振興課

## 第4節 商業の振興

### 【現況と課題】

世界的経済不安の中で、国内景気の低迷・円高・デフレ・雇用不安、また口蹄疫・鳥インフルエンザ発生の懸念等の影響による消費の低迷、また少子・高齢化社会及びインターネット普及による購買手法の多様化など、消費者は個性的で質の高い生活を求めており、消費者構造も多様化・高級化しています。

また、商店街についても単なる購買のための空間でなく、楽しみ・ゆとり・潤いと人々との交流を得ることのできる空間「暮らしの広場」としての役割が重視されるようになっていきます。

本町の商業は、延岡市、日向市の二つの経済商業圏に挟まれ、道路網の整備などを背景にした商圈の広域化や両市に広大な駐車スペースを持つ大型店舗の立地増などにより、本町消費需要のさらなる流出が懸念され、商店街、特に小規模小売業は新たな対応を迫られています。

### ①商品販売額

本町の年間商品販売額は全体的には平成3年をピークに緩やかに減少しています。

その数値をみますと、平成3年で244億736万円、その内、卸売業107億7,548万円、小売業136億3,188万円となっています。

平成19年では215億770万円、その内、卸売業96億876万円、小売業118億893万円となっています。

### 年間商品販売額の推移

(単位：万円)

年	総数	卸売業	小売業
昭和63年	1,710,560	568,473	1,142,087
平成3年	2,440,736	1,077,548	1,363,188
平成6年	2,294,472	953,200	1,341,272
平成9年	2,068,189	959,728	1,108,461
平成11年	2,158,407	888,601	1,269,806
平成14年	1,971,835	691,048	1,280,787
平成16年	1,686,683	627,435	1,059,248
平成19年	2,157,701	968,766	1,188,935

資料：商業統計調査  
平成11年以降：宮崎県調査

## ②商店数、従業員数

本町の商店数、従業員数につきまして、近年小売業の従業員数のみが若干増加しつつありますが、商店・従業員の総数では依然として停滞傾向にあります。

商店数・従業者数の推移

卸 売 業		
年	商店数 (店)	従業員者数 (人)
平成11年	31	252
平成14年	34	223
平成16年	34	237
平成19年	35	259

資料：商業統計調査

小 売 業		
年	商店数 (店)	従業員者数 (人)
平成11年	232	1,004
平成14年	222	1,134
平成16年	200	999
平成19年	209	1,014

資料：商業統計調査

## ③商店街

商店街近代化事業については、昭和59年に駅前通り商店街、平成6年に上・本町通り商店街において老朽化した街路灯などの整備をそれぞれ実施してきました。

改修後15年以上が経過し、また商店街の後継者問題などによる商店街の空洞化など取り巻く情勢は非常に厳しい状況にあります。

そのような中、門川町の表玄関である門川駅は流出入の主要交通網の一つとして、その役割には大きなものがあり、商業振興の上からも、門川駅の位置付けは重要であります。

そのため、中小企業の育成振興は町勢発展の上で欠くことのできない要素であり、本町においても国・県の諸政策と並行して各種振興策を実施してきたところであります。

その中であって小規模事業者支援促進法第1号の認定を受け時代の流れに即応した「門川コミュニティーセンターAPIO」を平成6年3月に完成させ、本町の表玄関にふさわしい新たな「まちの顔」として商工業振興の核となって商工業の活性化と地域住民のコミュニティー形成の場として、利用促進を図っております。

一方、大規模小売店舗立地法の運用面での規制緩和・法改正により、延岡・日向両

市を始め、町内にも大型店が進出するなど本町の商店街、特に小売店については、大変厳しい状況にあります。それらの対応を図るためにも商店街づくりや消費者ニーズに即応したショッピング機能とコミュニティー機能※を備えた快適で美しい街づくりが必要であり、経営者相互の意識の高揚と連帯感の強化などにより、個性をもった魅力ある店づくりに創意工夫と自助努力が求められています。

#### ④ 買い物客の流出

食料品などの最寄り性の強い商品は、比較的地元で購入されていますが、洋服・電化製品・家具及び贈答品などについては、延岡市・日向市などで購入する傾向が強く、テレビ(通信販売)・インターネットなどの利用によるショッピングも増加傾向にあり、その流出防止策が最も重要な課題となっています。

本町の商業は商圈の広域化に対する商店街の近代化、大規模小売店舗の進出などに対する商店街の活性化といった課題に対応するため、商業の核となる集客力のある店舗の設定が必要です。また、今後高速自動車道整備を踏まえ、通過客へ本町の特徴をアピールする店舗の整備が必要であります。

### 【基本方向】

消費者ニーズへの対応を図りながら、商店及び商店街の魅力を高め、商業の活性化を図ります。

### 【具体的施策】

#### 1 商業の育成

- ・消費者ニーズの多様化・高級化に対応するため、経営指導の強化・制度資金の活用により、個性的な特色のある店づくり、店舗の協同化などを促進します。
- ・各種研修制度の活用により経営者の資質の向上や後継者の育成などに努めます。
- ・商品管理や顧客管理を図るためICT（情報通信技術）などの研究・導入を促進します。
- ・町内での購入を促進するために、町内商店で購入できるプレミアム付き商品券の発行など新たな創意工夫による購買力の強化につながる事業を商工会と連携し推進します。
- ・他産業との情報交換や関連した活性化の取り組みを強化するため、異業種での連携を促進します。

#### 2 魅力ある商店街づくり

##### (1) 商店街の活性化

- ・地場産品を活用した朝市・産業まつり・県内外での展示即売会など多彩なイベント

※コミュニティー機能

地域社会における人々の交流の場としての機能。

の実施により、本町商業のPRに努めるとともに消費者のライフスタイルなどに配慮した商店街づくりを促進します。

- ・国・県等の助成事業の活用などにより、共同店舗や、街路灯の設置など商店街の近代化を促進します。

## (2) 街づくりと一体となった商店街の整備

交流・憩いの空間として商店街の機能を強化し、集客力を高めるため、核となる店舗や商業集積の形成なども検討しながら街づくりと一体となった魅力ある商店街づくりを促進します。

## 3 物産販売センターなどの整備

本町特産品の宣伝・販売などの商業環境として、総合物産販売センターの設置など、高速道路整備を踏まえ本町を通過する人々へのアピールを強化する商業集積の整備を進める必要があります。

## 4 指導体制の整備

商工会活動の充実に努めるとともに、県及び商工会連合会などと密接な連携のもとに、経営指導員を活用し、指導体制の強化を図ります。

## 5 金融対策

中小企業の経営安定及び体質の改善・強化と金融の円滑化を図るため各種制度資金斡旋を積極的に行うとともに、本町独自の融資制度の活用を促進します。

## 第5節 工業の振興

### 【現況と課題】

我が国の工業を取り巻く環境は、米国の金融危機に端を発した世界同時不況により深刻度を増し、我が国経済にも大きな影響を与えています。我が国の工業は、生産調整を余儀なくされ、これに伴って雇用情勢は厳しさを増しています。

そのような中で、これまで県北地域では産業振興や地域経済の活性化等、様々な施策について地域で一体的に取り組んできました。

平成6年には「ふるさと市町村圏」や「宮崎県北地方拠点都市地域」の指定を受け、産業振興をはじめ各種施策などに取り組んできました。平成19年3月に策定された「工業振興ビジョン」では、2市1町を1つの工業集積エリアとして位置付けています。

また、平成21年度には「定住自立圏共生ビジョン」が策定され、雇用・医療・福祉・商業など住民に必要な機能を確保し、地域の自立が図られようとしています。

そのような中で、大分県から宮崎県に広がる東九州地域には、人工心臓・注射針・カテーテルなど血液や血管に関する医療機器メーカーが集積し、世界有数の生産・開発拠点を形成していることから、地域の活性化を図るため、宮崎・大分両県の産学官が共同して、「東九州地域医療産業拠点構想～東九州メディカルバレー構想～」が策定されています。

県北地域においても、東九州自動車道の開通及び細島港の重要港湾指定など、将来に明るい兆しはあるものの、近年の円高・デフレ問題により、非常に厳しい状況に変わりはなく、今後は、この高速交通体系等を生かした地場企業の活性化並びに新たな企業の誘致を図ることが最大の課題となっています。

本町の工業構造は、製造業などが主なものであり、工業出荷額は、平成18年208億円で平成14年に比較して出荷額が35.9%上昇していますが、事業所数は減少傾向にあります。また、従業員数は数字では横ばいであるが、非正規・派遣社員等からの雇用確保の傾向が強くなっています。

#### ①地場企業

本町の地場企業は、出荷額で見ると食料品、電気機械などの業種の占める割合が高くなっています。特に食料品においては、知名度を活用した水産加工品を中心とした販売活動が活発であり、また、水産業と深いかかわりのある食品加工を中心に新たな加工技術の導入が進んでいます。

展示会及び物産展などを通して、地域資源を活用した地場企業の育成を図るとともに、地場産品の新商品の開発と販路拡大などがもとめられています。

#### ②企業の誘致

地場企業との調整を図りながら雇用の拡大、住民福祉の向上を図るためにも企業誘致が重要です。

企業立地促進条例の奨励措置を活用し、今日の産業構造の変化や、高速道路環境の

進展、さらには雇用人数の確保等により、町としても積極的かつ早期に誘致環境の整備を進める必要があります。

### ③工業の集団化

既存企業で、市街化区域に点在している企業などは、公害防止などによる環境整備の観点から、工場団地化などによる集団化が望まれます。

工業の振興は、町勢発展の基本であり地場産業を育成すると共に、工業経営の合理化、近代化、労働力の確保に努める必要があります。

## 【基本方向】

急激な経済情勢の変化に対応できる経営力の強化、技術の高度化、新たな産業の創出、情報化や国際化などを図りながら地場産業の育成に努めるとともに、高速道路環境の整備が進む中で、新たな工業用地の整備など積極的な工業立地対策を推進します。

## 【具体的施策】

### 1 企業立地対策の推進

企業に対する優遇措置などを拡充し、積極的に企業誘致・育成に努めます。

企業立地に最も重要な事項である用地の確保について、企業への用地提供までの迅速な対応が課題であるため、今後、最適の用地を新たな工業団地として選定し、都市計画マスタープランの見直し及び地区計画を策定し、企業ニーズに対応できる体制を整えます。

### 2 人材の育成、産業の連携

圏域の工業会等と連携しながら、企業で活躍できる人材の育成を図るとともに、圏域の企業と町内企業との交流や町内異業種間の交流促進などにより、地域産業の活性化を推進します。

工業事業所数、従業員者数 (単位：人)

年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
事業所数	72	65	56	52	53	52	49	44	41
従業員数	1,072	1,665	1,462	1,457	1,440	1,393	1,426	1,361	1,463

資料：「宮崎県の工業」

工業出荷額の推移（平成10年を100とした場合） (単位：億円)

年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年
門川町 (平成10年を100)	191 100.0	171 89.5	161 84.3	155 81.2	153 80.1	165 107.8	180 117.6	189 123.5	208 135.9
宮崎県 (平成10年を100)	13,215 100.0	12,863 97.3	13,192 99.8	12,304 93.1	12,108 91.6	12,248 101.1	13,274 109.6	12,888 106.4	13,321 110.0

資料：「宮崎県の工業」



## 第6節 観光の振興

### 【現況と課題】

温暖で豊かな自然に恵まれた本町は、既存の観光施設を活用しながら、自然環境を生かした観光事業の積極的な振興を図る必要があります。

また、観光産業においては、地域間競争が激化する中、本町の特性を生かした観光資源の創出や受け入れ体制の充実が必要です。

東九州自動車道「門川～日向間」が平成22年12月4日に開通し、平成25年度には、門川～宮崎間が完成する予定など高速交通網の整備が図られています。

併せて平成23年3月12日九州新幹線全線開通により、九州を取り巻く観光の流れが大きく変わり、直通運転の行われる関西・中国地方から南九州への観光客が大幅に増加することが期待されることから、日向・東臼杵広域観光協議会をはじめとして、県北一帯の広域的連携での観光推進を図る必要があります。

このような中で、本町を代表する観光地として、夢人島サバイバルアイランド（乙島）、門川海浜総合公園（スライダープール）、遠見山（森林公園）などがありますが、観光施設を有効利用していくためにも道路の改良整備・施設整備を促進する必要があります。

併せて、国の天然記念物であり、町の鳥でもある「カンムリウミスズメ」は、繁殖期には、枇榔島周辺の海上に約3,000羽が生息しています。これは、世界の約半数にあたる数であることから、観光面での推進策としての活用が期待されます。

### 観光客の推移

(単位：人)

平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
497,929	501,863	430,948	441,384	444,452

資料：観光動向調査

### 【基本方向】

本町の持つ豊かな自然を活用した観光資源や自然環境との調和のとれた施設の整備や開発を進めます。

観光関連産業の育成とともに、広域的連携の推進を図り、県内外の観光客が訪れ活力と魅力にあふれる門川観光の再生を目指します。

## 【具体的施策】

### 1 遠見半島を中心とした観光振興

開発拠点地区として整備された遠見半島につきましては、ゴルフ場、福祉健康交流研修施設（かどがわ温泉心の杜）、ふれあい多目的広場などが整備されました。

今後は、岬権現などの恵まれた自然環境を有効に活用し、遠見山、乙島、海浜総合公園などと有機的な連携を図り、広域的な観光の振興及び施設・道路整備の推進を図ります。

### 2 地域産業の観光的活用

農林水産物など地域資源を活かした質の高い土産品などの開発を促進するとともに、観光漁業も視野にいたれたエコツアーやグリーンツーリズムなど、農林水産業の観光的活用を促進します。

### 3 観光ルートの確立

新たな観光開発の形成と歴史資源・暮らし文化・豊かな自然・生活を営む人々など、身近にある観光資源を活用しながら広域的に連携して観光推進を図ります。

### 4 交通体系の整備

広域的な観光ルートの確立や観光客の誘致など観光振興にとって、交通体系の整備は不可欠なため、公共交通機関の充実・道路交通網の整備促進を図ります。

### 5 道路観光案内

町内各所の観光地と近隣市町村観光地の連携強化のための、きめ細やかな案内標識などの設置整備を図ります。

### 6 自然資源の保護と活用

自然資源保護に努めるとともに、施設などの整備にあたっては自然との調和を図り、自然の魅力が楽しめ、清潔で快適に過ごせるような安全な観光地づくりを進めます。



## 第3章 心豊かなまちづくり

### 第1節 生涯学習の推進

#### 【現況と課題】

本町はこれまで、第1次～第4次門川町長期総合計画において生涯学習の理念に基づき、「日本一住みよい門川町」を目標に豊かな人づくりに取り組んできました。

その中で、国際化、情報化、少子化、高齢化の進展などの社会環境の変化に対応できる能力の開発をめざし、自主性、社会性、創造性に富んだ心身ともに調和のとれた人格の形成を基調として、生涯教育の各分野で施策の充実に努めてきました。

その結果、町民の学習意欲は徐々に向上し、学習活動、社会参加活動などにも自主的・自発的な取り組みが見られるようになりました。

このような中で、町民の学習に対する要求は、

- ・複雑化する社会情勢を反映して、高度化・多様化している。
- ・青少年期に集中した学校教育への期待が過大になっている。
- ・家庭教育・社会教育との役割分担の明確化や連携の在り方等が求められている。

このようなことから、教育全体の改革の必要性を考慮し、教育振興基本計画（平成22年度～26年度）を策定し計画の実現に努めていきます。

#### 【基本方向】

計画策定にあたっては、町民の自ら学習する意欲と能力を養い、社会の様々な教育機能や相互の関連性を考慮しつつ総合的に整備・充実していく必要があります。

今後は、これまでの成果を生かしながら、

- ・生涯学習を支える人材の計画的な養成
- ・家庭教育、学校教育、社会教育の充実と連携強化
- ・各行政機関及び各課が実施している各種講座等と社会教育の連携
- ・各種生涯学習情報の提供と学習相談活動の充実
- ・中央公民館、文化会館、図書館等を核として自治公民館と連携した生涯学習の場の整備充実
- ・町民の生涯学習に対する意識の啓発及び町民のさらなる自発的な参加意欲の育成など、長期的な視野にたった総合的な施策のもとに、「日本一住みやすい門川町」を目指し、生涯学習のまちづくりの推進に努めます。

## 【具体的施策】

### 1 生涯学習推進体制の整備・充実

#### (1) 総合的支援体制推進組織の充実

- ・町民が充実した生活を目指して、多様な活動を主体的に行えるような学習の場を整備します。そのために、総合的支援体制の構築をめざすとともに、教育諸機関との相互のより緊密な連絡・情報交換を行います。
- ・個人や地域など幅広い層での生涯学習を推進するための組織づくりに努め、生涯学習の具体的な施策を推進します。

#### (2) 学習機会・内容の充実（いつでもどこでもだれでも）

- ・町民が乳幼児期から高齢者にいたるまで、そのライフステージ※毎に必要な学習活動が展開され、かつ、学習内容も各時期相互に関連性をもたせ、連続するよう十分配慮します。
- ・潜在的な学習需要をもつ人々に対しても、適切な配慮を行い、町民の誰でもが希望する学習に取り組めるよう、「いつでも、どこでも、だれでも」という立場で学習しやすい環境の整備に努めます。
- ・町民の多様な学習ニーズや情報化、国際化、成熟化、高齢化などの時代の変化に対応した生涯学習プログラムの開発に努め、関係学習施設の相互の連携のもとに、学習機会の提供に努めます。パソコン・インターネットに関する各種講習については、その重要性や町民のニーズなどから、平成13年度より継続して開催しており、さらに推進に努めます。

#### (3) 学社融合の推進

- ・平成14年度から学校が完全週5日制となったことから、学校外活動の充実が求められています。
- ・学校・家庭・地域社会の教育機能の強化・連携を図り、児童生徒のたくましく生きるための健康や体力はもちろん、他人を思いやる心や感動する心など「豊かな感性」の育成、体験活動、異年齢・異世代との交流活動等地域の活性化を図るため、学社連携融合をより一層推進します。

### 2 学習情報提供・相談体制の充実

#### (1) 生涯学習情報提供システムの構築

- ・生涯学習関連の情報や資料を収集、整理、保管し、学習者のニーズに応じて的確に提供するための学習情報システムの整備、充実を図るとともに、生活圏の広域化や高度情報化の進展などに対応した情報ネットワーク化を推進します。

※ライフステージ

個人の一生の生活を幼年期、青年期など段階に応じて区分したもの。

## (2) 普及・啓発

- ・町民の生涯学習に対する理解と機運が一層高まるよう、情報提供や普及・啓発活動を推進します。

## (3) 学習相談体制の充実

- ・学習情報提供にとどまることなく、町民の学習要求の多様化、高度化、個別化に対応するため、学習相談体制の充実を図ります。

## 3 生涯学習環境の整備

### (1) 指導者の育成と人材の確保

- ・生涯学習を円滑に推進し、学習内容の高度化、専門化、多様化に対処するため、幅広い分野で優れた資質と専門的な能力を備えた指導者を育成し、人材バンク登録による活用を図ります。

### (2) 生涯学習施設の整備・充実

#### ①勤労者総合福祉センターを中心とした施設の整備・充実

- ・中央生涯学習センター拠点施設としての役割をもつ勤労者総合福祉センター及び文化会館の施設を人づくりの中心施設として整備・充実に努めます。

#### ②図書館の充実と活用促進

- ・生涯学習振興の気運が高まる中であって、急激に変化する現代社会では、ますます町民の自発的な学習意欲を支援する図書館の役割が重要になっています。門川町立図書館の充実と活用促進を図り誰でもその利用目的により気軽に立ち寄れる雰囲気づくりと、必要な図書や資料、情報の収集・整理に努めます。

#### ③中央公民館の整備・充実と活用促進

- ・中央公民館を地域住民の多様な生涯学習の拠点として、図書館や地区公民館との連携を図りながら整備を進めます。併せて資料室の整備並びに社会教育関係団体の活動拠点としての整備を図ります。

## 第2節 就学前教育・義務教育の充実

### 【現況と課題】

本町の教育は、幼児期から義務教育修了までの教育を通じて、学校、家庭、地域が一体となって、「早起き・早寝・朝ごはん」等の基本的な生活習慣の習得や仲間づくり等の社会性の獲得をはじめとする発達段階ごとの課題に対応しながら、門川町内に在住するすべての子どもが、将来自立して一人の門川町民として社会の中で生き、豊かな人生を送ることができるよう、その基礎となる力を育てるとともに、国・県・町及び社会の形成者として必要な基礎的資質や能力を養う力を育てることを目指しています。

また、青少年の非行問題、児童生徒のいじめ、不登校などの行動に対処するなど青少年の健全育成に努める必要があります。

さらに、児童生徒が安全・安心で快適な環境の中で、個性を伸ばし、知・徳・体のバランスの取れた人間形成を育むため、防災を考慮しながら校舎の改築、諸施設の改修、内容の整備向上などに努め、教育環境の整備充実を図ることが必要です。

#### ①就学前教育

近年、就学前教育が子どもの健全な発育のために重要であるといわれています。本町の幼児教育施設としては、私立幼稚園が2園あり、定員は200名で、平成22年5月1日現在、139名が就園しています。この他に延岡・日向の幼稚園に数十人の就園がみられます。女性の社会参加などを反映し、教育の低年齢化が進み、保育所就園者ととともに就園措置率が年々高くなっています。

#### ②教育環境の整備

本町の児童生徒数は、年々減少傾向にあります。現在の人口動態からみると、今後は、特別の社会的人口増がない限り児童生徒の増加は見込めません。

また、学校規模については西門川小・西門川中を除けば、特に問題なく、適正規模校といえますが、今後、児童生徒数は小学校が減少傾向、中学校が横ばいの状態で推移するようであります。

教育環境の整備については、校舎の老朽化などに伴い、耐力度調査などの実施や、改築、情報教育の充実を図る必要があります。

#### ③確かな学力の育成

これからの時代を児童生徒が主体的、創造的に生きていくためには、基礎的な知識・技能の習得とあわせ、それらを活用する能力を身に付けることが大切です。

児童生徒の確かな学力の育成のため、学校で学んだ知識や技能を活用する思考力、

判断力等の育成を図る必要があります。

#### ④特別支援教育

人間尊重を基調とした心身ともに調和のとれた人間の育成を行う上で、支援を要する児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な支援を行うことが求められています。

特別支援教育は、児童生徒の成長や、発達の段階に応じた適切な教育を行うことで、より豊かな人間性の育成や、社会を形成する一員として必要な教育を行うことを目的としています。

本町の特別支援教育の充実のため、教職員の配置や学校施設の改修など、国や県と連携して行う必要があります。

#### ⑤生徒指導

児童生徒をとりまく環境は、家庭や地域の教育機能の低下、自然や遊び場の減少など多くの問題があります。そこで、児童生徒の非行問題、いじめ、不登校など問題行動の多様化、低年齢化、広域化などに対処するため、その正確な実態の把握に努め、教師の指導力の向上に努めるとともに、学校、家庭、地域社会及び各関係団体などが一体となった健全育成への取組が重要であり、そのための一層の推進体制を整える必要があります。

#### ⑥健康教育

成長期にある児童生徒の体格、体力向上及び健康の増進を図るため、遊具や体育施設の整備充実に努めるとともに、子どもの生活習慣病、う歯、近視、肥満、虚弱体質などの増加傾向に鑑み、保健活動・学校給食の充実と併せ、学校、家庭、関係機関が連携し、一層の対策を講じる必要があります。

#### ⑦安全教育

最近の児童生徒は、自然に親しみ遊ぶ機会が少ないことから、各学校においては、安全教育に重点をおき、計画的に指導を進めていますが、学校内外における事故は減少しているもののいまだ発生している状況です。これらをなくすためには、学校施設の点検整備はもちろん、学校、家庭、地域社会や関係団体と連携し一層の安全教育と環境整備に取り組む必要があります。

#### ⑧人権教育

「人間尊重の精神を基本とし、不当な差別や偏見を排除し、基本的人権を尊重する人間を育成する。」との理念に基づき「門川町人権教育基本方針」を制定し、推進に

取り組んでいるところですが、さらに教職員の研修を深めるとともに、学校、家庭、地域が一体となり、その充実を図っていく必要があります。

⑨学校給食

学校給食については、共同調理場方式、単独校方式、親子方式で完全給食を実施しています。今後は栄養指導、偏食指導などの『食育』としての内容の充実を図っていく必要があります。

児童生徒数・学級数の推移

年 学校別		平成	平成	平成	平成	平成	平成		
		22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年	
小 学 校	門川 小学校	児童数(人)	506	485	451	440	427	406	420
		学級数	19	19	19	19	19	18	14
	草川 小学校	児童数(人)	340	338	328	326	321	334	329
		学級数	13	13	13	13	13	14	13
	西門川 小学校	児童数(人)	32	29	27	24	22	20	17
		学級数	5	3	3	3	3	3	3
	五十鈴 小学校	児童数(人)	327	318	305	290	283	276	271
		学級数	13	13	13	13	13	13	12
計	児童数(人)	1,205	1,170	1,111	1,080	1,053	1,036	1,037	
	学級数	50	48	48	48	48	48	42	
中 学 校	門川 中学校	生徒数(人)	545	562	618	641	624	588	542
		学級数	18	19	21	21	19	18	16
	西門川 中学校	生徒数(人)	25	24	16	16	15	17	17
		学級数	4	4	3	3	4	4	4
	計	生徒数(人)	570	586	634	657	638	604	558
学級数		22	21	23	23	21	20	18	

資料：教育総務課

【基本方向】

幼児期は、遊びの中からいろいろな体験を通して言葉や習慣、秩序が身につく、生涯にわたる人格形成の基礎を培う時期であることから、心身とも健康で豊かな情操を育む教育を進めていきます。

学校教育は、教育基本法の理念のもとに、人間尊重を基調として、児童生徒一人ひとりの個性を尊重しつつ能力を伸ばし、豊かな人間性を培い、変動する社会の一員として自立して生きていくための基礎となる知・徳・体のバランスの取れた資質・能力



の育成を図るため、教育内容・教育条件の質の向上に向けた取り組みを推進します。

小学校においては、児童の望ましい発達を図るため、また、確かな学力の定着を図るため、教育内容の精選、充実に努め、子どもたち一人ひとりの「生きる力を育む教育」の充実に努めるため、学習指導の工夫改善、基礎的・基本的事項に係る指導の徹底を期して、心身ともに安定した学校生活を実現します。

中学校では、小学校において習得された基礎的・基本的知識・技能を基盤として、生徒の個性、能力を生かす教育指導の充実に努めるとともに、教師と生徒及び生徒同士の好ましい人間関係の確立と、生徒の夢や希望を具体的に形にする質の高い進路指導の充実に、適切な指導体制を確立し、心身ともに充実した学校生活の実現を期して努力します。

## 【具体的施策】

### 1 幼児教育の充実

よりよい環境を通して幼児教育が展開できるように、幼稚園と家庭、地域の連携を強化し子育ての充実と啓発を図ります。

また、教育機会の拡大を図るため、幼稚園就園奨励事業を継続して行い、保護者負担の軽減を図るとともに、ゆとりと特色のある幼児教育の推進に努めます

### 2 教育環境の整備

児童生徒の人格形成や個性、能力を伸ばす場として学校環境の及ぼす影響が大きいことから、児童生徒の発達段階に応じた弾力的な教育課程の編成、教育方法の改善充実に努めます。また、施設においても、老朽化している校舎の改築や門川中、門川小の運動場の整備、教育機器の近代化を長期的視点に立ち計画するなど、教育環境の整備を図ります。

#### ①校舎の改築と施設の整備近代化

校舎の老朽化に伴い、改築、大規模改造などの維持補修に努め、ゆとりある施設と近代化を推進します。

また、施設の改修については、引き続きバリアフリーに努めます。

#### ②教材・教育機器などの施設の整備近代化

高度情報化時代をむかえ、時代に対応したコンピューターなど教育機器などの整備充実と更新を年次的に進めます。

### 3 確かな学力の育成

児童生徒の学力や学習状況を把握する取組みとして、学力・意識調査等の実施や、

学習到達度テスト等の実施を推進します。

また、門川町教育研究所が中心となり門川町学力向上推進協議会及び門川町教育振興研究会が連携して学力向上に向けた研究を行うなど、確かな学力の育成に向けた取り組みを推進します。

#### 4 特別支援教育

特別支援教育については、児童生徒一人ひとりに対応した教育を進める観点から、教職員や特別支援教育支援員の十分な配置、必要となる備品等の整備について、国や県と連携を図り、子供たちの成長や発達段階に応じた教育が行える環境の整備・充実を図ります。

併せて、各学校内の特別支援コーディネーターを中心とした支援体制並びに就学指導委員会による学校の支援体制の整備・強化を推進します。

#### 5 生徒指導の徹底

生徒指導については、青少年の健全育成の立場から、複合的な要因により派生する諸々の問題行動の現状を認識し、児童生徒の人格のよりよい発達を目指し、社会の秩序を守り、規律を遵守し、健全な行動や態度が身につく指導の徹底を図ります。

さらに、児童生徒の豊かな情操や規範意識、公共の精神を育む観点から、道徳教育、情操教育の充実を図ります。

また、児童生徒の健全育成を図り、いじめ、不登校、非行など問題行動についてアンケート調査を実施し実態の把握に努め、未然防止、早期発見を図ります。

そのために、学校、家庭、関係機関を含めた地域が共通の問題として捉えることができる「要保護児童対策地域協議会（アームインアームかどがわ）等」の充実・強化を図り、地域ぐるみの指導体制づくりを推進します。

#### 6 健康教育の充実

生涯にわたって知・徳・体のバランスの取れた生活を送るための能力や態度を培うため、体育教科、クラブ活動及び運動部活動など学校体育の充実と指導体制の強化に努めます。

また、家庭、地域及び関係機関・団体などと連携し、総合的に保健安全に関する組織活動を推進するとともに、心とからだの調和のとれた健康教育の充実に努めます。

#### 7 安全教育の徹底

児童生徒一人ひとりが、生涯にわたって安全で健康な社会生活を営むための能力や知識、習慣を身につけるため、全教育活動をとおして安全教育の充実に努めます。また、交通安全教育、水難事故防止などについて実技指導をはじめ、特別活動、道徳活

動との関わりを密にして、家庭・地域社会と連携して指導の徹底を図ります。

また、家庭、地域及び、関係機関・団体と連携し、学校外部からの侵入者や声かけ事案等を未然に防止するため、「子供見守りネットワーク」による巡回活動を強化するとともに、学校施設へのAED（自動体外式除細動器）の設置など、一層の危機管理体制の充実に努めます。

## 8 人権教育の推進

人権尊重の精神を基本とした「門川町人権教育基本方針」を指針とし、学校内外において人権尊重の意義を高める教育を推進するとともに、児童生徒の発達段階及び地域の実情に即して、人間尊重の教育の充実に努めます。

## 9 学校給食の充実

学校給食においては、家庭、学校などの連携のもとに、『食育』教育を含めた食生活指導に努めるとともに、学校給食の安全衛生管理の強化に努めます。

また、学校給食の円滑かつ効率的運営を図るため、調理業務の民間委託について検討を進めていきます。

今後は、食の安全や地産地消の考え方を基本に地元産の米をはじめとする産地の特定できる安全な食材の積極的な使用や、『食育』教育推進の観点から「早起き、早寝、朝ごはん」運動を積極的に推進し、食事の重要性を啓発しながら、教育活動としての学校給食を実施します。



## 第3節 社会教育の充実

### 【現況と課題】

現在地域を取り巻く環境は、都市化、核家族化、少子化の進展や産業構造の変化に伴い、地域社会や家庭の環境が大きく変化しました。住民の地域社会の一員としての意識や連帯感もうすれてきていることに伴い、地域的なつながりが少なくなった中で、家庭の孤立化も進んでいます。

また、近年はインターネットや携帯電話等、高度情報化の急速な進展により、子どもを取り巻く環境は複雑多様化し、機器の不適切な使用により重大な問題等も発生しています。

地域の住民が地域社会は自らの生活基盤であるとともに、地域の構成員であるという意識を培い地域の子どもは地域で守るという活動が生まれています。このような意識を育てていく上で、地域住民による自主的な学習活動や社会参加活動が果たす役割は極めて大きいものがあります。そのために、地域の課題を的確にとらえた学習活動の提供、人づくり、まちづくりなど地域に親しみのもてるような社会教育活動、住民相互の交流につながる社会教育活動の振興に努めていく必要があります。

### 【基本方向】

「日本一住みよい門川町」の実現のためには、地域社会の担い手である住民のさらなる意識の高揚を図ることが必要です。そのために、社会教育団体の研修活動を強化し、地域社会における連帯意識の高揚と町民相互の輪を広げる必要があります。

これまでの経済発展がもたらした人々のライフスタイルの変化、価値観の多様化、高学歴化の進展、自由時間の増大の中、人々は物、心両面の豊かさを求め、高度で多様な学習機会の充実を求めています。このような人々の多様化・高度化する学習ニーズに的確に対応するために、様々な方法により豊かな学習機会を確保するとともに、学習情報の提供などを通じて、住民の自主的な学習活動を支援・促進していきます。

## 【具体的施策】

### 1 家庭教育の充実

家庭教育は子どもの基本的な性格を形成する上で重要な意義をもち、家庭基盤の充実は、今日、国民的な課題であることから、家庭における教育機能の回復を期して、より充実した家庭教育の推進を図ります。

そのため、学校や地域社会並びに関係機関・団体との相互連携を強めながら家庭の教育力の向上に努めます。

- ①家庭教育学級などの親に対する学習機会の拡充や学習内容の充実を図ります。
- ②心ふれ合う親子の共同体験、自然体験など、家庭教育に関する学習機会の拡充に努めます。
- ③家庭教育の活性化を図るため、家庭教育手帳や町教育研究所発行の「ふれあいノート」などによる啓発や情報資料の提供を通じて、家庭の教育力の充実支援を図ります。
- ④家庭教育上の諸問題に対応するため、専門的な人材を配置して活用を図るとともに、家庭教育支援委員を活用して、家庭教育の推進を図ります。
- ⑤子供を中心に、ゲームやインターネット、携帯電話等の不適切な使用により、事件・事故等重大な問題が発生しています。高度情報機器の誤った使用によっては大きな事件等に巻き込まれる恐れがあるため、家庭内での認識を深める教育や適切な使用についての啓発、研修を行います。

### 2 青少年教育の充実

青少年の調和のある成長と社会参加を促進するため、発達段階を踏まえた少年、青年の各種の学習機会の拡充を図り、学校、家庭、地域社会と連携しながら青少年の健全育成に努めます。

また、教育、文化、スポーツ活動を通じて、知識、技能を習得し、創造性、社会性を培い、次代の郷土の担い手としての人間形成を目指します。

#### (1) 少年教育

放課後児童クラブや高齢者クラブ等を積極的に活用し、異年齢集団の中で自然に接する機会の拡大、団体活動の助長、郷土文化の継承活動や特定の興味や関心を自主的・持続的に追求する活動を振興することなどにより、自ら学ぶ意欲と社会の変化に主体的に対応できる資質や能力を培うとともに、「思いやりの心」「感動する心」など、豊かな心をもった子どもの育成を図ります。

## (2) 青年教育

青年が自主活動を通じて自己実現を図り、その社会的役割と責任を自覚し、集団への帰属意識や連帯意識を高めるため、諸団体やグループへの加入を積極的に推進し、地域社会におけるボランティア活動や文化活動を実施するなど、社会参加を推進するよう努めます。

## (3) 青少年の健全育成

青少年健全育成町民会議、青少年指導員、学校、PTAさらに社会教育団体と緊密な連携を図り、情報交換をしながら青少年の健全育成に努めます。

# 3 成人教育の充実

「日本一住みよい門川町」の実現のためには、地域の構成員の中心である成人の地域社会の一員としての意識や連帯感の高揚が必要です。このような意識を育てていく上で、自主的な学習活動や社会参加活動を促進していくことが大切です。成人に対して、地域の課題を的確にとらえた学習活動の提供、ひとづくり、まちづくりなど地域に親しみをもてるような社会教育活動、住民相互の交流につながる社会教育活動の振興に努めていきます。

## (1) 成人教育

成人の多様な生活形態や高度化、専門化した学習ニーズに対応するため、学習機会の拡充並びに内容の充実に努めます。また、できるだけ多くの町民が学習活動に参加できるように、学習に関する情報提供や相談体制の確立に努めます。

## (2) 女性教育

社会の変化に伴い、高度化、多様化した女性の学習要求に対応する学習機会を提供し、女性の資質や能力を向上させるとともに、女性団体の活性化や自主グループの組織化に努め、女性の社会参加の促進を図ります。

## (3) 高齢者教育

高齢者が健康で心豊かに充実した生きがいのある生活ができるよう、高齢者の希望や地域の状況などに即して、実践的、活動的な方法を採用したり、異なる世代との交流や各人の生活課題を重視するなど、自主的な参加意欲を満ちし、学習効果を高めるように努めます。

また、高齢者のもつ優れた経験や知識・能力を生かして社会参加ができるよう配慮します。

## 4 人権教育の推進

今日の社会を基本的人権の尊重という視点から見ると、女性、子ども、高齢者、障がい者、HIV感染者などに対する差別、思想・信条・学歴による差別など、日常生活の中で無意識のうちに行っている基本的人権侵害の事例があげられます。

人権・同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等にかかわる問題であり、日本国憲法に保障されている基本的人権にかかわる国民的課題であることから、その解決に果たす教育の役割はきわめて大きいものがあります。

### (1) 人権に関する学習機会の提供・学習プログラムの開発

幼児から高齢者に至る幅広い層を対象に、それぞれのライフサイクル※における学習活動に対応して、生涯にわたって人権に関する多様な学習機会の一層の充実を図ります。また、学習意欲を喚起する学習プログラムの開発に努めるとともに学習を充実させるための映画やビデオなど、学習教材の提供に努めます。

### (2) 指導者の養成

社会教育における同和教育を一層推進するため、人権に関し幅広い識見のある人材を活用するなど、指導者層の充実を図ります。



※ライフサイクル

人間の一生にみられる時系列的な生活現象の変化のパターン。

## 第4節 生涯スポーツの推進

### 【現況と課題】

全国的に高齢化社会が到来し、一生を通して健康で文化的な生きがいのある豊かな生活を営むことが求められています。

そのような中であって、健康の保持増進はもとより、精神的充実感や喜び・楽しさを与えてくれるのがスポーツです。

本町では「スポーツで築く文化的で明るく豊かな生活」（光る汗・鍛える心・築こう郷土）をスローガンに、「生涯スポーツ」の推進を図っています。その結果、最近、日常生活の中にスポーツ活動を取り入れ、健康・体力づくりに励む町民が年々増加し、望ましい傾向になっています。

また、スポーツに親しむ施設環境についての整備も急速に進められて、各学校の体育施設・海浜総合公園・勤労者体育センターなどの施設が整備され、広く町民に、活用されています。

しかし、多様化する活動ニーズや生活様式の変化に伴い、夜間の屋外体育施設の整備、地域スポーツ推進組織の充実、さらには町民の「生涯スポーツ」に対する意識の高揚を図る必要性などの課題があります。

### 【基本方向】

健康で調和のとれた、「たくましい体・豊かな心・魅力ある郷土」の建設を目指して、町民の健康保持増進と体力の向上を図るため、体育環境の整備充実と健康づくり・体力づくり運動を展開し、年齢・体力に応じたスポーツ活動への参加を促進します。

### 【具体的施策】

#### 1 体力の向上と健康の保持増進

「生涯スポーツ」の実践、食生活改善、疾病予防の啓発を推進し、体力の向上と健康の保持増進を図ります。

#### 2 スポーツ団体の育成

社会体育推進組織、社会体育指導者を充実し、スポーツ団体の育成に努め、スポーツレベルの向上と地域スポーツの振興を図ります。

#### 3 体系的なスポーツ活動の推進

スポーツ教室、スポーツレクリエーション教室、健康教室、実技講習会などを開催し、スポーツに親しむ機会を提供するとともに、青少年から高齢者まで年齢や体力に



応じた体系的なスポーツ活動を推進します。

また、体に障がいのある町民が、生き生きとスポーツに親しむことができる支援を充実していきます。

#### 4 体育施設の整備・充実

体育施設の開放を積極的に推進するとともに、夜間屋外体育施設の整備・充実を図ります。



## 第5節 文化の振興

### 【現況と課題】

国際化、情報化、少子・高齢化の進行さらには価値観の多様化、余暇時間の増大など、近年の社会経済情勢の変化を背景として、物の豊かさから心の豊かな質の高い生活が求められるようになりました。そのため、教養や趣味のための学習、芸術の鑑賞や創作活動など多様な文化活動が盛んに行われ、住民が文化活動に深くかかわり、また内容も一段と高度なものになりつつあります。

本町では、文化施設の整備・充実を図り、文化活動の活性化が図られています。財団法人門川ふるさと文化財団と連携しながら県内外文化施設との文化事業ネットワークや地域からの文化情報発信など、様々な施策を実施してきました。

また、本格的な地方分権が進み、個性ある魅力的な地域づくり、自立した地方の時代が到来しようとしています。

これからは、門川町民一人ひとりが地域の存在の意義を大切にしながら、生き生きと豊かに生活していく上で、文化の果たす役割はますます重要なものになってきています。

このような状況に対応するには、限られた町民のための文化でなく「誰もが参加する文化」と位置付け、個性や多様化を尊重し、住みよい地域づくりの視点を持ちながら、さらに地域の交流・連携を進め、新たな町民文化の振興に取り組んでいく必要があります。

### 【基本方向】

今後は、より一層の文化活動の発展が期待されます。それらの文化ニーズに対応するため、

- ①門川町総合文化会館・門川町立図書館・中央公民館・各自治公民館との連携のもとに、既存の文化・スポーツ施設の有効利用をさらに図ります。
- ②文化施設・社会教育施設・町立学校施設のネットワーク化を図り、町民の文化的要求や生涯学習体系に沿った整備を図ります。
- ③今までに収集した郷土の歴史を伝える資料である民具や発掘品などの民俗資料の有効活用を図ります。
- ④町民の歴史や文化に対する学習意欲の向上、学校における総合的な学習（調べ学習）に役立つよう整備を行い、町内の指定文化財の活用が図られるよう保存整備に努めます。

## 【具体的施策】

### 1 教育・文化施設の設備

町民の幅広い教育・文化活動の充実を図るため、町立図書館の内容の充実と民俗資料展示室の整備活用に努めます。

#### (1) 町立図書館の利用とサービスの充実

町立図書館は平成14年7月に開館し、当初開架冊数3万6千冊から始め、年次計画により蔵書数は増加しています。平成22年3月末現在では、7万8千冊となっており、最終目標は11万冊としています。

また、西門川地区及び各小中学校、県立図書館等と連絡をとりながら移動配本、団体貸出、調べ学習など援助体制の充実を図ります。

#### (2) 中央公民館民俗資料展示室の整備充実

- ・資料展示施設として一層の機能充実に努めます。
- ・新たな資料館の建設も視野に入れた整備を検討します。
- ・学校教育における調べ学習に対応できる展示内容を充実します。
- ・展示資料の取扱や説明をわかりやすく行う案内（教育）ボランティアの育成を行います。

### 2 芸術文化の振興

町民の芸術文化の向上を図るため、財団法人門川ふるさと文化財団と連携して、文化施設を有効に利用し、芸術文化活動の振興に一層努めます。

#### (1) 文化の鑑賞・発表機会の充実

- ・優れた舞台公演や美術作品などを鑑賞する機会や日頃の活動の発表の場の一層の拡充を図ります。
- ・子ども達が日常的に文化に触れる機会を増やし、文化に親しむ環境づくりを進めます。

#### (2) 文化施設の機能充実と連携の強化

- ・町民や文化団体のニーズに対応したソフト面の充実を図り、施設間の連携をさらに進めます。

#### (3) 文化を担う人材や文化団体育成支援

- ・文化団体の育成と指導助言を行います。

- ・文化協会への加入促進と組織の強化、活性化を支援します。

### 3 文化財の保護と活用

長い歴史や風土に培われてきた有形・無形の文化財や先人・自然は門川町の貴重な財産です。

このような貴重な文化遺産を大切に作る心を育て、文化財の保護や伝承文化の継承・活用を図ります。また、門川町の自然が育んだ貴重な天然記念物、名勝などの美しい環境を大切に守り、次世代にそのままの姿で伝承活動を図ります。

町内には、門川城跡をはじめとする史跡や、小園白太鼓踊りなどの有形・無形の文化財や枇榔島に生息する世界的にも貴重な「町の鳥」国の天然記念物カンムリウミスズメなどの文化財が数多くあります。

このような貴重な文化財を大切に保存し、次世代に伝えていくために文化財などの調査と保護を進め、文化財に親しむ機会づくりや、伝統芸能などの後継者の育成を図ります。

- ・門川城跡の整備事業の促進

門川城跡は、本町の貴重な史跡であり、地元関係者との理解を深めながら保存整備に努め、県指定文化財とするよう働きかけていきます。

- ・庵川窯跡の整備事業の推進

町指定の有形文化財でその保存・整備に努めながら、近隣の心の杜や福祉施設と一体となった利活用を図っていきます。

- ・枇榔島の環境整備と合わせ町の鳥「カンムリウミスズメ」の啓発・保護活動を積極的に推進します。

- ・伝統芸能の継承活動の支援を図ります。(小園白太鼓踊り・門川神楽・子ども三番叟・庵川ばんば踊り・尾末だんじりなど)

後継者が高齢化し、若い世代の加入が少なく、ここにも少子・高齢化の影響が強く表れている状況にあります。そのような実態の中で今後の継承のための方策を町として推進する必要があります。

- ・庵川ばんば踊りの文化財指定の検討

庵川ばんば踊りの体系的な調査を実施し、町文化財指定を研究します。

- ・門川の伝統芸能・民族文化財の調査及び活用資料の調整を行います。

- ・その他有形・無形の文化財の学術調査を実施し、町指定相当の文化財の登録を行います。

- ・国の登録文化財登録の推進

町内に存在する、明治・大正・昭和の近代化に伴う建造物を国の登録文化財とし歴史的環境を現代に即応した形で残していく方策を推進します。登録文化財を中心として文化的・歴史的に豊かな地域環境を醸成します。

## 第6節 男女共同参画の推進

### 【現況と課題】

少子・高齢化が急速に進展する中で、人々の価値観、生活意識や産業構造の変化により女性の生活環境も大きく変化し、家庭、職場、地域社会のあらゆる分野において、女性の社会参加が進んでいます。

このような中で、本町は、男女共同参画社会の実現を目指して、各種の施策の中で男女共同参画を促すように努めています。

今後、今日にある慣行、意識などの改革を進め、男女の人権が確立され、男女が社会の対等な構成員として、自覚と責任意識をもって社会に参画する、真の男女共同参画社会の実現を目指す必要があります。

### 【基本方向】

男女共同参画社会の実現に向けて、意識啓発や社会環境の整備を進めます。

### 【具体的施策】

#### 1 男女平等意識の啓発

家庭、地域、職場などあらゆる機会を捕らえて男女共同参画社会づくりに必要な意識の啓発、情報の提供に努めます。

#### 2 女性の社会参画促進

各種の審議会など、方策・方針決定の場への女性の参画を推進するとともに、女性の社会参画に必要な知識・指導力の育成に努めます。

#### 3 男女共同参画を促進する社会環境の整備

女性が容易に社会参画ができるように、保育・介護などの環境を整えるなど、就労の場における条件整備に努めます。

#### 4 健康増進と生活環境の整備

女性の生涯にわたる健康の維持増進を図り、母性の保護や女性が安心して子育てができる生活環境の整備に努めます。

## 第4章 福祉・健康のまちづくり

### 第1節 地域福祉の推進

#### 【現況と課題】

本町では、地域福祉の推進を図る上において、地域福祉推進体系の充実が必要との観点から、社会福祉協議会を中心とした、公的福祉サービスと民間福祉団体、さらにはNPO法人などとの連携を進めてきました。

しかしながら、急速に進行していく少子・高齢化の今日にあって、本町においても核家族化や生活様式の多様化などにより相互扶助機能等の弱体化が進んでいることから、今まで以上に行政や民間、更には町民など、関係者が一体となった地域福祉の充実が求められています。

#### 【基本方向】

社会福祉協議会を核とした地域福祉の充実を進めるとともに、町民の主体的な福祉活動への参加を促進します。

また、地域福祉計画に基づきながら、地域の実態に合った施策を展開していきます。

さらに、既存の社会資源（施設・人材等）を積極的に活用し、地域福祉の向上と健康増進に努めます。

#### 【具体的施策】

##### 1 推進体制の強化

- ・地域福祉の中核となる社会福祉協議会との連携強化を図ります。
- ・行政、民間社会福祉施設、NPO法人、民生委員・児童委員、ボランティア連絡協議会などの相互連携の強化を図ります。

##### 2 民間福祉活動の促進

- ・町民の福祉活動への参加を促進します。
- ・福祉ボランティアの活動支援に努めます。

## 第2節 高齢者福祉の充実

### 【現況と課題】

本町では「やすらぎと生きがいのある福祉の町づくり」を主要課題の一つに掲げ、遠見半島一体を福祉ゾーンとして位置付け福祉施策に取り組んできました。

今後は、今日までの限られた者に対する福祉から、町民全体を視野に入れた福祉へ展開し、高齢者自身も社会の一員として社会の担い手となるよう、これまで培ってきた知識・経験を活かし、積極的に社会参加できる環境づくりを推進していくとともに、地域・行政・団体・企業・NPO法人等が連携と協働のもとに地域福祉を推進していくことが重要となっています。

また、近年、新たな問題として高齢化による寝たきりや認知症、高齢者虐待といった様々な問題が発生しています。これらの問題の早期発見解決に向けて、関係機関との効果的な連携が求められています。

### 平均寿命の推移と推計（全国）

	昭和30年 1955年	平成7年 1995年	平成12年 2000年	平成17年 2005年	平成37年 2025年
男	63.30歳	76.38歳	77.72歳	78.56歳	78.80歳
女	67.75歳	82.85歳	84.60歳	85.52歳	85.83歳

資料：福祉課調べ

### 門川町の人口構造の推移と推計

(単位：人、%)

	昭和60年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
65歳以上	2,314	3,389	3,990	4,591	5,075
	12.2	17.7	20.7	23.9	26.9
64歳未満 15歳以上	12,150	12,216	12,081	11,609	10,923
	64.2	63.8	62.2	60.4	58.0
14歳未満	4,447	3,550	3,216	3,007	2,840
	23.6	18.5	16.7	15.7	15.1
総人口	18,941	19,155	19,287	19,207	18,838

資料：福祉課調べ

## 【基本方向】

今日の社会情勢の中にあって、すべての町民が安心して暮らしていける地域社会を構築していくことが急務となっていることから、福祉・保健・医療などの充実を図るとともに、高齢者が多様な福祉活動に参加することにより、いきいきとした生活を送ることのできる環境づくりを推進します。

## 【具体的施策】

### 1 安心して暮らせる地域づくりの推進

- ①社会福祉協議会、自治公民館、民生委員、ボランティア団体等との連携強化及び安否確認・見守りや生活を支援する活動の推進
- ②すべての高齢者が在宅で安心して生活できる地域ケア体制の構築
- ③地図情報を活用した地域福祉支援システムの導入
- ④小・中・高等学校における一環した福祉教育の推進
- ⑤高齢者虐待対応ネットワークの構築

### 2 社会参加・生きがいづくりの推進

- ①シルバー人材センターの活用及び充実
- ②生きがい講座の開設、趣味・娯楽・スポーツなどの充実
- ③シニアパワーを生かした高齢者の社会参加促進
- ④郷土文化伝承事業の充実
- ⑤社会奉仕活動の推進
- ⑥高齢者クラブ連合会の充実

### 3 社会資源の活用

- ①地域交流の場の確保
- ②保健・医療機関との連携の強化・充実
- ③地域包括支援センターの充実



## 第3節 障がい者福祉の充実

### 【現況と課題】

障がい者は、身体障がい者、知的障がい者、及び精神障がい者の三つに大別されます。最近では、障がいの重複、重度化が進み、学習障がい、注意欠陥／多動性障がい、自閉症などの発達障がいや高次脳機能障害も発生しています。

平成15年4月からは、障がい者自らがサービスを選択し、利用する支援費制度が始まり、また平成18年4月からは、障がい者が地域で安心して暮らせる社会をめざした障害者自立支援制度に移行するなどの制度改革が進められてきました。今後は障害者自立支援制度に替わる法制度の検討が進められています。

一方では、障がいに関する相談、悩みも多様化・複雑化してきており、年金、虐待、生活困窮、就労、結婚といった多くの問題が重なり合っている状況です。

誰もが、相互に人格と個性を尊重し支えあう共生社会の実現に向け、地域での生活環境が整備されるとともに、これらの問題に対応できる相談支援体制の充実が求められています。

#### 身体障害者（児）手帳交付状況 （平成22年11月1日現在）

障害区分	視覚障害		聴覚障害		言語障害		肢体不自由		内部障害		合計	
	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上
交付数		69	2	83		10	8	523	2	329	124	1014

資料：福祉課

#### 療育手帳交付状況 （単位：人、平成22年11月1日現在）

障害区分	A		B1		B2		合計	
	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上
交付数	11	47	6	49	12	28	29	124

資料：福祉課

#### 障がい者福祉施設への入・通所状況 （平成22年10月1日現在）

区分	入所者数（人）
身体障がい者入所施設	11
知的障がい者入所施設	15
身体障がい者通所施設	12
グループホーム入居者	23

資料：福祉課

**精神障がい者通院受給者数 245名** （平成22年11月1日現在）

## 精神障がい者保険福祉手帳交付状況 (単位：人、平成22年11月1日現在)

区分	1級	2級	3級	合計
交付数	6	84	26	116

資料：福祉課

## 障害者相談支援事業相談件数及び個別訪問件数

(平成22年10月31日現在)

区 分	相談件数 (延べ)	訪問件数 (延べ)	障 害 別				
			身体	知的	精神	児童	その他
平成21年度	898件	416件	470	130	87	121	90
平成22年度(4月～10月)	880件	391件	492	105	171	62	50

## 【基本方向】

障がい者福祉施策は、乳幼児期から学齢期、成人期そして高齢期の一生涯にわたり、その年齢や障がいの程度、生活環境などによって異なるニーズに応じて、国、県、町、さらには障がい者自身の役割を踏まえた上で推進していく必要があります。

障がい者施策は、障がい者が社会参加する上で、様々な障壁（バリア）が除去され、一人ひとりの能力が最大限発揮されることが重要であり、そのためには、障がい者が社会参加しやすい環境をつくり、一貫した支援体制の確立と充実を図るとともに、町民一人ひとりの理解と協力を促進します。

## 【具体的施策】

## 1 啓発・広報の推進

心身障がいは、生活習慣病と同様に誰にでも起こりえるものです。障がい者の日、障がい者福祉週間等の各種行事を中心として、障がいについての正しい理解や偏見解消のため広く町民に普及・啓発を行い、障がいに関する理解の促進を図るとともに、児童生徒や地域住民等のボランティア活動に対する理解を深め、その活動を支援するよう努めます。

## 2 生活支援の充実

障がい者相談員をはじめとする身近な相談支援体制の充実を図り、個人の多様なニーズに対応するとともに、公的相談機関や市町村、福祉施設、教育機関、医療機関等による延岡・日向を含めた広域的なネットワーク化を図り、障がい者が専門的相談を行うことができる体制の充実に努めます。

また、障がい者が住み慣れた家庭や地域で安心して生活ができるように、ホームヘルプサービス等の在宅福祉の充実を図ります。

### 3 生活環境の福祉施策の推進

障がい者の自立と社会参加の一層の促進と、安全に安心して生活していくことを支援していくため、公共施設等のバリアフリー化、それに伴う情報提供を促進し、住宅改造事業など、各種制度の周知や活用及び充実を図ります。

また、安全な交通の確保、防災対策等を関係機関と協力して推進します。

### 4 教育・育成対策の充実

障がいのある子どもの発達段階に応じて、関係機関が適切な役割分担のもとに、一人ひとりのニーズに対応した相談支援が行えるような体制整備に努めます。また、障がいのある児童生徒の学習や生活のための適切な環境を整える観点から、必要な諸条件の整備に努めます。

### 5 雇用・就業の促進

障がい者がその能力と特性に応じて就業し、社会経済活動に参加することは、障がい者が社会的に自立するとともに、生きがいのある生活を行ううえで極めて重要な意義を持っております。自立と社会活動への参加に向け、就労継続支援を行い、必要な訓練及び就業講習等を支援し、また、就業相談やハローワークや商工会などの関係機関・団体との密接な連携を図り、企業などへの啓発活動を充実するなど支援体制の整備に努めます。

### 6 保健・医療の充実

障がいの多くは、疾病（生活習慣病）、交通事故、労働災害、加齢、出生時の損傷に起因するものです。また、生活環境が大きく変化し、乳幼児期から高齢期に亘る年齢層の心の病による疾病も増えています。心身障がいの発生予防・早期発見のため、各種健診や健康教育・相談、家庭訪問の充実を図っていくとともに、障がい者の居宅支援、自立支援のためのデイケアや集いの場づくりも継続していきます。加えて、障がい者の年齢や能力に応じたりハビリテーションの充実、障がい者本人や家族のための専門スタッフによる相談体制を整え、医療－福祉との連携に努めます。

### 7 情報・コミュニケーション支援体制の充実

点字、録音物等、コミュニケーション支援体制の広報促進を図ることにより、障がい者の個々の能力を引き出し自立・社会参加を支援します。

## 第4節 児童福祉の充実

### 【現況と課題】

日本の人口は平成16年をピークに減少し、20、21年とそれぞれ大幅な減少により、あらためて日本が「人口減少社会」に突入したことが確認されました。

出生数も平成17年に過去最低を記録し、18年には増加したものの再び減少あるいは横ばいを示しております。近年は20歳代での出生率が低下し、30歳代での出生率が上昇する傾向にあり、晩産化が続いていることを示し長期にわたる少子化傾向に歯止めがかかっていない状況です。

急速に進行する少子化の原因としては、経済の長期にわたる低迷や、人口や雇用の都市部への一極集中により地域社会の血縁・地縁的つながりが崩れていくのに並行して、核家族化、女性の社会進出、未婚率の上昇、晩婚化、その他の要因等によると推測されます。

また、価値観の多様化、ライフスタイルの変化などにより、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化してきており、とりわけ、子どもの生活場面においては、遊び自体の変化や異年齢間の交流の機会も少なく、子どもの自主性や社会性が育ちにくくなるといった影響が懸念され、子どもが健やかに育ち、安心して育てることができる子育て・子育て環境の整備が急務となっております。本町といたしましても、これらの状況を踏まえつつ、総合的な子育て環境の整備を目的とした「次世代育成支援対策後期行動計画」に基づき、子育て・子育て環境の整備を図る必要があります。

また、近年社会問題となっている児童虐待については、地域と関係機関とが十分な連携を図るためのネットワーク「要保護児童対策地域協議会」の更なる充実など、社会全体で子どもを守る取り組みが求められております。

### 【基本方向】

安心して子どもを生き育て、地域全体で子ども達が心豊かに育つ町づくりに努めるとともに、子育てと仕事が両立できる町を目指し、「次世代育成支援対策後期行動計画」に基づき各種施策を積極的に推進します。

また、平成23年度に開設予定の（仮称）子育て人づくりセンターを中心に、関係機関・地域との連携を図りながら子育て並びに子育て支援の充実を図っていきます。

## 児童福祉施設の状況

(平成23年4月1日現在)

保 育 所 (園)		幼 稚 園	
所 (園) 名	定 員	園 名	定 員
平城保育所 (公)	120 人	門川幼稚園 (法)	80 人
南町保育園 (法)	60 人	栄ヶ丘幼稚園 (法)	120 人
草川保育園 (法)	90 人		
いすず保育園 (法)	90 人		
門川保育園 (法)	60 人		
にじのね保育園 (法)	60 人		
西門川児童館 (公)	(措置数) 8 人	児童公園 14 ヲ所	

資料：福祉課

### 【具体的施策】

#### 1 安心して子どもを生き育てる環境づくり

(1) 健やかに子どもが生まれ育つための保健・医療の充実を図ります。

- ①母子保健の充実
- ②食育の推進
- ③学校保健の充実
- ④医療体制の充実

(2) 男女が共に担う子育てを促進します。

(3) 子育てに対する経費の負担軽減を図ります。

(4) 子育て家庭支援ネットワークの構築を図ります。

- ①子育て家庭支援施設の整備と支援の充実

保育所(園)、児童館、子育て支援センター、(仮称)子育て人づくりセンターを中心とした子育ての相談、情報提供、交流活動などの機能の整備

- ②地域で支えるための体制整備

ファミリーサポートセンターの体制整備と充実

- ③要保護児童対策地域協議会の充実

## 2 社会全体で「元気で心豊かに育つ町づくり」の推進

- (1) 子どもの豊かな遊び・文化、環境の形成を図ります。
- (2) 子どもの権利を尊重します。
- (3) 障がいのある子どもへの環境づくりを推進します。
- (4) 健全な子どもが育つ環境の創造と地域コミュニティの形成を図ります。

## 3 「子育てと仕事が両立できる町づくり」の推進

- (1) 安心して子どもを生き育てられる環境づくりに努めます。
- (2) 保育サービスの充実に努めます。



## 第5節 ひとり親家庭福祉の充実

### 【現状と課題】

今日、諸起因により、ひとり親家庭が増加傾向にあります。これらの家庭はおおむね経済的、社会的、精神的にも不安定な状態におかれがちであり、家庭生活や児童の健全育成のためには様々な支援や援助など適切な施策が必要です。

### 【基本方向】

ひとり親家庭の経済的、社会的、精神的不安を解消するために各種相談事業の推進、資金貸付制度の周知、医療費助成事業の充実を図り、さらに県へ福祉施設などの充実を要望していきます。

### 【具体的施策】

- ・ 民生委員・児童委員、母子保健推進員などによる相談事業を推進します。
- ・ 母子・寡婦福祉協議会への加入促進及び育成・活性化を促進します。
- ・ 母子寡婦福祉貸付金や児童扶養手当などの制度の更なる周知を行います。
- ・ 関係機関などとの連携による就労支援を行います。
- ・ 子育てと仕事が両立できる支援体制を充実します。
- ・ ひとり親家庭医療費助成・寡婦医療費助成などの制度を充実します。

## 第6節 社会保障の充実

### 【現況と課題】

国民健康保険は高齢化の進展や医療技術の高度化、疾病構造の変化に伴い、医療費の増加が続いています。さらに保険税負担能力が弱い方々の加入割合が高くなっていることなどから、事業運営は今後も厳しい状況が予想されます。そのため、制度の趣旨の徹底や相互扶助意識の啓発に努め、今後の医療制度の動向を踏まえながら、円滑な運営を目指す必要があります。

また、本格的な高齢社会の到来により、介護問題に対する不安や負担が増大しています。そういう中で、必要な介護サービスを総合的に提供し、社会全体で介護の負担を支え合うための制度として、平成12年4月に介護保険制度が創設され、制度開始から10年が経過しています。この間、利用者や認定者、及びサービス量とも増加しており、介護保険制度は、全体として概ね順調に普及・定着してきたと言えます。その一方、介護保険事業費の増大や、認知症・一人ぐらし高齢者の増加等、新たな課題も生じてきています。今後は、この介護保険制度が将来にわたって維持され、明るく活力ある高齢社会の実現に向け、制度の充実を図っていく必要があります。

また、老後の生活を保障するうえで重要な役割を担っている国民年金は、老後における生活保障からも未加入者の解消並びに保険料の納付勧奨等の啓発活動を図っていくことが必要となっております。

低所得者に対する福祉施策としての生活保護制度は、生活に困窮するすべての国民に対し、その程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障し併せてその自立を助長する制度ですが、本町の生活保護の状況は、平成21年3月現在220世帯、保護人員292人、保護率15.44%※となっております。

今後も、不安定な就労状況や母子世帯の増加等により、保護世帯あるいは生活保護ボーダーライン層の増加が懸念されております。

### 国民年金被保険者状況（平成21年度）

第1号被保険者	3,096人	第3号被保険者	1,082人
---------	--------	---------	--------

### 国民年金受給者状況（平成21年度）

	人数	金額
老齢年金	4,553人	2,802,652,300円
障害年金	450人	397,009,100円
遺族年金等	68人	49,784,000円
寡婦年金	6人	2,564,400円
福祉年金	1人	405,800円
合計	5,078人	3,252,415,600円

資料：町民課

※パーミル【‰】

1,000分の1を1とする単位のこと。



### 国民健康保険財政状況

(単位：人、千円)

年度	年間平均世帯数	年間平均被保険者数	歳入内訳					歳入額	歳出額	差引額
			現年度保険税	過年度保険税	国庫支出金	療養給付費交付金等	その他			
17	4,393	9,067	503,523	19,938	768,488	402,877	539,415	2,234,241	2,069,487	164,754
18	4,416	8,882	475,997	26,910	758,181	647,130	452,840	2,361,058	2,262,655	98,403
19	4,450	8,766	474,913	22,931	776,978	798,751	521,019	2,594,592	2,478,743	115,849
20	3,594	6,648	452,154	22,491	697,348	857,736	390,521	2,420,250	2,406,237	14,013
21	3,489	6,560	517,356	16,305	735,766	863,618	472,835	2,605,880	2,458,359	147,521

### 国民健康保険給付費の状況

(単位：千円)

年度	総医療費	保険者負担額	高額療養費	出産育児一時金	葬祭費	一人当たり(円)	
						保険税	給付費
17	1,640,856	1,203,078	142,250	11,700	2,500	59,147	236,673
18	1,767,335	1,310,586	135,719	11,250	3,200	57,704	257,441
19	1,842,479	1,375,351	145,913	12,950	3,120	58,049	269,368
20	1,912,323	1,394,808	169,711	12,400	560	72,985	287,654
21	1,995,660	1,449,719	170,910	14,620	520	76,140	304,216

※20年度に医療制度改正 資料：町民課

### 介護保険給付費の状況

(単位：人、千円、円)

年度	要介護認定者数(人)	保険給付費(千円)					合計	一人あたり(円)	
		介護サービス等	介護予防サービス等	高額介護サービス等	特定入所者介護サービス等	審査支払手数料		保険料	保険給付金
18	497	942,625	29,055	21,479	33,498	1,402	1,028,059	38,956	220,283
19	503	955,126	66,851	23,786	35,657	1,470	1,082,890	40,369	229,377
20	525	989,841	75,384	27,405	40,124	1,546	1,134,300	40,040	236,067
21	536	978,586	84,929	29,046	38,636	1,597	1,132,794	44,112	230,289

資料：福祉課

### 介護保険財政状況

(単位：人、千円)

年度	第1号被保険者	歳入内訳					歳出	差引額
		保険料	国庫支出金	支払基金交付金	その他	計		
18	4,667	181,808	305,576	318,513	435,293	1,241,190	1,150,559	90,631
19	4,721	190,582	295,388	339,856	477,190	1,303,016	1,254,133	48,883
20	4,805	192,392	329,039	366,127	454,028	1,341,586	1,287,486	54,100
21	4,919	216,988	314,400	337,476	459,893	1,328,757	1,276,771	51,986

資料：福祉課

## 【基本方向】

国民健康保険制度の趣旨の徹底や相互扶助意識の普及に努め、安定的運営を目指すとともに、年金相談や広報活動により国民年金の未加入者や未納者をなくし、町民の国民年金受給権の確保に努めます。また、高齢者が要介護状態となることを予防し、住みなれた地域において自立した日常生活を営むことができるよう、家庭や地域で一体となって支え合う介護保健の根幹に基づき、事業の充実に努めます。

また、低所得者については、生活の状況を的確に把握し、適正な保護を実施することが必要であり、慢性的な保護世帯に対しては、福祉事務所と密接な連携をとりながら自立に向けた指導を図っていきます。

## 【具体的施策】

### 1 国民健康保険事業の推進

- ・医療費の適正化と収納率向上に努めます。
- ・健康診査の充実、健康相談、健康教育、温泉を活用した健康づくりなどの保健事業を推進します。
- ・特定検診で、生活習慣病の該当者や予備軍となる対象者を把握し、特定保健指導で対象者の生活改善を指導します。

### 2 国民年金事業の推進

受給権確保のため、

- ・未加入者の把握と加入促進
- ・申請免除の適正適用

これらを実施すべく、広報活動、年金相談、年金事務所との協力・連携を図りながら事業を推進します。

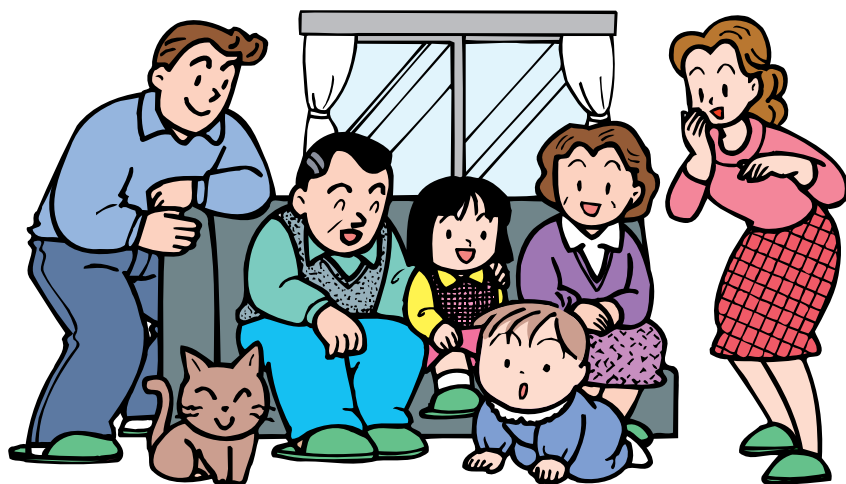
### 3 介護保険事業の充実

介護保険制度の適切な運営の下に、高齢者のニーズや状態にふさわしい適切な介護サービスが効果的に提供できるよう事業を推進します。

- ・介護予防の推進を図るための体制づくり
- ・地域における包括的・継続的なケアマネジメント
- ・サービスの量から質への改善
- ・在宅ケアの推進
- ・生きがい・安心づくり

#### 4 低所得者対策

今後とも生活保護世帯は増加傾向が予想されるので、低所得者の的確な把握を行うことにより適正な生活保護の実施に資するとともに生活保護世帯の自立意欲向上に努めます。また、低所得者については、あらゆる制度の充実、普及や活用、また民生・児童委員による相談や助言指導あるいは心配ごと相談事業の推進を図り、経済的自立と生活意欲の助長を推進します。



## 第7節 保健・衛生の充実

### 【現況と課題】

保健・医療を取り巻く状況は、少子・高齢化、疾病構造の変化及び住民ニーズの高度化、多様化などにより著しく変化してきています。本町の主要死因をみると、生活習慣病とされる悪性新生物、心疾患、脳血管疾患の順に多く、悪性新生物・心疾患は国及び県の平均を上回っている状況にあります。

そこで、人生の各期において、いかに質の高い生活を楽しみ、健康でいる期間を延ばすことができるかが重要となってきました。このため、本町では町民にわかりやすい健康づくり目標と方法を示しながら、一人ひとりの取り組みによる生活習慣病の予防を促進するとともに、保健所・医療機関・地域などと協力して健康づくりを総合的かつ計画的に進めることが求められています。

母子保健については、少子・高齢化社会、女性の社会進出などの中で、生み、育てていく母親たちの経験不足、孤立などによる育児不安、子ども虐待、また、ストレスなどから親子の関係をうまく築けないケースが増えています。

本町の医療施設については、病院3、診療所5、歯科医院6が開設されていますが、救急及び多様な医療を要する場合は主に日向病院及び延岡市、日向市内の病院で救急医療等を行っています。

平日の時間外初期救急診療所や、休日、夜間における入院治療を必要とする重症救急患者の医療を行う二次救急医療体制整備が日向市東臼杵郡医師会の協力によって実施され、医療体制の充実強化が図られています。

小児夜間急病センターについては延岡市夜間急病センター内に設置され、日曜、休日、夜間の医療については在宅当番医制で実施されています。昨今の医師不足による救急医療体制が危ぶまれている中、今後も、県や医師会、歯科医師会、薬剤師会、関係市町村などの協力を得ながら、休日夜間医療や救急医療体制の整備充実が必要になります。さらに、自然災害、大規模な事故などに対応できる救急医療体制の確立とともに、緊急時における応急処置の知識を普及、啓発していくことがますます重要となります。

### 【基本方向】

保健、医療、福祉など関係機関との連携により、町民自らのライフステージに応じた積極的な健康づくりの支援体制や各種保健サービス業務の推進体制の充実を図るとともに、各種疾病の予防対策を行うなど、町民一人ひとりが健康で心豊かな生活が送れるよう、生涯健康を推進します。

救急医療については、日向市東臼杵郡医師会の協力を得ながら、町民のニーズに合った休日夜間医療並びに救急医療体制の確立を推進します。

## 【具体的施策】

### 1 町民の健康づくり

- ・町民一人ひとりの健康的な生活を実現するため住民が主体となって策定した「やっちみろや健康づくりプラン21」を基に、町民の健康寿命の延伸、生活習慣病対策として一次予防の重視、健康づくりを効果的に行うための数値目標設定等、健康づくりを支援する環境づくりに努めるとともに、やっちみろや健康づくりプラン21推進協議会、関係各機関、団体、地域の相互の連携強化を図ります。
- ・各種健診による「早期発見・早期治療」の二次予防を推進します。
- ・感染症対策（新型インフルエンザ等）の充実を図ります。
- ・「食育推進計画（仮称）」を策定し、幼児から中学生までの子ども及び保護者に対して、総合的、効率的に食育を推進していきます。

### 2 母子保健

- ・「健やか親子21（仮称）」を策定し、母子の心の問題にも留意した、子育て支援や思春期の子供をもつ親への支援など、母と子にやさしい健康づくりを推進します。
- ・妊娠や出産、育児、健やかな子育てに必要な母子保健サービスを適切に提供できるよう努めます。
- ・乳児全戸訪問を実施し、保護者の子育てへの不安の解消に努めます。

### 3 医療及び救急医療

- ・少子高齢社会に対応するため、生涯にわたって安心して暮らすことのできる地域医療のあり方を検討します。
- ・休日夜間医療を確保するため、医師会などの協力を得ながら在宅当番医制度の充実を図ります。
- ・災害緊急時の医療体制確立のために県及び医療機関との連携協力の充実強化を図ります。
- ・救急医療については、医師不足の為、十分な受け入れが厳しくなっていますが、県と連携して医師確保を図り、地域の救急医療体制の整備に努めます。  
また、救急病院医師の負担を減らす為に、広く町民に時間内早期受診等の周知を行います。

## 第5章 計画推進のための行政の充実

### 第1節 行財政改革

#### 【現況と課題】

行政の運営・推進にあたっては、簡素で効率的、かつ民主的な行政システムを確立し、健全な発展に努めているところでありますが、現在の社会情勢、財政事情など本町を取り巻く環境は、依然として厳しい状況にあります。

地域主権の進展、町民ニーズの高度化・多様化、少子・高齢化、情報化の進展など、時代の変化に対応し、また今後、行政情報化のもとに町民参加による町づくりを、計画的、効率的に推進するため、財政の健全化、町民と行政の協働によるまちづくりを基本姿勢に、平成16年に策定した「門川町行財政改革構想」に基づいた行財政改革に取り組む必要があります。

庁舎本館は、通常の行政事務のほか、門川町地域防災計画により災害が発生、または発生する恐れのある場合は、その「災害対策本部」が置かれるなど重要な拠点施設となっていますが、本庁舎は昭和43年に建設された鉄筋コンクリート造3階建の建造物であり、築後42年を経過し、老朽化が進み、亀裂・劣化による漏水などが見られます。平成7年に発生した阪神・淡路大震災を受け制定された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、平成15年度に庁舎本館の耐震改修などを行ったところでありますが、全体的な面積の不足と、高齢者等の利便性から建替・改修について検討の必要があります。

#### 【基本方向】

社会情勢や住民ニーズの変化に対応し、住民が夢と希望を抱き、活力あふれるものになっていくために、町の行財政運営を「最小の経費で最大の効果を挙げる」ことを基本原則として、次のとおり推進します。

#### (1) まちづくりを着実にすすめるために

門川町長期総合計画は、本町の最上位計画であり、個々の整備計画などの個別計画を導く総合的なビジョンであることを再確認し、町の将来像である「日本一住みよい門川町」の実現に向け、より実効性の高い計画とするため事業内容等の見直し作業を実施します。

#### (2) 効果的な行政サービスの展開と効率的な行財政運営の推進

非常に厳しい財政状況下にあつて、新たな行政課題に的確に対応するために、これまでの事務事業などすべての項目について抜本的な見直しを図るとともに、行政サービスの適正な選択に努め、時代のニーズに対応した効果的なサービスの展開に努めます。

また、限られた財源を有効に活用し、組織・機構の見直し、徹底した経費の節減、職員の適正な定員管理などに努めます。

さらに、複雑化する行政課題に適切に対応し、地域主権の時代にふさわしい行財政体制を確立するため、政策形成機能や総合調整機能の充実、職員の資質の向上・育成などを図ります。

### (3) 住民と行政の協働によるまちづくりの推進

限られた財源と職員で、より多様な住民ニーズに応える行政サービスを展開していくために、住民と行政との役割分担を明確にし、「できることは住民自らが進んで行う。」という住民と行政が協働したまちづくりを推進していきます。

庁舎については、本館・別館とも、現行の行政サービスにおいて、全体的に手狭となっており、高齢者等のためのバリアフリー化、庁内情報化の進展を図るため、建替・改修について検討を行います。

## 【具体的施策】

### 1 行財政改革

行財政改革構想の推進計画に基づき、今後改革を図るべき課題を、以下の5つの柱として体系化し、41項目の主要項目を設定して改革の推進を図ります。

#### (1) 財政健全化の推進

自主財源の伸びが期待できない財政状況の下で、新たな行政課題に的確に対応するためには、住民ニーズに応えたまちづくりを計画的かつ着実に推進し、毎年度安定した財源の確保に努めます。

#### (2) 社会環境の変化に対応した施策の展開

今まで行政改革を可能な限り行ってきましたが、今後も引き続きより効率的かつ効果的に住民サービスを提供できるよう、執行体制を確立します。

また、平成21年度に形成協定を締結した延岡市・日向市との定住自立圏構想に基づいて、創意工夫をしながら地域の実情に応じた自主的・自立的な地域づくりを進め

てまいります。

限られた財源及び職員を有効に活用し、住民ニーズの変化に的確に対応するとともに、新たな行政サービスを効果的に展開していくため、事務事業の整理合理化と効率化など行政の各分野においても改善を図ります。

### (3) 時代に即応した組織・機構の再編

少子・高齢化の進行、地域主権の推進などにより行政ニーズはますます高度化、多様化しています。このような中、平成19年度に機構改革を実施し、現在は11課2局32係になっています。今後も簡素で、わかりやすく、利用しやすい効率的な組織を目指して、現在の組織・機構が果たして適正であるのか常に検証し、時代に即応した見直しを行います。

### (4) 効率的な行政運営と職員の能力育成

多様化している行政ニーズや、国・県からの権限移譲により増大する事務量を限られた予算と人員で対応するのに、組織・機構の見直しや、IT化による省力化は不可欠ではありますが、併せて職員一人ひとりの能力を育成し、その能力を最大限に引き出して活用することが重要であります。

これまでも職員研修や県への研修派遣等を通じて職員の資質向上に努めてきましたが、今後はさらに政策能力や創造的能力、法務能力等活力あふれる人材の育成に努めるとともに、住民に対し職員一人ひとりが「親切、丁寧、平等」を基本理念とした、行政サービスが提供できるよう職員の育成に努めます。

### (5) 住民参加型まちづくりの推進

「日本一住みよい門川町」づくりには、行政だけではその実現が困難であり、住民の積極的な参加と協力が不可欠であります。

このために、計画策定段階から実行まで、住民と行政がともに考え、協働することを基本に、バランスのとれた住民参加型の行政を推進します。

## 2 情報公開

### (1) 情報推進体制の整備

行政情報の公正、公平な公開事務の確立を図るとともに、IT改革に対応するために必要な情報推進体制の整備に努めます。

### (2) セキュリティー（個人情報保護）対策

「個人情報の保護に関する法律」及び「門川町個人情報保護条例」の趣旨を理解し、



モラルの向上など、研修・教育など啓発に努め、個人データ・プライバシーに関する情報などの個人情報の適正な取扱いに努めます。

### 3 庁舎建設関連

改修計画又は建替計画の作成並びに基金積立などの検討を行います。



## 第2節 財政計画

### 【現況】

本町の普通会計における決算状況は（表1）のとおりですが、平成21年度における決算の財政規模は、歳入71億3,635万3千円、歳出69億1,733万3千円となっており、平成17年度決算と比較すると歳入で2億1,039万2千円（3.0%）、歳出で3億3,349万4千円（5.1%）の増加となっています。

（表1）決算状況

（単位：千円、%）

区 分	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度	
	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率
歳入 A	6,925,961	▲6.5	6,331,392	▲8.6	6,233,977	▲1.5	6,792,212	9.0	7,136,353	5.1
歳出 B	6,583,839	▲6.9	6,078,624	▲7.7	5,986,413	▲1.5	6,552,041	9.4	6,917,333	5.6
差引 C	342,122	3.3	252,768	▲26.1	247,564	▲2.1	240,171	▲3.0	219,020	▲8.8
繰越財源 D	93,518	▲6.9	26,764	▲71.4	5,500	▲79.5	32,116	483.9	35,800	11.5
実質収支(C-D)E	248,604	7.7	226,004	▲9.1	242,064	7.1	208,055	▲14.0	183,220	▲11.9

資料：決算統計

次に、町の財政力を示す指標として用いられる財政力指数及び標準財政規模（表2）では、平成17年度の0.399から平成21年度は0.406とゆるやかに向上しています。また、平成17年度に対して基準財政収入額は3.2%、基準財政需要額で6.3%、標準財政規模では、5.2%の増加となっています。

（表2）財政力指数と標準財政規模

（単位：千円、%）

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成17年に対する 21年度の増減率
基準財政収入額	1,302,206	1,381,654	1,414,830	1,380,711	1,343,264	3.2
基準財政需要額	3,214,293	3,315,560	3,347,544	3,428,723	3,416,996	6.3
財政力指数	0.399	0.406	0.415	0.414	0.406	1.8
標準財政規模	3,595,595	3,700,731	3,739,695	3,807,450	3,781,778	5.2

資料：決算統計

歳入決算額構成比（表3）による5ヶ年間の平均構成比及び増減額の特徴としては、各項目別の5ヶ年間の平均構成比で見ると地方交付税が最も高く31.9%を占め、次いで町税の22.7%、国・県支出金が16.0%の順となっています。また、増減率で見ると地方債がこの5ヶ年間に35.1%減少し、さらに、地方譲与税等においても、5ヶ年間に25.5%の減少となっています。

（表3）歳入決算額構成比

（単位：千円、%）

区 分	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成17年度 に対する21 年度の増減率	平 均 構成比
	金 額	増減率 構成比	金 額	増減率 構成比	金 額	増減率 構成比	金 額	増減率 構成比	金 額	増減率 構成比		
町 税	1,441,215	3.5 20.8	1,441,528	0.0 22.8	1,585,396	10.0 25.4	1,604,028	1.2 23.6	1,518,182	▲5.4 21.3	5.3	22.7
地方交付税	2,080,052	▲1.6 30.0	2,078,062	▲0.1 32.8	2,076,505	▲0.1 33.3	2,198,970	5.9 32.4	2,230,137	1.4 31.3	7.2	31.9
使用料 手数料	210,821	5.7 3.0	189,324	▲10.2 3.0	200,254	5.8 3.2	194,161	▲3.0 2.9	185,915	▲4.2 2.6	▲11.8	3.0
地方譲与 等	385,350	6.3 5.6	447,664	16.2 7.1	295,342	▲34.0 4.7	291,920	▲1.2 4.3	287,089	▲1.7 4.0	▲25.5	5.1
国・県 支出金	1,009,986	▲22.0 14.6	767,236	▲24.0 12.1	908,256	18.4 14.6	1,225,514	34.9 18.0	1,432,272	16.9 20.1	41.8	16.0
財産収入	6,796	▲39.5 0.1	9,160	34.8 0.1	7,698	▲16.0 0.1	12,989	68.7 0.2	7,517	▲42.1 0.1	10.6	0.1
諸収入	286,166	21.3 4.1	219,105	▲23.4 3.5	190,981	▲12.8 3.1	201,909	5.7 3.0	239,480	18.6 3.3	▲16.3	3.4
地方債	685,200	▲23.0 9.9	469,700	▲31.5 7.4	274,051	▲41.7 4.4	238,809	▲12.9 3.5	444,527	86.1 6.2	▲35.1	6.3
その他	820,375	▲9.3 11.9	709,613	▲13.5 11.2	695,494	▲2.0 11.2	823,912	18.5 12.1	791,234	▲4.0 11.1	▲3.6	11.5
合 計	6,925,961	▲6.5 100.0	6,331,392	▲8.6 100.0	6,233,977	▲1.5 100.0	6,792,212	9.0 100.0	7,136,353	5.1 100.0	3.0	100.0

資料：決算統計

自主財源と依存財源の状況は、（表4）のとおりですが、特徴としては平成17年度を基準年度として自主財源が0.4%、依存財源が4.8%の増加となっています。

5ヶ年平均構成割合では、自主財源が40.3%、依存財源が59.7%となっている。このことは町税の割合が低いことを意味しており、依然として国・県に依存度の高い財政構造となっています。

（表4）自主財源と依存財源構成

（単位：千円、%）

区 分	平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成17年度 に対する21 年度の増減率	平 均 構成比
	金 額	増減率 構成比	金 額	増減率 構成比	金 額	増減率 構成比	金 額	増減率 構成比	金 額	増減率 構成比		
自主財源	2,732,491	0.5 39.6	2,527,605	▲7.5 40.1	2,639,213	4.4 42.6	2,818,896	6.8 41.6	2,742,828	▲2.7 38.4	0.4	40.3
依存財源	4,193,470	▲10.5 60.4	3,803,787	▲9.3 59.9	3,594,764	▲5.5 57.4	3,973,316	10.5 58.4	4,393,525	10.6 61.6	4.8	59.7
合 計	6,925,961	▲9.2 100.0	6,331,392	▲8.6 100.0	6,233,977	▲1.5 100.0	6,792,212	9.0 100.0	7,136,353	5.1 100.0	3.0	100.0

資料：決算統計

歳出を性質別決算額構成比（表5）からみると、人件費、扶助費及び公債費等の義務的経費が43.9%、投資的経費が13.9%、その他物件費等が42.2%の平均構成割合を示し、増減率では乳幼児・母子・寡婦医療費・障害者支援費事業及び老人福祉・保育園措置等の扶助費が、この5ヶ年間に35.3%と毎年増加の傾向を示しています。

（表5）歳出性質別決算額構成

（単位：千円、%）

区 分	平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度		平成 20 年度		平成 21 年度		平成 17 年度 に対する 21 年度の増減率	平 均 構成比	
	金 額	増 減 率 構成比	金 額	増 減 率 構成比	金 額	増 減 率 構成比	金 額	増 減 率 構成比	金 額	増 減 率 構成比			
義務的 経費	人件費	1,314,343	▲1.5 20.0	1,331,486	1.3 21.9	1,309,672	▲1.6 21.9	1,277,926	▲2.4 19.5	1,238,725	▲3.1 17.9	▲5.8	20.1
	扶助費	692,933	3.2 10.5	740,925	6.9 12.2	804,368	8.6 13.4	860,780	7.0 13.1	937,775	8.9 13.6	35.3	12.6
	公債費	712,742	▲1.6 10.8	721,312	1.2 11.9	768,719	6.6 12.8	710,167	▲7.6 10.8	670,908	▲5.5 9.7	▲5.9	11.2
	計	2,720,018	▲0.4 41.3	2,793,723	2.7 46.0	2,882,759	3.2 48.1	2,848,873	▲1.2 43.4	2,847,408	▲0.1 41.2	4.7	43.9
物 件 費	920,286	2.5 14.0	849,719	▲7.7 14.0	868,584	2.2 14.5	844,029	▲2.8 12.9	880,823	4.4 12.7	▲4.3	13.6	
補 助 費 等	475,391	▲2.2 7.2	475,081	▲0.1 7.8	512,693	7.9 8.6	508,428	▲0.8 7.8	833,240	63.9 12.0	75.3	8.7	
そ の 他	1,171,615	6.2 17.8	1,161,481	▲0.9 19.1	1,050,730	▲9.5 17.6	1,414,716	34.6 21.6	1,609,467	13.8 23.3	37.4	19.9	
小 計	5,287,310	1.3 80.3	5,280,004	▲0.1 86.9	5,314,766	0.7 88.8	5,616,046	5.7 85.7	6,170,938	9.9 89.2	16.7	86.1	
投資的 経費	普 通 建設費	1,161,593	▲34.1 17.6	795,070	▲31.6 13.0	606,219	▲23.8 10.1	920,479	51.8 14.1	742,598	▲19.3 10.7	▲36.1	13.2
	災 害 復旧費	134,936	44.6 2.1	3,550	▲97.4 0.1	65,428	1743.0 1.1	15,516	▲76.3 0.2	3,797	▲75.5 0.1	▲97.2	0.7
	小 計	1,296,529	▲30.2 19.7	798,620	▲38.4 13.1	671,647	▲15.9 11.2	935,995	39.4 14.3	746,395	▲20.3 10.8	▲42.4	13.9
合 計	6,583,839	▲6.9 100.0	6,078,624	▲7.7 100.0	5,986,413	▲1.5 100.0	6,552,041	9.4 100.0	6,917,333	5.6 100.0	5.1	100.0	

資料：決算統計

町財政構造の弾力性を測定する比率として通常用いられる経常収支比率は、（表6）のとおりであります。この5ヶ年に、年々上昇の傾向にあり、一般的に妥当とされている70%を超えていることから、財政運営上なお一層留意する必要があります。

（表6）経常収支比率の状況

（単位：千円、%）

区分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度
経常一般財源等（A）	4,015,662	4,073,920	4,027,053	4,150,599	4,190,187
経常一般財源充当率（B）	3,494,560	3,596,475	3,614,893	3,655,290	3,642,260
経常収支比率（B ÷ A）	87.0	88.3	89.8	88.1	86.9

資料：決算統計

公債費の状況については、平成19年度に繰上げ償還を実施し、また（表7）の示すとおり、毎年度借入額が償還額を下回り、町債残高も年々減少の傾向にあります。

（表7）公債費の状況

（単位：千円、％）

区分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	
町債借入額	685,200	469,700	274,051	238,809	444,527	
町債償還額	712,742	721,312	768,719	710,167	670,908	
内訳	元金	570,453	583,899	639,311	596,301	568,845
	利子	142,289	137,413	129,408	113,866	102,063
町債現在高	6,280,352	6,166,153	5,800,893	5,443,401	5,319,083	
町民1人当町債現在高	320	317	300	283	275	

※町民1人当町債残高：当該年度町債現在高÷当該年度末住民基本台帳人口

資料：財政課

また、公債費比率は、（表8）のとおり、特に平成6年度は20.2％と高い数値を示していましたが、年々低下の傾向にあります。公債費比率は、10％を超えないことが望ましいとされており、本町は平成21年度9.9％の数値を示しております。

（表8）公債費比率の推移

（単位：％）

年 度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
門川町	20.2	16.0	15.9	15.5	15.0	15.4	14.7	15.0	15.2	15.0
町村平均	12.3	12.4	12.9	13.6	14.1	14.6	14.3	14.8	15.6	16.0

年 度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
門川町	14.8	14.1	13.8	13.3	11.5	9.9
町村平均	17.0	16.7	16.3	16.3	15.0	未公表

資料：決算統計

平成19年度決算から自治体財政の健全化指標として位置づけられことになった指標については、(表9)のとおり平成19年度以降いづれの指標についても早期健全化基準、財政再生基準を下回っています。

(表9) 財政健全化判断比率及び資金不足比率の推移

(単位：%)

指標		平成19年度	平成20年度	平成21年度	早期健全化基準	財政再生基準
健全化判断比率	実質赤字比率	該当なし	該当なし	該当なし	15.0	20.0
	連結実質赤字比率	該当なし	該当なし	該当なし	20.0	40.0
	実質公債費比率	10.2	9.3	8.3	25.0	35.0
	将来負担比率	10.6	該当なし	該当なし	350.0	—
資金不足比率		該当なし	該当なし	該当なし	20.0	—

※「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(平成19年法律第94号)が施行されました。

この法律により、平成19年度決算から実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4指標(健全化判断比率)及び公営企業会計に係る資金不足比率が、自治体財政の健全化指標として位置づけられることになりました。

※(表9)中の「該当なし」の項目については、算定結果が黒字、あるいは資金不足がない場合等を示しており、比率が発生していないことを意味しております。

資料：財政課

## 【課題】

本町財政は、町税などの自主財源の比率が低いなど財政基盤が脆弱（ぜいじゃく）な上に、経常収支比率が年々増加傾向にあり、厳しい状況にあります。

したがって、今後とも本計画の着実な推進を図っていくためには、門川町行財政改革構想に沿って全庁をあげ行財政改革を強力に推進し、社会経済情勢のいかなる変化にも的確に対応できる健全な財政体質を確保していくことが重要です。

歳入については、自主財源の大きなウエイトを占める町税が、社会経済の状況から大きな伸びが期待できない現状にあります。

また、本町歳入の3分の1を占める地方交付税の比重が大きく、国の財政施策、経済情勢の動向が直接本町財政に影響を及ぼしており、依存型の町財政構造となっております。その他の歳入についても処分可能な資産が少ないこと、また、使用料、手数料、負担金などについても財源的に乏しいことから、可能な限りの収入の確保に努めていく必要があります。

歳出については、義務的経費が年々増加することが予想され、特に扶助費は平成17年度以降5ヶ年間の伸び率が35.3%となっています。また、公債費に関しては繰り上げ償還等を行ったことにより、公債費比率は、年々低下の傾向にあります。

今後は、新たな将来の財政運営を見通しながらの起債計画を図ることが重要です。

その他の物件費、補助費等、特に広域行政経費の増大が予想され、新たな行政需要の増加など一段と財政を圧迫することとなり、とりわけ投資的事業については、住民のニーズや優先度、緊急度、効果などを十分に考慮し、財政事情に沿った長期的計画に基づき調整を行い、健全財政に努める必要があります。

## 【基本方向】

最近の我が国経済は、平成20年秋に発生した世界同時不況以降、急激な景気の後退・雇用情勢の悪化に陥り、さらには、平成22年8月以降の急激な円高の進行によって輸出産業や中小企業の業績悪化が懸念されております。世界経済情勢から急激な景気の好転も期待できる状況になく、地方税の増大も期待できず、一方、少子高齢化社会の進展に伴う医療費等の増加により社会福祉関連経費の増加が見込まれるなど財政負担をますます増大させるものと予想されます。また、国と地方の長期債務残高は、平成21年度末には882兆円もの巨額に達する見込みであり、国の財政はもとより、国の補助金、地方交付税、地方財政の抑制は避けられないものと考えます。

その中で本町の財政運営については、安定した歳入の確保を図るとともに、計画的な歳出の執行により健全財政運営を図る必要があります。そのため、歳入面では、町

債の抑制に努めるとともに、町税負担の公平適正化の推進と地方交付税などの所要額の確保に努めます。また、歳出面では、門川町を創造する重要施策の取り組みと、その財源確保のための経費全般について徹底した節減合理化を図るとともに、地域産業の振興、地域福祉の充実などの「自然が元気・人が元気・町が元気」な町づくりに配慮しつつ、限られた財源の重点的予算配分と経費支出の効率化に徹し、中長期的視野に立った節度ある行財政運営を行うことを基本とします。このため、門川町行財政改革構想に示された事項は予算に確実に反映させるとともに、歳入・歳出全般について、さらに徹底した見直しを行い財政の健全化と行財政運営の一層の効率化に努めます。

## 【具体的施策】

### 1 自主財源の確保

行政運営の上で、自主財源の確保は最も重要であります。その根幹をなす町民税、固定資産税などについて、的確な課税客体の把握と公平適正課税、収納率向上に努め自主財源の積極的な確保を図ります。

また、使用料、負担金などについては、施設の維持管理及び他の市町村の状況を的確に把握し、適切な額を定めるように努めます。

### 2 依存財源の確保

財政基盤の脆弱（ぜいじゃく）さから国県などの依存財源に頼らざるを得ない本町財政は、複雑、多様化する住民のニーズに対応するため、地方交付税の所要額の確保を図り、有利な国県支出金や地方債の導入をすすめ、財源の安定的確保と選択的活用を図ります。

### 3 事務事業の見直しと経費節減

地方債への依存度の引き下げ、義務的経費の抑制に努めます。また、事務事業の見直し及び経費の節減合理化をさらに徹底し、各種施策の優先度、緊急度を十分考慮し、限られた財源の重点的、効率的配分に努めます。

### 4 弾力的財政運用

これまで門川町は、中長期的な展望に立ち、諸産業の振興、その他町勢発展の諸課題に取り組み21世紀への発展基盤を築いてきました。

平成22年までの第4次門川町長期総合計画では、都市計画、道路、公園など社会基盤の整備を図ると共に、栄ヶ丘公営住宅第一期建替、門川中学校校舎改築などの主要なプロジェクト事業を整備完了しました。また、平成21年度より栄ヶ丘公営住宅第二期建替事業、本町都市下水路整備事業等に着手し、その整備を進めています。

第5次門川町長期総合計画（平成23年～平成32年）は、本町の進むべき方向や



目標を定めたものですが、これからは地方主権の時代であり、厳しい経済・厳しい財政環境・自主自立・自己責任のもとで本町も発展して行く必要があります。

特に、「農業（村）・林業（森）・水産業（浜）・商工業（街）の地域産業の振興」、「子育て支援など安心して暮らし続けられる地域福祉の充実」、「児童生徒の学力向上のための環境整備」、「安全・安心な町づくりのための防災・道路などのインフラ整備・地域医療の充実」、「高速道路を活用した産業経済・観光の振興」、「地域と行政の協働による町づくりの更なる推進」、「生活排水対策等の人と自然が共生した環境にやさしい町づくり」など、これまで取り組んできた各事業分野での施策の点検を行い、優先度の高い施策を中心に重要性、緊急性、有効性等を総合的に勘案し、「町民一人ひとりが主役の町づくり」の実現を目指した効率的財政運用を図っていきます。

## 第3節 広域行政

### 【現況と課題】

交通網や情報通信網の整備にともない、町民の日常生活、経済活動、文化活動などの交流範囲は行政の枠組みを越えて拡大しています。加えて、地域主権の推進等によって地方を取り巻く環境が大きく変化し、地域間競争の激化が予想される中、これまで以上に地域の特性や優位性を活かしたまちづくりが求められています。

門川町では、平成13年4月1日に日向・東臼杵郡の市町村による日向東臼杵南部広域連合を設置し、「ごみ処理場」「し尿処理場」「火葬場」「一般廃棄物最終処分場」の4つの施設の設置、管理運営業務を行っています。また、県北9市町村で構成する宮崎県北部広域行政事務組合、日向東臼杵5市町村を圏域とする日向東臼杵市町村振興協議会においても、地域の発展のため広域的な取り組みを行っています。

さらに、本町を含む宮崎県北部地域では、圏域全体の活性化と安全で快適な生活環境の形成を目指すため、延岡市を中心市とする宮崎県北定住自立圏、また、日向市を中心市とする日向圏域定住自立圏において、平成21年度に「定住自立圏形成協定」を締結しました。今後は、都市機能や生活機能の確保など圏域の一体的な発展と定住促進に向けた取り組みを行っていきます。

一方、「市町村の合併の特例に関する法律」が平成22年4月に改正されたことにより、いわゆる「平成の大合併」にひと区切りがつかしました。「地方分権」から「地域主権」へと流れが移る中、本町においてもこれまで以上に行政基盤の強化や行政の垣根を越えた広域的対応が求められています。

### 【基本方向】

交流圏の拡大に伴い多様化・広域化する住民の行政ニーズに対応すべく、近隣市町村と連携を図りながら各種広域事業を展開し、安全で快適な生活環境を形成し、圏域の一体的な発展を目指します。

### 【具体的施策】

#### 1 広域連合

平成13年4月1日に県内で初めて設立された日向東臼杵南部広域連合について事務体制を強化し、行政基盤の充実強化を図り効率的な行政運営に努めます。

#### 2 広域的地域づくりの推進

本町ではこれまで、宮崎県北部広域行政事務組合や日向東臼杵市町村振興協議会等において、各市町村と連携しながら観光物産のPRや交通基盤の整備などを中心に施設整備を推進し、地域づくりに一応の成果をあげてきました。今後も引き続き各種事業

に取り組み、さらなる広域的地域づくりの推進を図っていきます。

また、地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止め、地方圏への人の流れを創出することを目的とする定住自立圏構想では、保健・医療・福祉の充実や圏域の特徴を活かした産業振興など「生活機能の強化」、高速交通網や地域間を結ぶ道路網の整備など「結びつきやネットワークの強化」、圏域の次代を担う人材育成など「圏域マネジメント能力の強化」の3つの視点において、中心市と近隣市町村とが連携・協力し、それぞれの圏域の活性化に向けた各種事業を展開していきます。

### 3 市町村の新たな枠組みの模索

本町における市町村合併につきましては、これまで様々な検討を進めてきた結果、当分の間、自立の道を進むこととなりましたが、道州制など新たな市町村の枠組みについて、国・県の動向や合併自治体の状況を検証しながら、今後も引き続き本町の進むべき道を検討していきます。

## 第4節 「町民一人ひとりが主役の町づくり」の推進

### 【現況と課題】

今日の社会は、少子・高齢化、核家族化の進展、ライフスタイルの変化などにより、地域社会が本来持っていた住民相互の連帯意識や地域のつながりが、ますます希薄していくことが懸念されます。

このため地方自治体と地域住民とがともに協力し、よりよい地域づくりを進めていくことが必要となってきます。

このように、地方分権の進展に伴い、行政は住民参加の住民意思に基づく、いわゆる住民と行政の「協働」の確立のもと行政の自己決定による自前の町政を推進しなければなりません。

このために、福祉、健康、環境、防災などの住民に身近な生活環境などの課題について、地域自ら解決・改善できるようなシステムづくりを検討する必要があります。

### 【基本方向】

住民参加のしくみとして「町民一人ひとりが主役の町づくり」を推進し、住民と行政とが一体となってよりよいまちづくりを進めます。

### 【具体的施策】

#### 1 住民と行政の「協働」によるまちづくり

住民と行政が「協働」して行う、協議型のまちづくり制度を整え、住民と行政が手を携えてともに取り組むパートナーシップ※の町づくりに努めます。

#### 2 計画的なまちづくりへの誘導

福祉・健康・環境・防災などの住民に身近な課題を、地域自ら自主的、自発的な発想によるまちづくりについて共に協議するなど、計画的なまちづくりへの啓発に努めます。

#### 3 住民主体のまちづくりへの支援

自主的なまちづくり計画にもとづく地域活動・事業の推進など多面的なまちづくりを支援するために、住民主体のまちづくりに努めます。

※パートナーシップ  
協力、提携、協調。

### ※一般財源と特定財源

一般財源とは、用途が特定されずにどのような経費にも使用できる財源をいい、地方税、地方譲与税、地方交付税等がこれにあたる。  
特定財源とは、用途が特定されるものをいい、国庫（県）支出金、地方債、分担金・負担金等がこれにあたる。  
一般財源が多いほど、行政運営の自主性が確保され、地域の実態に即応した行政の展開が可能となる。

### ※起債制限比率

公債費（地方債の元利償還金）負担のうち、繰上償還額及び交付税措置額等を除いた実質的な公債費負担割合を表す指標である。  
一般的には年度間の動きを平準化するため、三ヶ年の平均値によることとされている。なお、比率が20%を超えると一部の地方債の発行が制限されることになる。

### ※基準財政収入額

地方団体の標準的な一般財源の、原則として75%をいう。

### ※基準財政需要額

標準的な水準で行政を行うために必要な経費のうち、一般財源で賄うべき額を一定の合理的な方法で算定したもの。（一般的かつ妥当な水準で行政を行った場合に要する経費の額）

### ※義務的経費

歳出のうち、その支出が義務付けられ、任意に削減することが困難な経費をいい、極めて硬直性の強い経費である。通常、人件費、扶助費、公債費の総体をいう。

### ※経常収支比率

財政構造の弾力性を表す指標である。人件費、公債費等の経常経費で、地方税（普通税）、普通交付税を中心とする一般財源がどの程度使われたかを表すもので、これが低いほど建設事業等の臨時的経費に充当できる一般財源が豊かで財政構造が弾力性に富んでいることを示す。（75%程度であればまずまずといえる。）

### ※公債費

地方債の元利償還金及び一時借入金利子の支払いに要する経費。

### ※公債費比率

地方債（地方債の元利償還金）負担が適量かどうかをみて、地方債発行の適量を判断する指標である。  
公債費に充てられる一般財源の額が基準財政規模に対し、どの程度の割合を占めているかを表す比率で、経常収支比率とともに財政構造の弾力性をみる上で重要なものである。（通常、10%未満が財政構造をおびやかさない目安とされる。）

### ※公債費負担比率

地方債に充当された一般財源の一般財源総額に対する割合を示す指標である。  
この率が高いほど、財政運営の硬直性の高まりを示すものである。

### ※財政力指数

地方交付税の規定により算定された財政力を示す指数。  
この指数は「1」に近くあるいは「1」を超えるほど財源に余裕があるものとされているが、現行制度では、国の各種財政援助措置を行う場合の判断指数とされている。

### ※自主財源と依存財源

自主財源とは、自主的に収入しうるものをいい、地方税、分担金・負担金、使用料等がこれにあたる。  
依存財源とは、国（県）の意思により定められた額を交付させたり、割り当てられたりする収入をいい、国庫（県）支出金、地方債、地方交付税等がこれにあたる。  
自主財源が多いほど、行政活動の自主性と安定性が確保される。

### ※実質収支

決算収支を表すもので、官庁会計の累年による黒字又は赤字の額を示す。  
一定の黒字を出すのが財政運営の基本である。

### ※実質収支比率

決算収支の額の適否を判定する指標である。  
実質収支が黒字の場合は正数、赤字の場合は負数で表わされる。(おおむね3～5%程度が望ましいとされる)

### ※地方債

地方公共団体が建設事業等の財源として調達する長期借入金で、市町村が発行する場合は知事の許可が必要である。

# 第4編

# 資料

---

町民アンケート調査結果の概要

町長諮問及び審議会答申

門川町総合計画審議会条例

第5次門川町長期総合計画審議会委員





## 第5次門川町長期総合計画策定のための

### 町民アンケート調査結果の概要

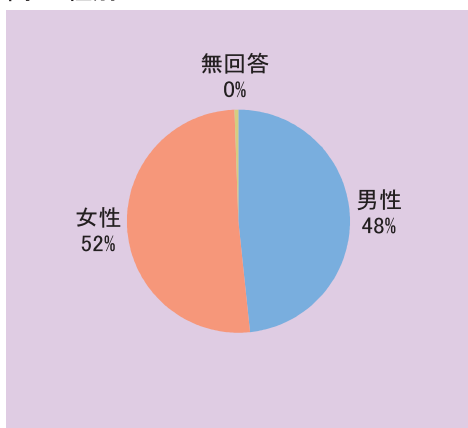
アンケートの実施時期：平成22年11月

対象者：20歳以上の男女1,000人を町民から無作為抽出

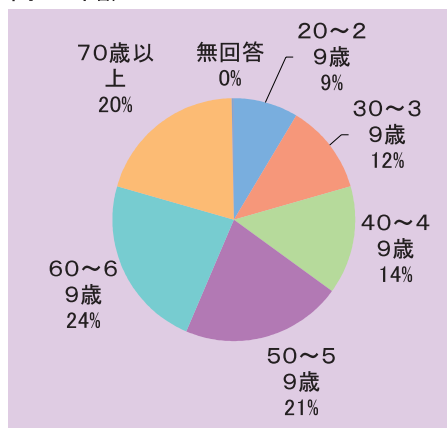
回収数：451票（回収率 45.1%）

#### 単純集計結果

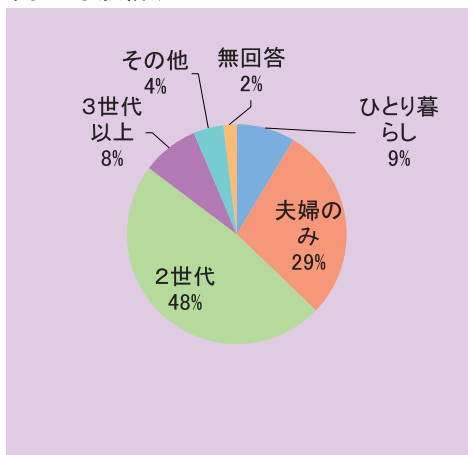
問1 性別



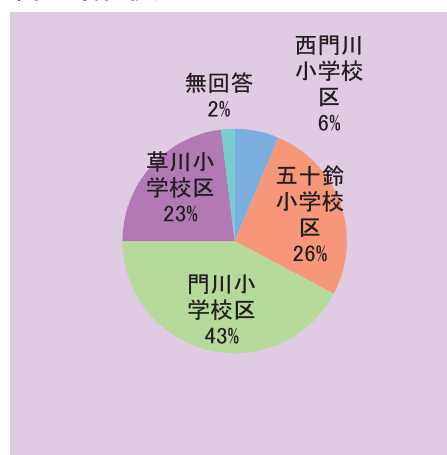
問2 年齢



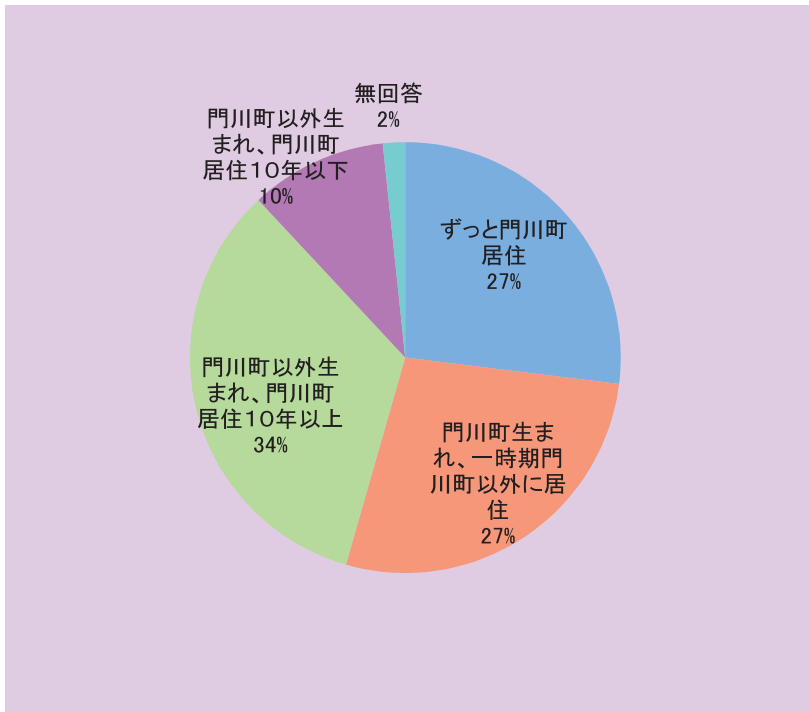
問3 家族構成



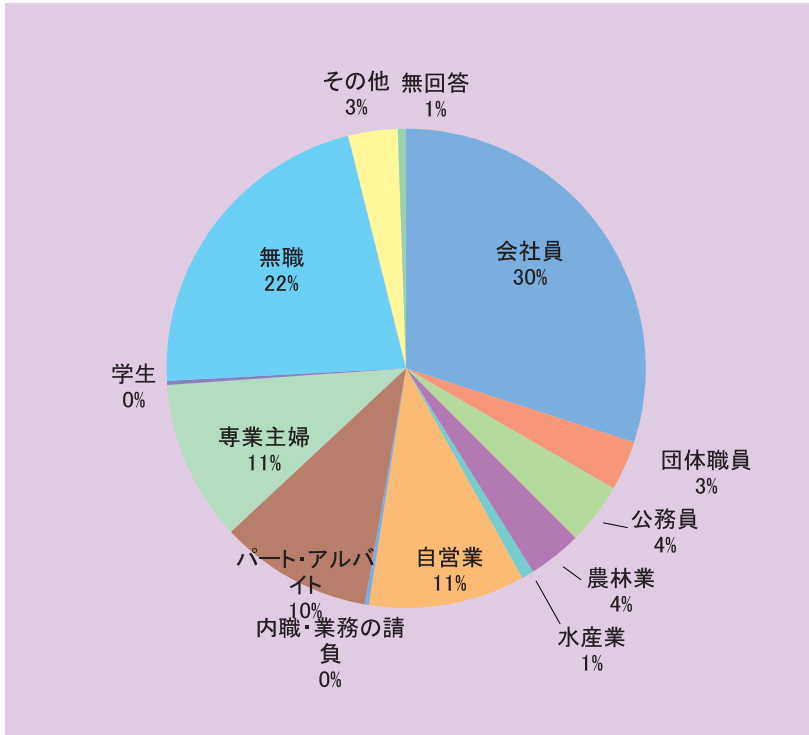
問4 居住校区



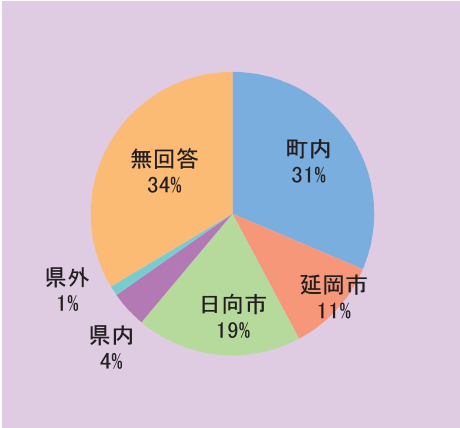
問5 居住歴



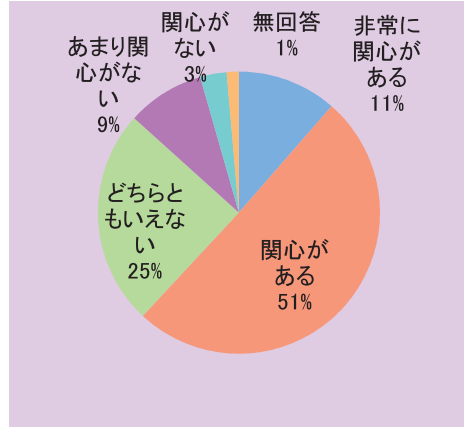
問6 職業



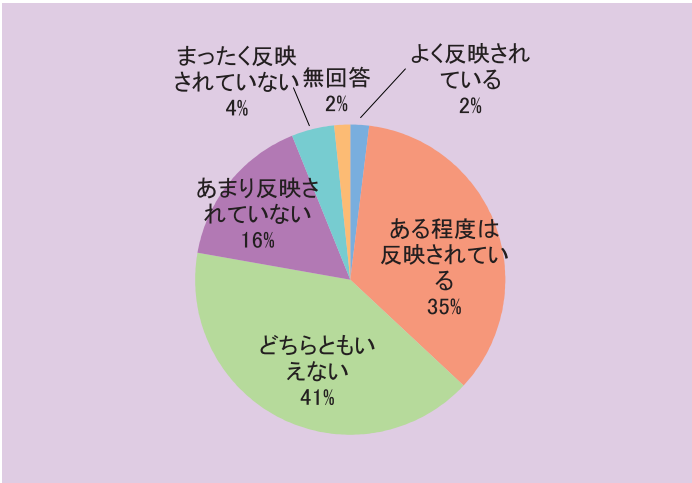
問7 勤務先



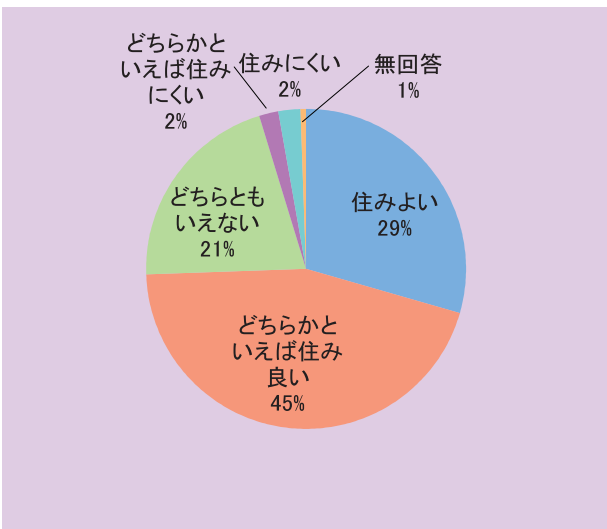
問8 町政関心度



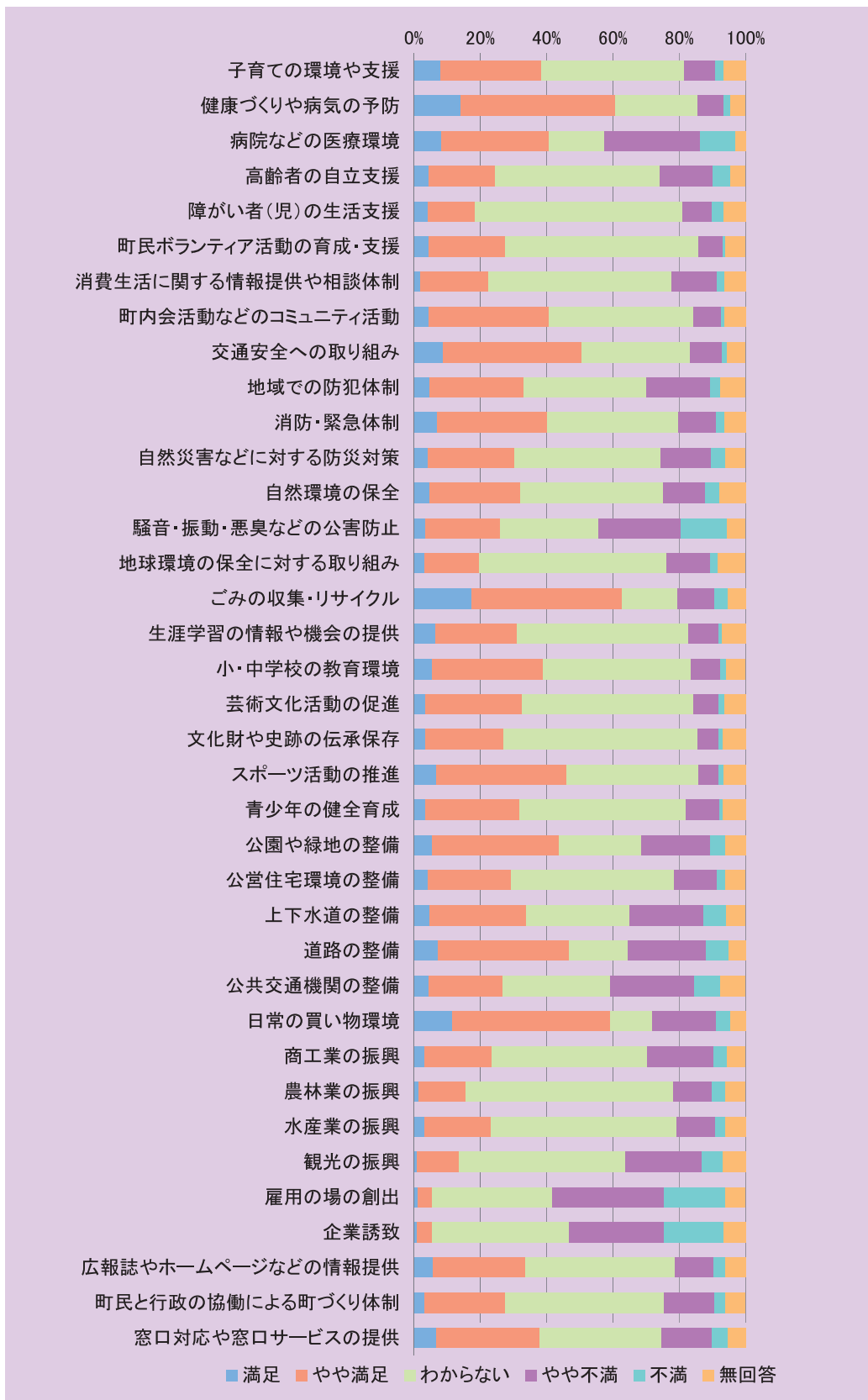
問9 町民の声の反映度



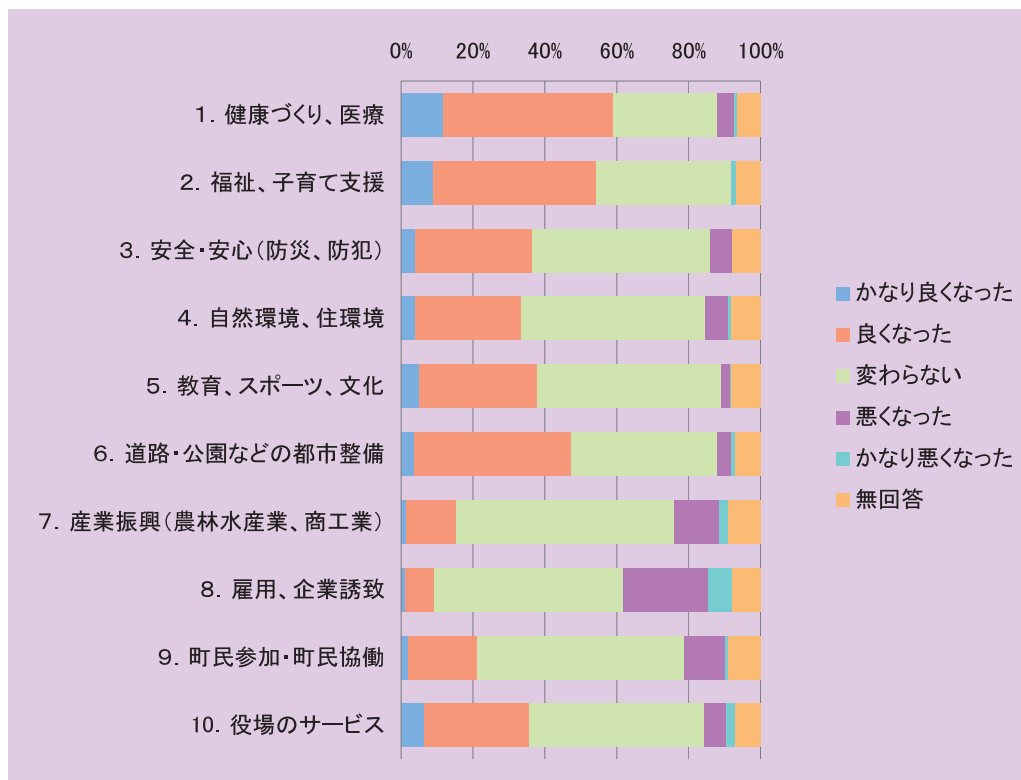
問10 門川町の住み心地



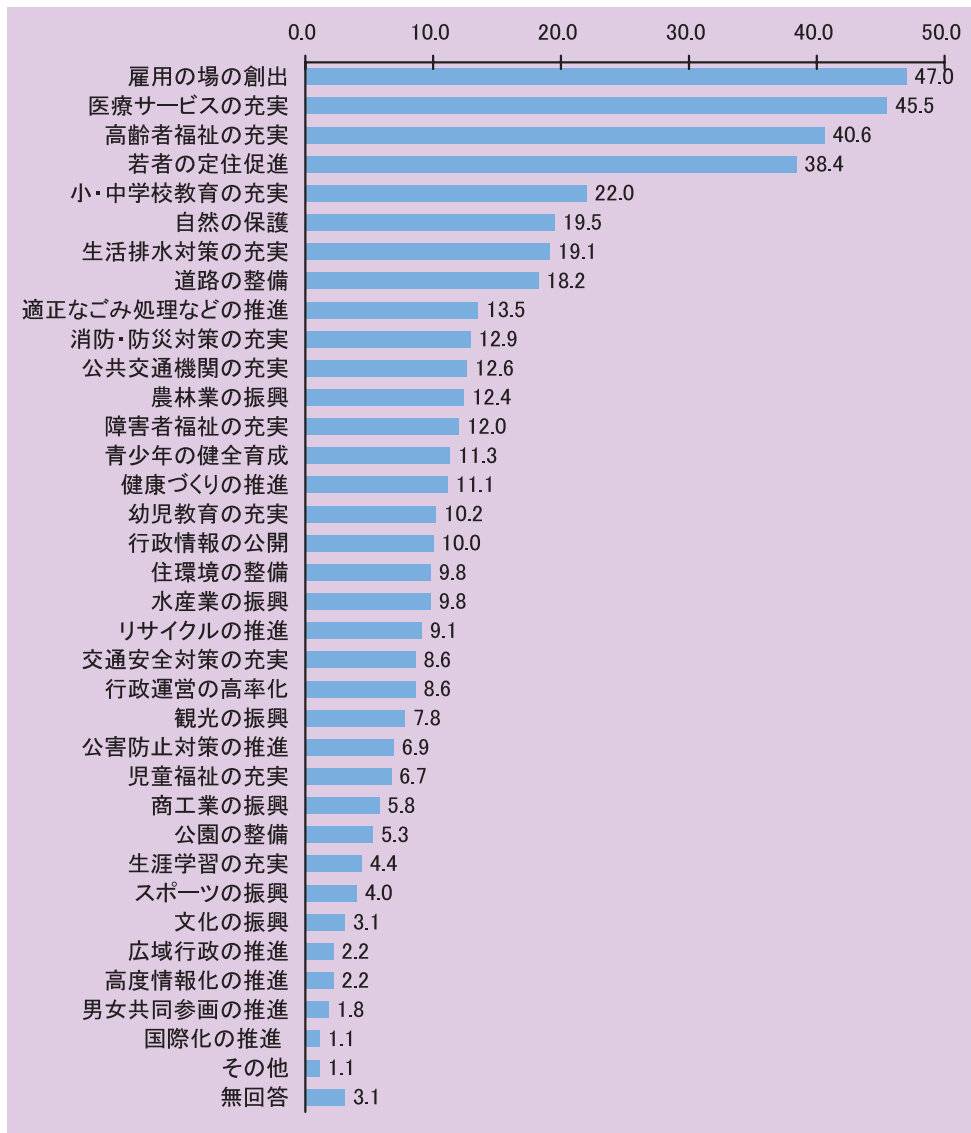
問11 日常生活における満足度



問12 10年前との比較

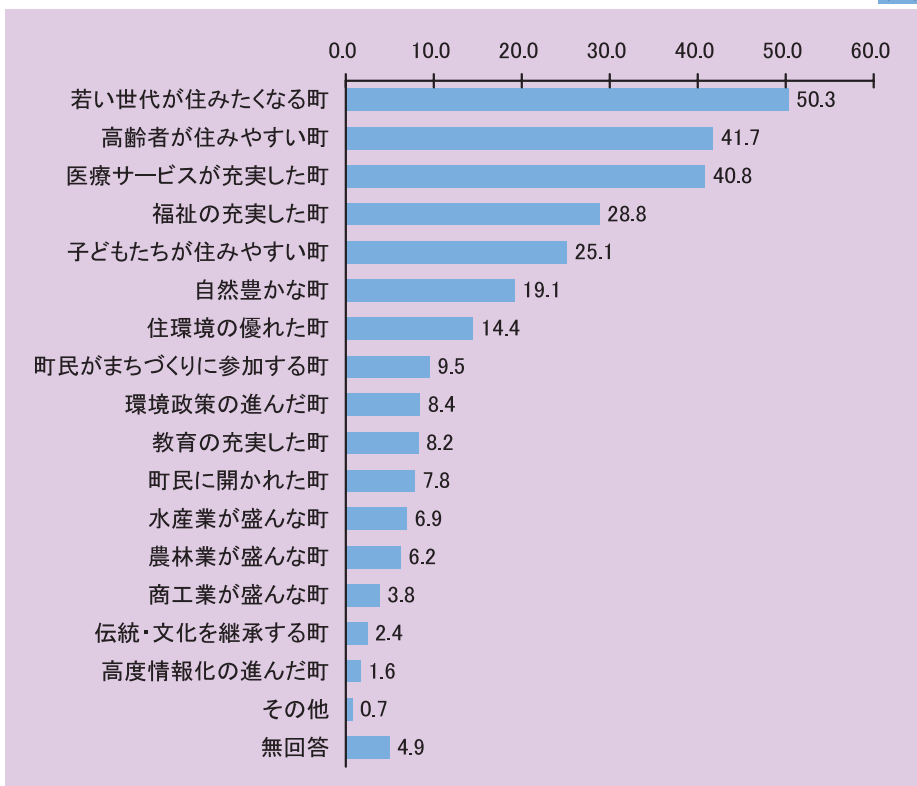


問13 重点的に取り組んでほしい政策(5つまで複数回答) (%)



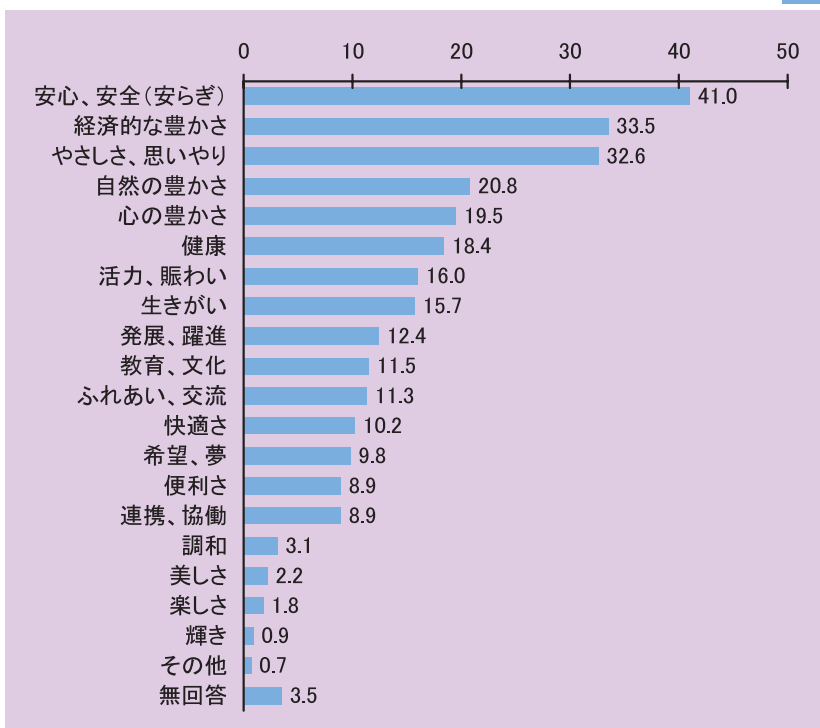
問14 門川町の将来像(3つまで複数回答)

(%)

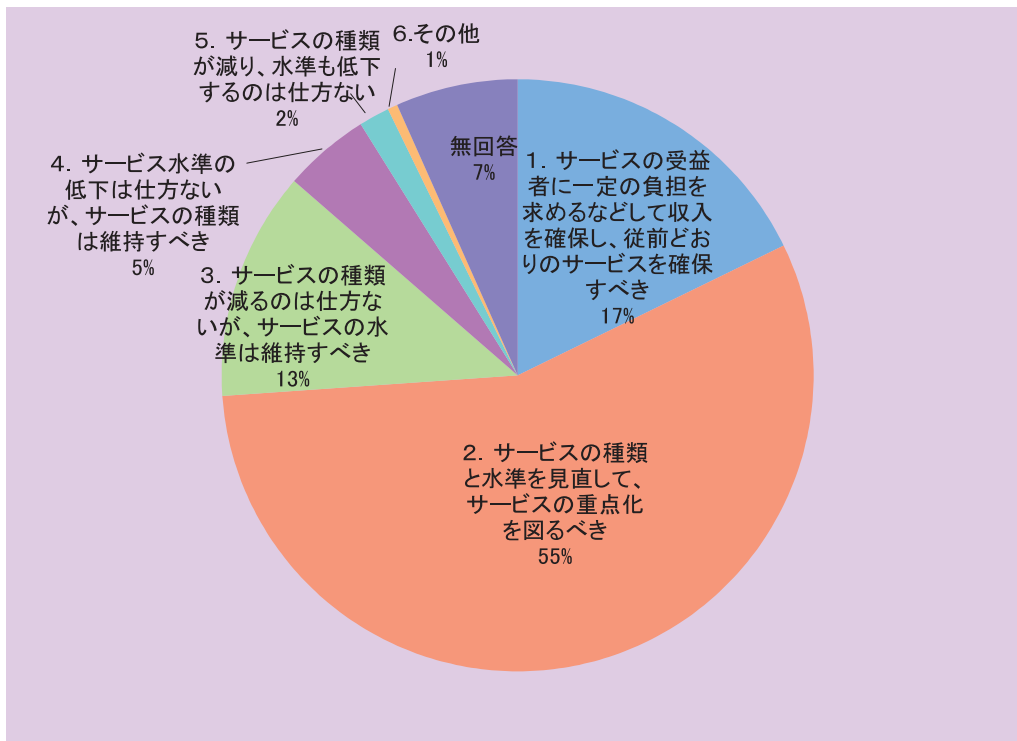


問15 まちづくりのキーワード(3つまで複数回答)

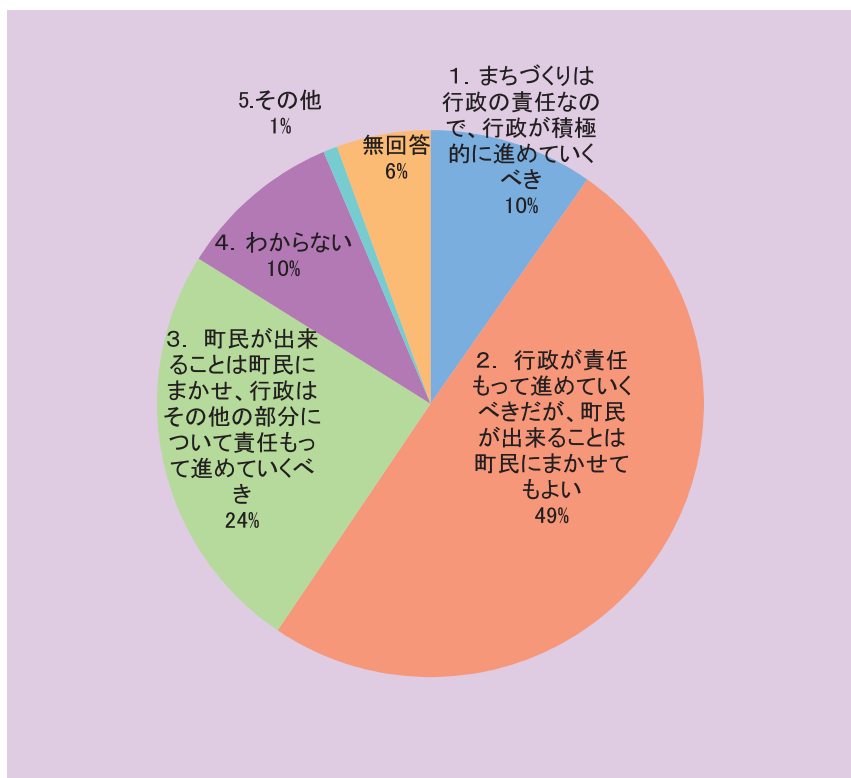
(%)



問16 これからの行政サービスのあり方

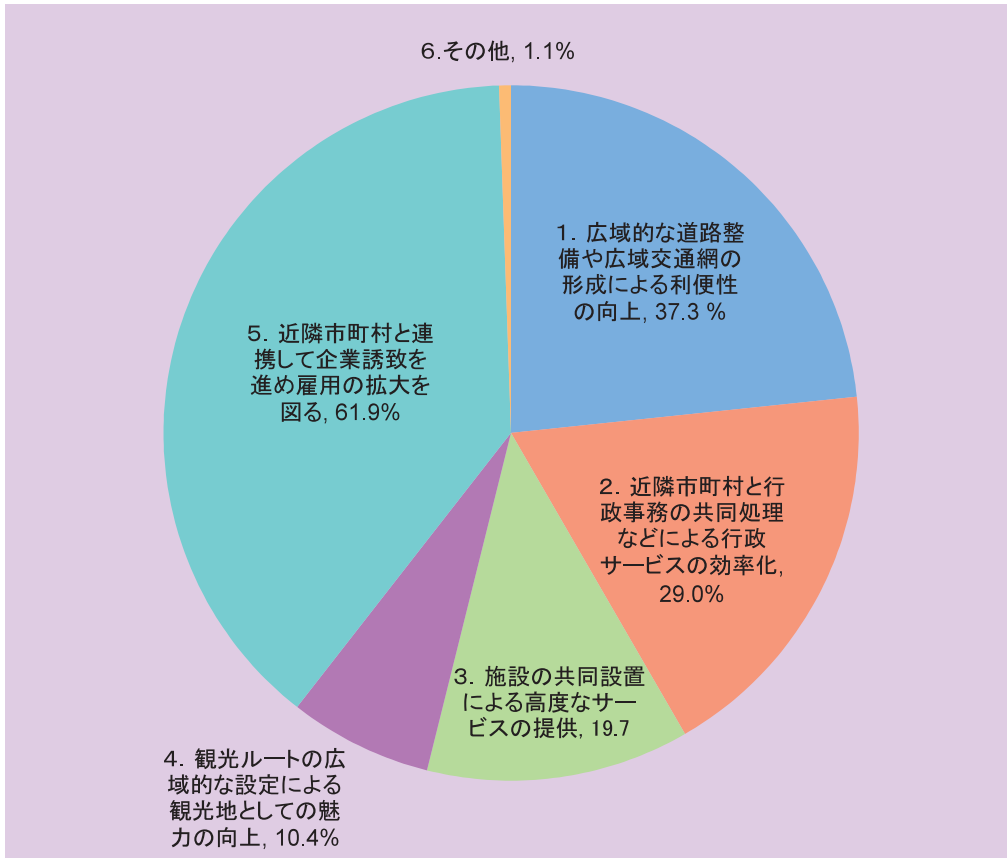


問17 町民と行政の関わり

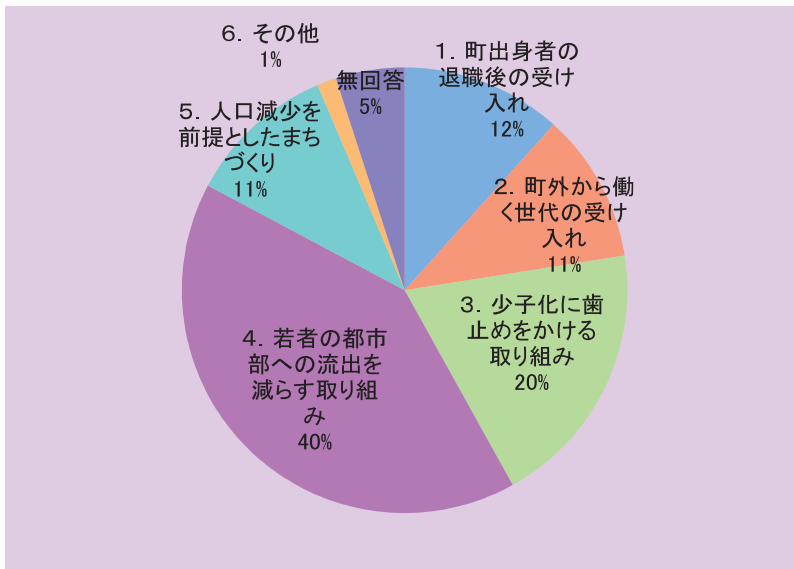




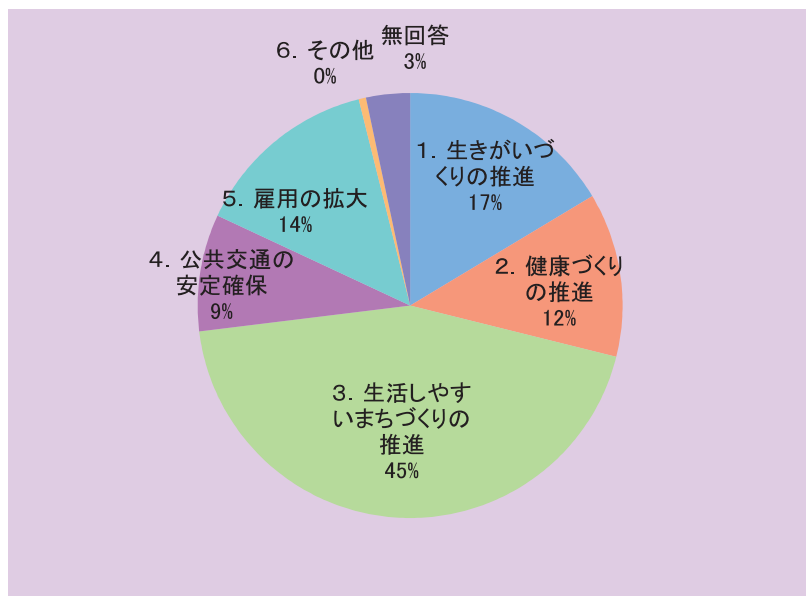
問18 近隣市町村との広域連携(2つまで複数回答)



問19 人口減少社会への対応



問20 高齢化社会への対応



門発第1-733号  
平成23年2月7日

門川町総合計画審議会  
会長 松澤 衛 殿

門川町長 安田 修

## 第5次門川町長期総合計画（案）について（諮問）

門川町では、日本一住みよい門川町を目指して計画的かつ総合的な行政を推進してきました。

しかし、今日の社会経済情勢の変化に対応し、町政のより一層の発展を図るため、平成23年度から平成32年度を計画年度とする第5次門川町長期総合計画案を策定いたしました。

つきましては、本計画案について調査・審議くださるよう諮問いたします。

答 申 書

平成23年2月25日

門川町長 安 田 修 殿

門川町総合計画審議会  
会長 松 澤 衛

第5次門川町長期総合計画の答申について

平成23年2月7日門発1-733号をもって、当審議会に対して諮問のあった第5次門川町長期総合計画（案）については、審議会において慎重に審議した結果、別冊のとおり答申いたします。

なお、今後も引き続き厳しい行財政運営が求められる中ではありますが、本総合計画の実現にむけて、一層努力されることを要望します。

## 門川町総合計画審議会条例

(昭和45年3月17日条例第4号)

### (設置)

第1条 町長の諮問に応じ、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の規定による本町の基本構想を定めるに必要な事項を審議するため、門川町総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

### (組織)

第2条 審議会は、委員35名以内をもって組織する。

- 2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が任命し、又は委嘱する。
  - (1) 関係行政機関の役職員
  - (2) 公共的団体、その他の関係団体の役職員
  - (3) 学識経験者
  - (4) その他町長が必要と認める者

### (会長)

第3条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 議事は、出席委員の半数以上で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

### (専門調査委員)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に専門的事項を調査させるため、専門調査委員を置く。

- 2 専門調査委員は、専門的学識経験を有すると認める者を町長が委嘱する。

### (庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務企画課において処理する。

### (雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

### (附則以下略)

## 第5次門川町長期総合計画審議会委員

氏 名	職 名
安 田 茂 明	町議会議長
安 藤 福 松	町議会総務財政委員長
黒 木 裕	〃 文教厚生委員長
朝 倉 利 文	〃 産業建設委員長
安 田 新	社会福祉協議会会長
小 澤 壽賀穂	障がい者連絡協議会会長
黒 木 光 男	高齢者クラブ会長
神 井 勝	農業委員会会長
高 橋 俊 一	門川町認定農業者連絡協議会会長
松 澤 衛	商工会会長
大 森 有 二	観光協会会長
黒 木 巧	門川漁協組合長
岩 田 一 廣	庵川漁協組合長
米 良 正 秋	日向農業協同組合理事（門川地区理事）
米 良 一 郎	耳川広域森林組合理事（門川地区理事）
姫 野 勝	水産加工業協同組合長
平 木 健	教育委員長
岩 切 幹 夫	P T A 協議会会長
吉 春 俊 一	小中学校校長会会長
小 池 太 郎	体育協会代表
松 本 英 毅	文化協会代表
日 高 迪 暢	地区会長・自治公民館連合会会長
長谷川 明 正	建設業協会門川支部長
黒 木 洋 子	婦人団体連絡協議会会長
黒 木 昌 代	西門川地区住民代表
園 田 孝 代	草川・庵川地区住民代表
濱 口 順 子	尾末地区住民代表
姫 野 淑 子	門川地区住民代表
河 野 眞 一	「やっちみろや健康づくりプラン21」評価委員会会長
工 藤 剛	消防団団長
金 丸 直	日向地区交通安全協会 門川支部
金 丸 隆 一	東臼杵農林振興局長
濱 田 良 和	日向土木事務所長
藤 崎 淳一郎	日向保健所長
林 和 豊	北部福祉こどもセンター所長





## 第5次 門川町長期総合計画

発行／門川町 〒889-0696 宮崎県東臼杵郡門川町本町1-1  
☎(代表)0982-63-1140